



北里大学
KITASATO UNIVERSITY

Kitasato University
Campus Guide 2025

豊かな学生生活のために



(北里柴三郎記念博物館所蔵)

建学の精神 *Our Four Guiding Principles*

北里大学は、世界的な細菌学者であり、我が国の近代医学と衛生行政の発展に多大な貢献を果たした北里柴三郎を学祖と仰ぎ、1962年に北里研究所創立50周年を記念して創設されました。

北里柴三郎の業績は、「科学者としての真の学問追求」「社会事業家としての国創」「教育者としての人材育成」に集約されます。北里は常々、「事を処してパイオニアたれ。人に交わって恩を思え。そして叡智をもって実学の人として、不撓不屈の精神を貫け。」と門下生に説いていました。

北里大学は、北里が成した学統を受け継ぎ、北里が顕現した「開拓」「報恩」「叡智と実践」「不撓不屈」を建学の精神としています。

開拓：「事を処してパイオニアたれ」

科学の世界ではパイオニアとなり独創性に富んだアイデアを持つ。

The Spirit of Pioneering

Use your ingenuity and creativity to be a pioneer in the world of science.

報恩：「人に交わって恩を思え」

自分を育ててくれた人と社会に感謝し社会に貢献することで、恩に報いる。

The Spirit of Thankfulness

Be thankful to the people and society that fostered you, and repay your debt with your contribution to society.

叡智と実践：「そして叡智をもって実学の人として」

学んで得た知識と技術を実践の場に活かし社会に還元する。

The Spirit of Wisdom and Practice

Put your knowledge and skills into practice for the benefit of society.

不撓不屈：「不撓不屈の精神を貫け」

そのためには、いかなる困難にも屈することなく、果敢にチャレンジする。

The Spirit of Tenacity

Tackle whatever challenge you may face with unwavering determination.

本学に学ぶ者は、この精神に徹して学業に励み、技能を磨き、徳性を養い、将来有為なる科学人たらんことを期すことが求められる。

北里研究所・北里大学の理念

The Philosophy of the Kitasato Institute

いのちを^{たつと}尊び、生命の真理を探求し、実学の精神をもって社会に貢献する。

With profound respect for the sanctity of life, our purpose is to contribute to society by dedicating ourselves to the quest for truth through the application of practical science.



充実したキャンパスライフを

一般教育部長 伊藤 真吾

ご入学おめでとうございます。この冊子は、皆さんの新たな一歩を応援するため、学生生活に役立つ情報をまとめたものです。事務手続きで迷ったとき、一人暮らしで困ったとき、課外活動について知りたいときなど、ぜひ活用してください。

大学生活は、人生の中でも特に成長と発見に満ちた時期です。学業や将来の進路を考えるだけでなく、自分自身を深く見詰め、多様な経験を積む絶好の機会でもあります。勉学に励むことはもちろん、人間関係を築く力や新しい趣味を見つける楽しさ、困難に立ち向かう強さなど、ここで得るものは皆さんの人生を豊かにする土台となるでしょう。

大学での時間は長いようで、振り返ればあっという間です。「やりたいこと」も「やるべきこと」も多い中で、優先順位を考えながら計画的に行動することが大切です。将来の自分を思い描きながら、一步一步進んでいきましょう。

皆さんのキャンパスライフが有意義で実り多いものとなるよう、心から応援しています。



校章

「學」の中央部の罨の部分には、破傷風菌を図案化したもので、学祖北里柴三郎博士が破傷風菌の純培養に成功し、血清療法を確立されたことを記念したものである。



大学徽章

全体は人体の中心をなす心臓をかたどり、右心房（耳）には北里博士ゆかりの破傷風菌を表し、左心房では学部ごとに定めたイニシャルとカラーにより学部が識別される。紺青はスクールカラーで、第1回生の考案によるものである。

一般教育部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

一般教育部では、幅広い視野および豊かな人間性と倫理観を備え、全人的な教養を身につけた生命科学を志向する人材の育成を目的としています。そのための教育研究上の目的は(1)自然科学分野の幅広い知識、社会人としての教養、語学、数学および情報処理などの基礎知識を教授し、(2)意思疎通、自己表現のためのコミュニケーション能力を育成するとともに、(3)学部教育へのスムーズな橋渡しを可能にする教育を実践することとします。



Sophia kai Ergonというのは「叡智と実践」という意味のギリシャ語であり、わが北里大学のスクールモットーである。

建学の精神	
校章・大学徽章	
一般教育部長のことば	1
クラス主任およびチューター一覧	4
一般教育部行事予定	5
キャンパスマップ	6
L1・L2号館平面図	8
大学徽章の学部識別と学部・学科・専攻の英文呼称	10

1. 窓口業務

事務室・図書館窓口案内	12
掲示板	13
各種届・諸手続について	14
諸手続・届・願	15
学生割引について・証明書自動発行機について	17
奨学金・アルバイト等	19
アルバイト	23
スクールバスの運行（相模原キャンパス）	24
就職センター・就職資料室利用案内	25

2. 相模原キャンパス案内

一般教育部・施設案内	28
コンピュータ室・コンピュータ自習室	28
外国語〈CALL Room〉	29
ASC（アスク）一般教育部学習サポートセンター	30
総合体育館	31
図書館（教養図書分館）	32
キャンパス施設案内	33
講義室・ピアノ・コンセント・ロッカー・学生自習室	33
運動施設・バーベキュー施設	34
学生食堂・売店	35
学生ホール・その他の施設・コピー	36

3. 課外活動

球技大会・北里祭	38
北里会体育会・文化会クラブ一覧	38
学部北里会クラブ一覧	39
一般教育部北里会	40
一般教育部懇和会	41

4. 生活ガイド

健康管理センター（保健室・学生相談室）について	46
学生教育研究災害傷害補償制度及び付帯賠償責任補償制度について	52
北里大学における人権侵害（ハラスメント）防止への取り組みについて	53
北里大学における個人情報保護への取り組みについて	65
気をつけよう	67
防犯等について・薬物	67
闇バイト	68
特殊詐欺	68
悪質商法	69
マイナンバー制度に便乗した詐欺について・不審電話について	72
インターネットショッピング、インターネットオークション	
盗難にあったら・20歳未満の飲酒について・急性アルコール中毒	73
防犯について・カルトに注意	
加害者にならないようにしましょう	74
上手につかおうソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNSガイドライン）	75
マナーについて（相模原キャンパス）	76
自家用車による通学の禁止・バイク通学の自粛について・バス通学について	76
自転車通学について	77
携帯電話・スマートフォン等	78
構内全面禁煙・ごみの後始末・ネットのマナー	79

5. 北里大学について

北里大学沿革	82
北里大学の組織	83
その他のキャンパス	84
白金キャンパス・十和田キャンパス・新潟キャンパス	84
研修所・実習所	85
附属厚生施設（八雲総合実習所・三陸キャンパス海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター）	85
北里柴三郎先生小伝	86
北里柴三郎記念館	88
北里大学同窓会について	89

諸規則	91
北里大学・北里研究所・附属施設所在地	139
北里大学学生歌・北里大学校歌	

2025年度 クラス主任およびチューター一覧

クラス主任・チューター

皆さんの学業・学生生活の諸問題などについての相談に応じる担当教員です。

連絡担当教員

専門課程の立場から専門科目の講義・実習・皆さんの将来の進路選択や学生生活について質問に応じる獣医学部の担当教員です。

自分のクラスの教員をしっかりと覚えて、分からないことがあれば気軽に相談に行ってください。

学 部	クラス主任およびチューター		学 部	クラス主任およびチューター				
薬 学 部	学 年 主 任	尾鳥 勝也 教授	物 理 学 科	川崎 健夫 教授	小寺 義男 教授			
	A・B・C・D・Sクラス主任	古平 栄一 准教授		三森 康義 教授	(年度内着任予定) 教授			
	副 ク ラ ス 主 任	小林 昌宏 准教授		黒田 圭司 准教授	中村 厚 准教授			
	副 ク ラ ス 主 任	岩澤真紀子 准教授		松井 崇 准教授	西沢 望 准教授			
	副 ク ラ ス 主 任	毛利 順一 講師		稲田 妙子 講師	佐々木 伸 講師			
	副 ク ラ ス 主 任	前田 実花 講師		山村 滋典 講師	大石 正道 講師			
	副 ク ラ ス 主 任	鈴木 絢子 講師		今野 智之 講師				
獣 医 学 部	連絡担当教員	吉岡 一機 教授	理 学 部	化 学 科	石川 春樹 教授	末吉 健志 教授		
		柏本 孝茂 教授			長谷川真士 教授	弓削 秀隆 教授		
	V A クラス	平井 清子 教授			水瀬 賢太 准教授	犬井 洋 准教授		
	V B クラス	三田 順 准教授			土屋 敬広 准教授	梶山 和政 准教授		
	V C クラス	西村真由子 講師			南 英之 講師	上田 将史 講師		
	V D クラス	米山 泰祐 講師	神谷 昌宏 講師	森屋 亮平 講師				
	連絡担当教員	松浦 晶央 准教授	医 学 部	生 物 科 学 科	松尾 拓哉 教授	木村 透 教授		
		落合 優 准教授			松田 知己 教授	江島 耕二 教授		
	Z A クラス	畠山 禎 教授			伊藤 道彦 准教授	関田 洋一 准教授		
	Z B クラス	宮崎 直 准教授			田村 啓 講師	渡邊 大介 講師		
	Z C クラス	山口 佳美 講師			堤 弘次 講師	滝本 博明 講師		
	Z D クラス	小川 智也 講師			長島 隆一 講師	福島 俊一 講師		
	連絡担当教員	眞家 永光 教授			医 療 衛 生 学 部	保 健 衛 生 学 科	HS	環境保健
	多胡香奈子 教授	臨床心理						市倉加奈子 准教授
G A クラス	山本 洋 教授	医 療 検 査 学 科	ML	A			1	高橋 博之 教授
G B クラス	高橋 勇 准教授						2	西村由香里 助教
G C クラス	赤澤とし子 准教授			B			1	佐藤 隆司 講師
G D クラス	齋藤カズマ・マリオ 講師	2	宇治橋善勝 講師					
学 年 主 任	天野 英樹 教授	臨 床 工 学 専 攻	CE		稲岡 秀検 教授			
A クラ ス	小原 宏哉 講師			A	五味 勉 教授			
B クラ ス	細野加奈子 講師			B	五味 勉 教授			
C クラ ス	高口 大 講師			C	轟 辰也 助教			
D クラ ス	松田 弘美 講師			A	渡邊 裕之 准教授			
MB A クラス	難波 信由 准教授				B	清水 忍 講師		
MB Bクラス	上岡 麗子 講師			A	幅田 智也 講師			
MB Cクラス	山田雄一郎 講師				B	山本恵利香 助教		
MB Dクラス	古川 史也 講師			ST	水戸 陽子 講師			
MB Eクラス	吉武 和敏 講師							
MB Fクラス	池上 花奈 助教	OV	浅川 賢 准教授					
学 年 主 任	林 哲範 教授			未 来 工 学 部	学 年 主 任	鎌田真由美 教授		
A 1 クラス	北川 柚香 助教	A クラ ス	鎌田真由美 教授					
A 2 クラス	綿貫恵美子 准教授	B クラ ス	原 雄一郎 准教授					
B 1 クラス	青柳 秀昭 助教	C クラ ス	設楽 久志 講師					
B 2 クラス	松尾真規子 准教授							

2025年度 一般教育部行事予定

4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

8月							9月							10月							11月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2			1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29		
31																					30							

12月							1月							2月							3月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		1	2	3	4	5	6						1	2	3	1	2	3	4	⑤	⑥	⑦	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	⑨	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14		
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21		
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31								29	30	31						

※ の付いている日は休講日及び休暇期間とする。ただし、 期間中に補講や○(追再試験) が実施される場合があるため、該当者は注意すること。

入学式	4月5日(土)	オリエンテーション 及びガイダンス	4月1日(火)～4月8日(火)
前期授業開始	4月9日(水)	後期補講日	12月18日(木)、23日(火)、 24日(水)
前期補講日	7月18日(金)、23日(水)、 24日(木)	後期授業終了	1月10日(土)
前期授業終了	7月31日(木)	後期試験	1月5日(月)～1月14日(水)
前期試験	7月25日(金)～8月1日(金)	冬期休業	12月25日(木)～1月4日(日)
夏期休業及び 《前期追再試験》	8月5日(火)～9月7日(日) 8月27日(水)～8月30日(土)	春期休業及び 《後期追再試験》	1月15日(木)～3月31日(火) 2月5日(木)～2月9日(月)
後期授業開始	9月8日(月)		
球技大会	6月1日(日)、6月8日(日)	教職課程地学実験	後日掲示
北里祭	11月1日(土)、11月2日(日)		

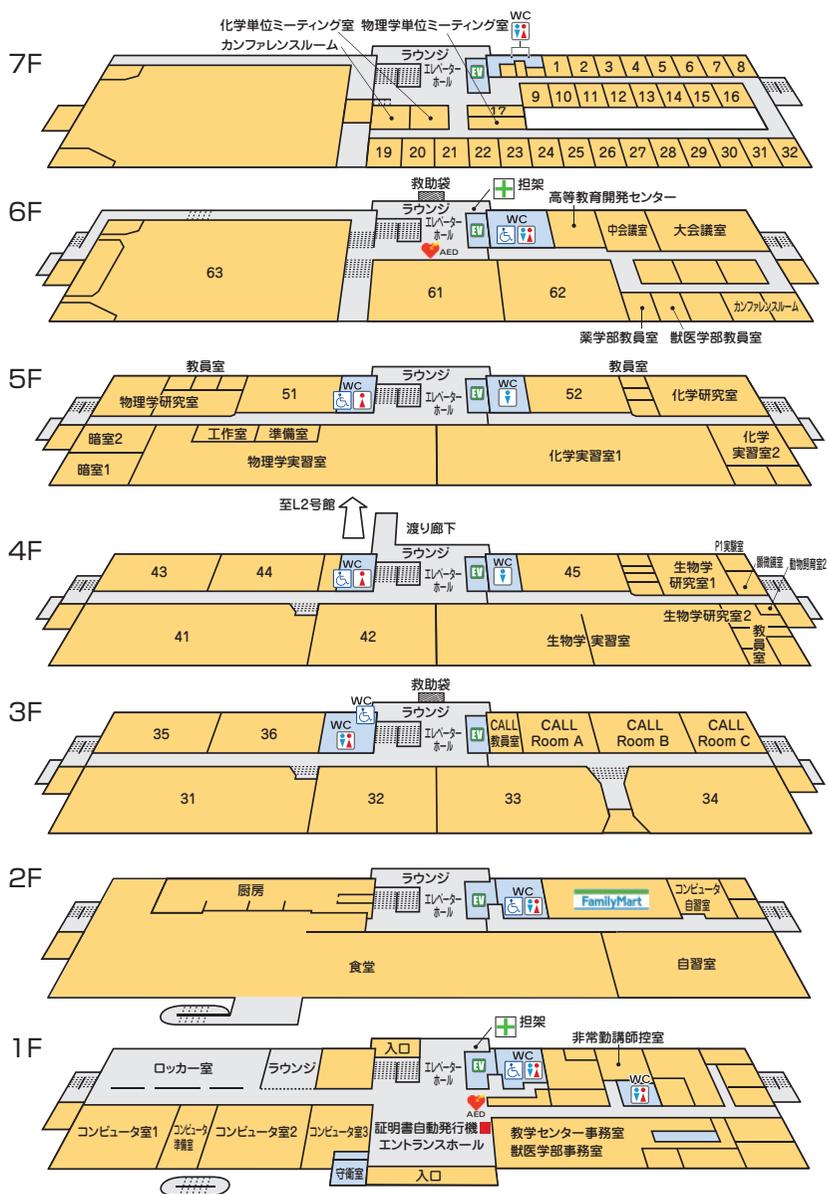
【1群科目祝日授業実施日／授業休講日等】

4月20日(日)	開校記念日 【授業休講日】	10月31日(金)	北里祭準備日 【授業休講日】
5月6日(火)	こどもの日振替【祝日授業実施日】	11月1日(土)・2日(日)	北里祭当日 【授業休講日】
7月21日(月)	海の日 【祝日授業実施日】	11月5日(水)	北里研究所創立記念日【授業休講日】
10月13日(月)	スポーツの日【祝日授業実施日】	11月24日(月)	勤労感謝の日振替【祝日授業実施日】

※ 2・3群科目の授業・試験等の実施については、各学部の指示に従うこと。

L1・L2号館平面図

L1号館

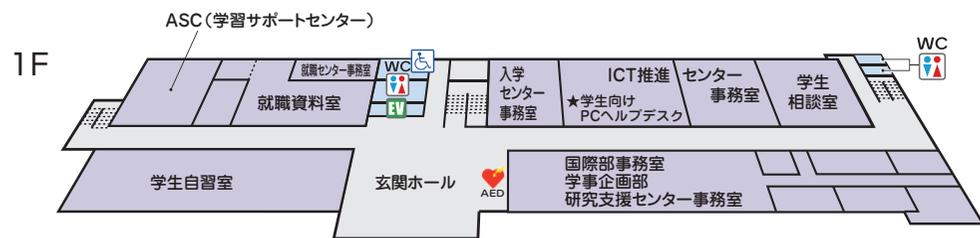
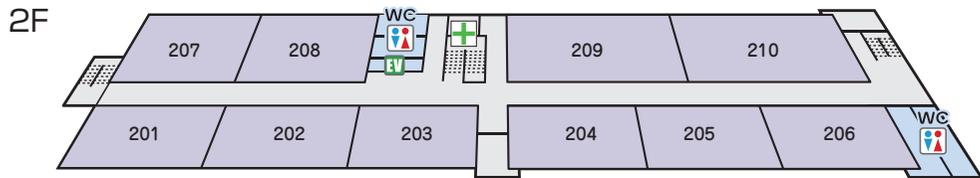
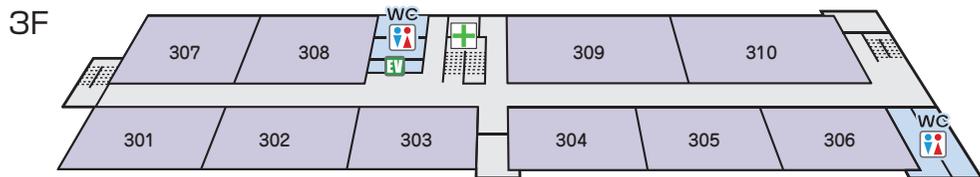


L1号館周辺

L1号館前南側には学祖 北里柴三郎博士之像（1993（平成5）年PPA寄贈）があります。北里柴三郎博士之像は長く医学部 M1号館前に設置されていましたが、今のL1号館の完成に伴い現在の位置に移設されました。

L1号館西側角の「夕立ち」像は、1995（平成7）年3月末日をもって、27年間の歴史を閉じた教養部の総括記念として設置されました。この黒みかげ石のモニュメントは、宮沢光造氏（1958年生、東京造形大学卒、二科会会友）の力作であって、夕立ちのあとの美しい光の彩に夢をいだく童子のふくよかな容貌に、人間らしさの原点が感じられます。

L2号館



大学徽章の学部識別と 学部・学科・専攻の英文呼称



P 薬学部 School of Pharmacy

薬学科	PP	Faculty of Pharmacy
生命創薬科学科	PL	Department of Pharmaceutical Life Sciences



V 獣医学部 School of Veterinary Medicine

獣医学科	V	Faculty of Veterinary Medicine
動物資源科学科	Z	Department of Animal Science
グリーン環境創成科学科	G	Department of Green Innovation and Environmental Bioscience



M 医学部 School of Medicine



MB 海洋生命科学部 School of Marine Biosciences



N 看護学部 School of Nursing



S 理学部 School of Science

物理学科	SP	Department of Physics
化学科	SC	Department of Chemistry
生物科学科	SB	Department of Biosciences



A 医療衛生学部 School of Allied Health Sciences

保健衛生学科	HS	Department of Health Science
医療検査学科	ML	Department of Medical Laboratory Sciences
医療工学科	ET	Department of Medical Engineering and Technology
臨床工学専攻	CE	Clinical Engineering Course
診療放射線技術科学専攻	RT	Radiological Technology Course
リハビリテーション学科	RE	Department of Rehabilitation
理学療法学専攻	PT	Physical Therapy Course
作業療法学専攻	OT	Occupational Therapy Course
言語聴覚療法学専攻	ST	Speech Therapy Course
視覚機能療法学専攻	OV	Orthoptics and Visual Science Course



FR 未来工学部 School of Frontier Engineering

データサイエンス学科	FU	Department of Data Science
------------	----	----------------------------



H 健康科学部 School of Health Sciences

看護学科	WN	Department of Nursing Science
医療検査学科	WL	Department of Medical Laboratory Science

一般教育部 College of Liberal Arts and Sciences

1

窓口業務

学生生活を過ごす上で、迷ったら教学センター事務室
あるいは各学部事務室を訪ねてください。
いずれの事務室も窓口受付時間を守って訪ねましょう。

- 事務室・図書館窓口案内 12
- 掲示板 13
- 各種届・諸手続について 14
- 諸手続・届・願 15
 - ・ 学生割引について
 - ・ 証明書自動発行機について
- 奨学金・アルバイト等 19
- スクールバスの運行（相模原キャンパス）..... 24

事務室・図書館窓口案内

授業がある日の事務取扱時間は、次の通りです、ただし、夏期・冬期休業中の試験や補講期間及び大学行事等により取扱期間が変更になる場合があります。その場合は、掲示等でお知らせしますのでご注意ください。

教学センター事務室一般教育課は皆さんが1年次で履修する一般教育科目の運営を行っています。

薬学部1年生の相模原キャンパスでの窓口となります。

事務の取扱時間

建物	事務室名	月～金曜日	土曜日	備考	詳細
L1号館	教学センター事務室 一般教育課/学生課	8:45～17:00	8:45～12:00	11:10～12:10 閉室/第2第4土曜閉室	
	獣医学部事務室				
図書館 (教養図書分館)	教養図書分館	9:00～19:00	9:00～13:00	第2第4土曜日は閉館	p.12
新M号館	医学部事務室	8:45～17:10	8:45～12:15	11:20～12:20 閉室/第2第4土曜閉室	
M2号館	医療系図書分館	9:00～21:00	9:00～12:00	日曜・祝日・年末年始は閉館	
MB号館	海洋生命科学部事務室	8:45～17:00	8:45～12:00	11:10～12:10 閉室/第2第4土曜閉室	
N号館	看護学部事務室	8:45～17:00	8:45～12:15	11:10～12:10 閉室/第2第4土曜閉室	
S号館	理学部事務室	8:45～17:00	8:45～12:15	11:10～12:10 閉室/第2第4土曜閉室	
	図書館(理学部分館)	9:00～20:00	9:00～17:00	8月中の土曜日は閉館	
S号館1階	教職課程センター事務室	9:00～17:00	9:00～17:00	11:20～12:20 閉室/ 1～3月の土曜日は9:00～12:00	
A1号館	医療衛生学部事務室	8:45～17:00	閉室	11:10～12:10 閉室	
FR号館	未来工学部事務室	8:45～17:00	8:45～12:00	11:10～12:10 閉室/第2第4土曜閉室	
L2号館	就職センター事務室	9:00～17:00	9:00～12:00	11:20～12:20 閉室/第2第4土曜閉室	p.25
	国際部事務室	9:00～17:00	9:00～12:30	11:20～12:20 閉室/第2第4土曜閉室	
	ICT推進センター事務室	9:00～17:00		11:20～12:20 閉室/第2第4土曜閉室	
	ASC(アスク) 学習サポートセンター	月～金 12:30～17:30 土・日・祝日は閉室、授業期間(長期休暇期間、北里祭期間等を除く)に閉室します。			p.30
IPE棟	学生相談室	9:00～17:00	9:00～12:30	第2第4土曜閉室	p.50
	健康管理センター保健室	8:30～16:30	閉室		p.46
	臨床教育研究棟図書館	9:00～24:00	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始は閉館	

事務の担当業務

教学センター 各学部事務室 (一般教育課・学生課)	授業に関すること	履修登録・変更、授業時間割、休講、補講、教科書、レポート提出・返却など
	試験に関すること	定期試験、追再試験時間割、受験許可証など
	成績及び進級に関して	成績等発表
	教職課程・学芸員養成課程	課程登録、履修登録、授業、試験、成績、介護等体験実習など
	証明書に関すること	在学証明書、成績証明書、通学証明書など
	学生証に関すること	交付、再発行
	学籍発行に関すること	学生旅客運賃割引証明書
	学籍・学費に関すること	休学、退学、復学、学籍登録、学費納入・延納など
	欠席に関すること	授業欠席、忌引欠席、試験欠席
	学生の身上に関すること	身上変更(姓名、本籍地、保証人変更)、住所変更など
	奨学金に関すること	日本学生支援機構、北里大学奨学金など学内奨学金、地方自治体などの学外奨学金
	施設等の借用に関すること	教室使用、備品借用
	体育施設等の利用に関すること	放課後におけるクラブや懇和会、クラス会などでの利用について
	厚生施設に関すること	バーベキュー場、八雲総合実習所
	一般教育部北里会に関すること	懇和会申込み受付など
	北里会に関すること	体育会・文化会のクラブ活動全般について
	事件・事故に関すること	正課中や通学途中等での事件・事故の報告
	学生の保険に関すること	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
	紛失・盗難、拾得物に関すること	紛失・盗難申請手続き、拾得物の管理
	球技大会・大学祭に関すること	実行委員の選出・運営のサポート
アルバイトに関すること	求人票はホームページに掲載	
自転車・バイクの登録に関すること	入構ステッカーの交付	
その他の学生生活に関する相談	学生生活全般	
就職センター事務室	就職情報の提供に関すること	就職システム(企業・病院等求人情報検索)、就職資料室
	就職活動の支援に関すること	模擬面接や履歴書・エントリーシートの添削など
	その他就職活動に関すること	就職活動全般
ICT推進センター事務室	マイクロソフト包括ライセンス申請に関すること	学生メディア利用申請受付(詳細・手続きは大学HP上に掲載)

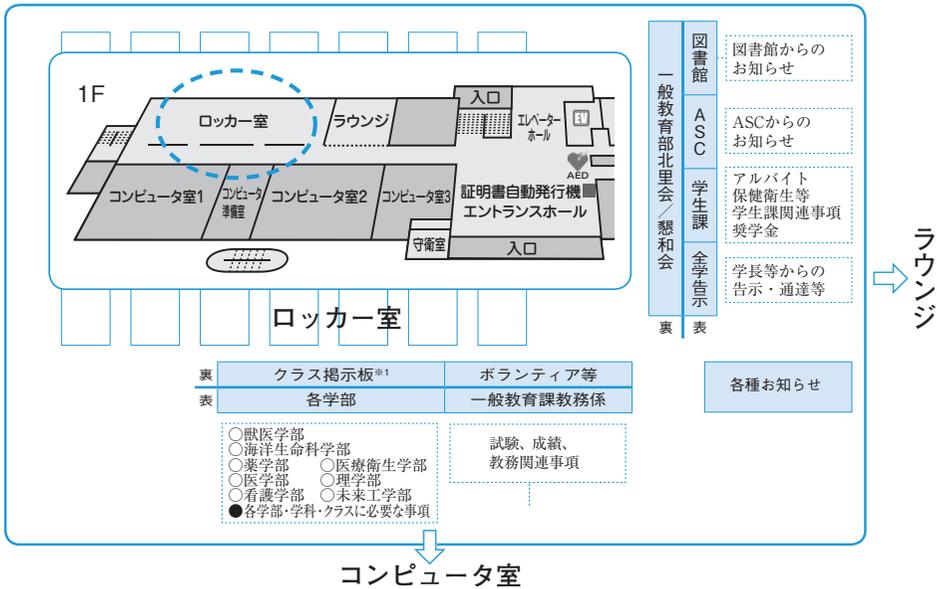
掲示板

掲示板は毎日必ず見よう！教学センターの掲示板はL1号館1階コンピュータ室前に、電子掲示板はエントランスホールにあります。

学生に対する伝達事項は、主に掲示によって行います。学生諸君は、毎日必ず掲示を見る習慣を身につけてください。

〔場所および主な掲示内容〕

◇コンピュータ室前掲示板：授業に関すること、試験に関すること、その他重要な伝達事項



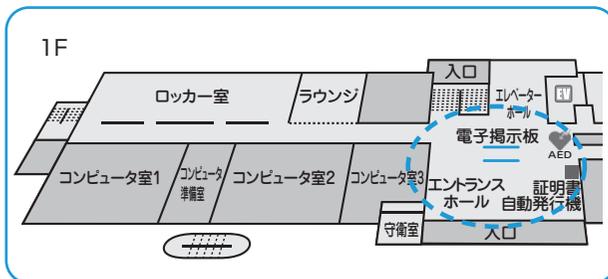
※1 クラス掲示板は学生内の情報伝達（クラス会等）のための掲示板です。

○掲示責任者の学籍番号と氏名及び日付を掲示物に記入してください。

○掲示前に必ず教学センター事務室の許可を受けてください。

○掲示期間は1週間です。

◇電子掲示板：各種お知らせ



各種届・諸手続について

各種届の提出先・締切は下記の通りです。手続きによっては、本人、保証人が署名・捺印し、クラス主任（チューター）の承認を得てから提出するものもあります。

各種届出の提出先は、原則として各自が所属する所属学部事務室です。

■獣医学部・医学部・海洋生命科学部・看護学部・理学部・医療衛生学部・未来工学部（全学年）

⇒ 各所属学部事務室

■薬学部（1年生）⇒ 教学センター事務室一般教育課

□課外活動（北里会体育会・文化会）に関すること・厚生施設の申込 ⇒ 教学センター事務室学生課

各種届／諸手続について	取扱期間（提出期限）	備 考	提出先
履修・試験・成績等に関すること			
履修届・履修変更届	4～5月・9月	学修要項参照	各所属学部事務室・教務課 教学センター事務室一般教育課
追試験受験届	試験期間終了後3日以内	欠席理由証明書添付	
受験許可証	定期・追再試験期間	許可証発行手数料（500円）	
身上変更に関すること			
住所変更届	変更後7日以内	本人・保証人とも提出すること	教学ポータルから申請
身上変更届		クラス主任の認印を受けること	各所属学部事務室・学生課 教学センター事務室一般教育課
姓名変更 本籍地変更	変更後直ちに	戸籍抄本を添付	
保証人変更		保証人の認印が必要	
学生生活に関すること			
授業欠席届	欠席した日から7日以内	病気の場合は診断書添付	各所属学部事務室・学生課 教学センター事務室一般教育課
忌引届	欠席した日から7日以内		
学生証再交付	紛失届を提出した日から10日後	交付願・再発行料必要	
紛失届・盗難届	発生後直ちに		
喪学生願書	掲示で連絡	日本学生支援機構奨学金・その他	
通学定期乗車券購入証明書発行願	必要時随時	通学定期乗車券購入時に使用	
学籍・学費に関すること			
学籍登録票	4月10日	写真添付	各所属学部事務室・学生課 教学センター事務室一般教育課
退学願		病気の場合は診断書添付 クラス主任の面談が必要	
休学願	前期:5月31日、後期:10月31日		
復学願	各学部の指示による		
学費延納願	前期:4月30日、後期:10月31日		
その他			
教室使用願	使用日の1週間前	学生の諸活動に関する規程に準ずる	各所属学部事務室・学生課 教学センター事務室一般教育課・学生課
備品使用願	使用日の7日前		
自転車入構ステッカー	別途掲示		
北里会（体育会・文化会）・体育施設等に関すること（学生の諸活動に関する規程ならびにこれに準ずる諸規程参照）			
学生団体結成届	結成準備時		教学センター事務室学生課
学生団体解散届	解散時		
団体結成更新願	4月末日		
部室使用願	4月末日		
課外行事許可願	活動日の7日前	参加者名簿・計画書を提出	
合宿許可願	活動日の14日前		
活動報告書	活動終了日の7日以内		
掲示等許可願	活動日の7日前		
施設等使用許可願	活動日の7日前		
厚生施設に関すること			
バーベキュー場	利用日の7日前		教学センター事務室学生課
総合体育館施設等	利用日の7日前		
証明書自動発行機（ハピルスメイト）から発行されるもの 学生証必要 詳細は p.18			
成績証明書、在学証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書	手数料（200円）・学生証必要	封筒、封印が必要な場合は各所属学部事務室に申し出ること	L1号館1階玄関ホール設置 新M号館1階配布コーナー設置
学生旅客運賃割引証（学割）	無料・学生証必要	原則10枚まで自動発行（10枚以上は各所属学部事務室へ申込） 1週間以内の往復は1枚の学割で購入可能	

諸手続・届・願

1

窓口業務

[取扱い（提出先）窓口]

- ・獣医学部・医学部・海洋生命科学部・看護学部・理学部・医療衛生学部・未来工学部 ⇒ 各所属学部事務室学生課
- ・薬学部（各1年生）⇒ 教学センター事務室一般教育課

●学生証（身分証明書）

本学の学生には、入学と同時に学生証（IDカード）が交付されます。この学生証は、その身分を証明するために必要であるばかりでなく、図書館での図書の貸し出しや、L1号館、M1号館に設置されている証明書自動発行機での、各種証明書（在学証明書・学割・成績証明書・卒業（修了）見込証明書・健康診断証明書）の交付など、学生生活を円滑に過ごすために様々な場面で必要となります。破損、紛失しないよう注意するとともに、高温・磁気の強いところに放置しないようにしてください。

- ①学生証は、オリエンテーション又は1週目の授業前後に交付します。
- ②学生証は各自の身分を証明するものですので、常に携帯してください。
- ③学生証を紛失すると悪用されるおそれがありますので、十分注意してください。もしも紛失したときは、ただちに届け出てください。
- ④紛失などのために再交付を受ける場合は、まず紛失届を提出し、10日後に証明書交付願に所定事項を記入し、手数料（1,500円*写真の変更を伴う場合は2,000円。）を添えて窓口で手続きをしてください。
- ⑤試験、通学証明書、その他種々の配布物を受けるときは、必ず学生証を提示してください。
- ⑥学生証は、卒業又は退学などにより学生の身分がなくなると同時にその効力を失います。従って、これらの場合には直ちに返還しなければなりません。なお、卒業時には学生証と引き換えに学位記が授与されますので、それまで必ず携帯してください。

●住所変更届

本人または保証人の住所に変更があった時は7日以内に教学ポータルから必ず届け出てください。届け出がないと本人や保証人に対して大学からの通知が届きません。また、諸種の事件・事故も多発しているため、必ず変更の手続きを行ってください。市町村合併により市町村名が変更になった場合も必ず届け出てください。

通学定期乗車券購入証明書を交付されている学生が本人住所を変更した場合は、通学定期乗車券購入証明書も住所変更が必要ですので申し出てください。

●身上変更届

○改姓（名）、本籍地変更

結婚あるいは、その他の事由により改姓または本籍地を変更した場合は、すみやかに「身上変更届」の用紙に所定事項を記入し、戸籍抄本を添付して提出してください。

○保証人変更

何等かの事由により保証人を変更する場合は、「身上変更届」の用紙に新保証人名を明記し提出してください。

なお、上記変更届については、クラス主任の認印が必要です。

●欠席届・忌引届（欠席した日から7日以内に）

病気またはその他やむを得ない事由により7日以上続けて欠席した場合及び3親等内の親族の死亡の場合は、「欠席届・忌引届」の用紙に保証人連署の上、事由を明記し（疾病の場合は、医師の診断書を添付すること）クラス主任を経て提出してください。但し、試験を欠席した場合は、「追試験受験願」を教務係又は学生係に提出してください。（学修要項参照）

●休学願（前期：5月31日、後期：10月31日まで）

病気またはその他やむを得ない事由によりその年度内に引き続き6か月以上就学が出来ない場合は願い出により休学が許可されることがあります。願い出は「休学願」に本人・保証人が署名・捺印の上、休学の理由を明記しクラス主任を経て提出してください。

（注）病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

●復学願

休学していた人が休学の事由が解消して復学できる場合は、「復学願」に本人・保証人が署名・捺印の上、提出してください。

復学の許可は学年の初め又は後期授業開始日の初めに行われますので、復学を希望する人は、所属学部から指示のあった期限までに手続きを終了しなければなりません。

（注）①休学の事由が病気であった場合は医師の診断書を添付すること。

②クラス主任と連絡をとること。

●退学願

何らかの事由により学業を継続することが不可能となり、退学を希望する人は「退学願」に本人・保証人が署名・捺印の上、理由を明記しクラス主任を経て提出してください。

（注）退学願と共に学生証を返還すること。

●在学証明書…証明書自動発行機へ

皆さんが被扶養家族であることを証明する際などは「在学証明書」が必要となります。証明書自動発行機で在学証明書の交付を受けてください。（手数料必要）

●学籍登録（4月10日までに）

学籍を登録するためには、「学籍登録票」を提出する必要があります。進級・留年・休学・復学などの理由を問わず、全員が期日までに学籍登録の手続きをしてください。期日までに手続きせず、何等の届出もない場合は、在籍の意志がないものとして取り扱いますから注意してください。

●学費の納入

学費は本学所定の振込用紙で、指定された期間内に年額一括納入（全納）又は前期・後期分割納入（分納）のいずれかの方法で納めてください。また、延納を希望する場合は、所定の「学費延納願」を提出し、許可を受けてください。

納入期間 全納…4月1日～4月30日

分納…4月1日～4月30日（前期分）

10月1日～10月31日（後期分）

学生割引について

●定期券

電車・バス等の通学定期券は「学生証」及び「通学定期券乗車購入証明書」（又は通学証明書）の提示により割引購入できます。必要な学生は各所属学部事務室で申請してください。

- ・「通学定期券乗車購入証明書」（又は通学証明書）は最短区間を記入しなければなりません。
- ・現住所に変更があった場合には、直ちにポータルサイトから住所変更の手続きをすると共に、「通学定期券乗車購入証明書」も住所変更による再発行の申請をしてください。
- ・「通学証明書」の有効期間は、バスは7日間、JR・私鉄は1か月（各発行日を含む）です。

●学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、JR 各社の営業キロで100kmを超える区間を乗車する際に運賃が割引になる制度です。

学割証は、**証明書自動発行機（パピルスメイト）**より発行を行っています。（発行には学生証が必要です）。

利用上の注意

- ・JR 各社の片道営業キロが100kmを超える区間を利用する場合、割引普通乗車券を購入できます。
- ・使用の際には「学生証」を必ず携帯しなければなりません。
- ・有効期限の超過したものや、他人名義の使用など、不正行為のないように正しく使用してください。このような行為が発見されると、追徴金として普通料金の3倍が徴収され、場合によっては大学全体に学割発行停止処分が行われるので、絶対このようなことが起こらないように注意してください。
- ・1回の申請で2枚まで発行可能
- ・有効期限は交付日から3か月、卒業年度は3月31日までとなります。
- ・発行枚数は原則として年間1人10枚までとしています。ただし、それ以上必要な場合は所属学部事務室窓口にご相談ください。

証明書自動発行機（パピルスメイト）について

証明書自動発行機の設置場所及び稼働時間

※学割証・各種証明書は北本キャンパスを除くどのキャンパスの発行機でも発行することが可能です。なお、看護専門学校に在籍している学生につきましては、所定の用紙（様式）を記入の上、北本キャンパス事務室窓口にて手続きしてください。

学生証（ICカード）が読み取られない場合は、所属学部等事務室に申し出てください。

キャンパス	設置場所	稼働時間
相模原キャンパス	医学部新M号館1階 配布コーナー L1号館1階 正面玄関ホール	月曜日～土曜日：8時～20時 ※休日及び大学休業日は稼働しません
白金キャンパス	プラチナタワー1階	
十和田キャンパス	獣医学部A棟1階	
新潟キャンパス	新潟キャンパス1号館1階 正面玄関ホール	月曜日～金曜日：8時～18時 土曜日：8時～14時 ※休日及び大学・学院休業日は稼働しません

発行可能な証明書はこちらをご確認ください。

証明書自動発行機発行可能な証明書一覧

時期により発行できる証明書が異なります。詳細は所属学部等事務室へお問合せください。

※キャッシュレス決済専用機となりますので、現金の取り扱いはできません。

（北本キャンパスでは、現金のみの取扱となります。）

※誤発行による返金はできません。

証明書種別	料金	対象学生				発行開始日	留意事項	お問合せ先
		学部	大学院	専門学院	専門学校			
在学証明書	200円	○	○	○	○	4月初旬		所属学部／ 研究科等 事務室／ 教学センター 事務室
卒業見込証明書	200円	○	—	○	○	4月初旬	最高学年 在学時のみ	
修了見込証明書	200円	—	○	—	—	4月初旬	最高学年 在学時のみ	
成績証明書	200円	※	※	※	※	※対象別に取り扱 いが異なるので 確認すること。		
健康診断証明書	200円	○	○	○	—	5月初旬	抗体価 記載なし	
学生割引証明書 (学割証)	無料	○	○	○	○	4月初旬	年間10枚	



奨学金・アルバイト等

1

窓口業務

奨学金制度

北里大学では、勉学がより充実したものになるように、各種奨学金を取り扱っています。希望者は、所属学部等事務室までご相談ください。なお、奨学生募集等のお知らせは掲示や大学ホームページ、奨学金募集状況サイトにて行います。

◎北里大学学生表彰による奨学金（北島賞）

学祖北里柴三郎博士の高弟、北島多一博士の偉業にちなみ制定されたもので、前年度の学業成績並びに人物が優秀な者（入学定員 60 人に対して 1 人を基準）に奨学金 10 万円を給付します。

【北里大学が実施している奨学金制度】

主たる生計維持者の失職、死亡又は災害による家計急変その他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた学生に対する、学業継続を目的とした奨学金制度です。

◎北里大学給付奨学金制度

対 象	2 年次以上
人 数	25 名程度
給付金額	原則学費年額の 1/2 相当額
給付方法	採用決定の翌月に一括振込
出願資格	①北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校の 2 年次以上に在籍する学生（ただし、1 年制の専攻科においては当該 1 年次生） ※科目等履修生、研究生、外国人留学生は、出願資格なし。 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、当該年度の北里大学及び併設校の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（特待生）は、出願することができない。 ②主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた者 ③勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みがある者 ④学部及び併設校の学生にあっては、原則として学業成績が各学科及び各専攻単位の上位 3 分の 1 以内である者（ただし家計急変者は成績上位 4 分の 3 以内） ⑤大学院生にあっては、当該研究科が出願の必要性を認めた者 ⑥日本学生支援機構奨学金又は他の貸与奨学金を受けている者（ただし家計急変者は申請中でも可）
募集期間	原則として年 1 回
選 考	①家計急変事由の発生より 1 か年以内の家計急変者を優先する。 ②日本学生支援機構が実施する奨学金制度に準拠して選考する。 ③出願対象となる特待生及び国の修学支援を受けている者の選考については、別途家計算定額の算出方法を定める。（『北里大学給付奨学金規程』別記 1 参照）
給付期間	原則として採用年度 1 か年以内

◎北里大学貸与奨学金制度

※この奨学金は貸与型奨学金です。返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりませんので、返還のことを十分考慮のうえ申し込んでください。

種 類	A 種	B 種
対 象	学部生・併設校生：原則2年次生以上とする。 2回目募集及び臨時募集のみ1年次生も対象とする。 大学院生：学年不問	最高学年生 ※1年制の専攻科は対象外
人 数	35名程度	若干名
貸与金額	学費の1/2相当額	学費相当額
貸与方法	採用決定の翌月に一括振込	
出願資格	①北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校に在籍する学生 ※科目等履修生、研究生、外国人留学生は、出願資格なし。 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、当該年度の北里大学及び併設校の学費全額免除の特別待遇奨学生（特待生）は、出願することができない。 ※留年生、卒業延期者、休学中の学生は出願することができない。ただし1回目の留年に限り出願できるものとする。 ②主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた者 ③家計の収入が、日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準(*)を超えないこと。 ※目安は、4人世帯の場合、年収1,191万円程度(給与所得)もしくは783万円程度(給与所得以外)とする。	
募集期間	原則として年2回	
貸与期間	採用年度1か年以内	
返還方法*	卒業半年後から月賦または年賦により貸与総額に応じて最長15年以内に返還（無利息） ※返還例については、北里大学貸与奨学金規程（参考）を参照	

【北里大学 PPA が実施している奨学金制度】※学部生のみ

主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により学費の支弁等に支障を生じた大学学部生に対する、学業継続を目的とした奨学金制度です。

◎北里大学 PPA 給付奨学金制度

対 象	2年次以上
人 数	6名程度
給付金額	原則学費年額の1/2相当額
給付方法	採用決定の翌月に一括振込
出願資格	①北里大学 P P A 正会員の子 ②北里大学の2年次以上に在籍する学部生 ※科目等履修生、研究生、外国人留学生は、出願資格なし。 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、当該年度の北里大学の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（特待生）は、出願することができない。 ③主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた者 ④勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みがある者 ⑤原則として学業成績が各学科及び各専攻単位の上位3分の1以内である者（ただし家計急変者は成績上位4分の3以内） ⑥日本学生支援機構奨学金又は他の貸与奨学金を受けている者（ただし家計急変者は申請中でも可）
募集期間	原則として年1回
選 考	①家計急変事由の発生より1か年以内の家計急変者を優先する。 ②日本学生支援機構が実施する奨学金制度に準拠して選考する。 ③出願対象となる特待生の選考については、別途家計算定額の算出方法を定める。（『北里大学 PPA 給付奨学金規程』別記1参照）
給付期間	原則として採用年度1か年以内

◎北里大学 PPA 貸与奨学金制度

※この奨学金は貸与型奨学金です。返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりませんので、返還のことを十分考慮のうえ申し込んでください。

対 象	学年を問いません
人 数	年間 8 名以内
貸与金額	年額 60 万円
貸与方法	採用決定の翌月に一括振込
出願資格	<ul style="list-style-type: none"> ①北里大学 PPA 正会員の子 ②北里大学に在籍する学部学生 ③学費の支弁が困難と認められる者 ④勉学の意欲を持ち、人物が優秀で将来成業の見込みのある者 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、原則として北里大学奨学金との重複貸与はできない。 ※留年生、卒業延期者、休学中の学生は出願することができない。ただし 1 回目の留年に限り出願できるものとする。 ⑤家計の収入が、日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準（※）を超えないこと。 ※目安は、4 人世帯の場合、年収 1,191 万円程度（給与所得）もしくは 783 万円程度（給与所得以外）とする。
募集期間	原則として年 2 回
貸与期間	採用年度 1 か年以内
返還方法	卒業半年後から年賦により最長 10 年以内に返還（無利息）

【学部設置の奨学金制度】

◎北里大学医療衛生学部「こまくさ給付奨学金」（医療衛生学部）

対 象	医療衛生学部 3 年次生、4 年次生
人 数	原則として年間 4 名以内
給付金額	年額 60 万円
給付方法	採用決定の翌月に一括振込
出願資格	家計状況の急変またはその他経済的理由により学費の支弁が困難と認められ、勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で将来成業の見込みのある者
募集期間	原則として年 1 回
給付期間	原則として採用年度 1 か年以内

◎北里大学薬友会給付奨学金（薬学部）

対 象	薬学部 2 年次生以上
人 数	原則 10 名以内
給付金額	年額 10 万円以内
給付方法	採用後に一括振込
出願資格	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、①から④のすべてを満たす者 ①家計急変又は経済的理由等により学費の支弁が困難と認められる者 ②勉学に強い意志を持ち、人物が優秀で成業の見込みがある者 ③学業成績が各学科の上位 4 分の 3 以内の者 ④日本学生支援機構奨学金又は他機関奨学金の貸与を受けている者
募集期間	原則として年 1 回
給付期間	原則として採用年度 1 か年以内

【学外奨学金】

◎日本学生支援機構奨学金

募集は毎年4月・9月に行います。詳細については申請希望者向けガイダンスやオリエンテーション等にて説明をしますので（学内掲示等参考）、申請希望者は必ず出席してください。なお、家計・成績基準を満たしていても申請者全員が希望通り採用されない場合があります。

【給付型（高等教育修学支援新制度）】

2020年4月から真に支援が必要な者に対し、授業料等減免制度と併せて給付型奨学金が創設されました（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等）。2024年度からは更に中間層へ支援拡大として、多子世帯（扶養する子供が3人以上）支援及び理工農系支援が始まりました。2025年度から、多子世帯への支援が更に拡充しますが、拡充されるのは、授業料等減免の部分になります。給付奨学金支援部分に変更はありません。

※所得要件は日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーターで確認できます。

※1 理工農系支援及び多子世帯の第Ⅰ～Ⅳ区分以外の該当者は、授業料等減免のみの支援です。給付奨学金の支給はありません。

通学区分	自宅通学	自宅外通学
募集期間	*原則として年2回（4月・9月）、その他突発の事由により年度途中で貸与が必要となった場合 【一次募集】奨学金説明会（願書配布）：4月中旬予定 ・願書提出締切日：5月上旬予定 【二次募集】願書配付：9月中旬予定 ・願書提出締切日：10月中旬予定	
出願資格	1年次生：原則として高校時代の評定平均値3.5以上 2年次以上：原則として成績が所属学部（学科）の上位1/2以内 全員：経済状況に係る要件、その他の基準を全て満たす者	
給付月額	第Ⅰ区分：38,300円 第Ⅱ区分：25,600円 第Ⅲ区分：12,800円 第Ⅳ区分：9,600円（多子世帯支援）※1	第Ⅰ区分：75,800円 第Ⅱ区分：50,600円 第Ⅲ区分：25,300円 第Ⅳ区分：19,000円（多子世帯支援）※1
給付方法	7月（予定）から毎月1回振込	
受給期間	卒業予定年月まで （受給中は年に1回の在籍報告、適格認定による要件の確認があります。 適格認定の判定により、支援区分の変更や支援対象外となることがあります。）	

【貸与型】

【学部】

項目	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子・上限年利3.0%）
募集期間	*原則として年2回（4月・9月）、その他突発の事由により年度途中で貸与が必要となった場合 ただし、二次採用は第二種のみ申請受付 【一次募集】奨学金説明会（願書配布）：4月中旬 ・願書提出締切日：5月上旬 【二次募集】願書配付：9月中旬予定 ・願書提出締切日：10月中旬予定	
出願資格	1年次生：原則として高校時代の評定平均値3.5以上 2年次以上：成績が所属学部（学科）の上位1/3以内	高校（大学）時代の評定平均値が平均水準以上の者
貸与月額	・20,000円・30,000円・40,000円若しくは ・自宅通学月額 54,000円（※1） ・自宅外通学月額 50,000円・64,000円（※1）より 選択	20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・ 60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・ 100,000円・110,000円・120,000円（※2）より 選択
貸与方法	7月（予定）から毎月1回振込	
貸与期間	卒業予定年月まで（貸与中は年1回、日本学生支援機構に「奨学金継続願」の提出が必要です）	

※1 申込時における生計維持者の年収が一定額以上の者は各区分の最高月額（自宅通学月額54,000円/自宅外通学月額64,000円）以外の月額から選択

※2 120,000円選択者に限り、医学課程は40,000円、薬・獣医学課程は20,000円の増額可

・高校・大学等で以前日本学生支援機構奨学生であった方へ

出身高校・大学などの在学時に日本学生支援機構の奨学金を受けていた人は、大学（併設校）に在学届を提出することにより、在学中の奨学金の返還が猶予されます。詳細は日本学生支援機構－スカラネットP Sにて確認し、該当者は求められた期日までに「在学届」を提出してください。未提出の場合は、在学中であっても自動的に返還が開始されます。

・大学等予約奨学生の採用候補者の方へ 詳細は採用候補者向け説明会に参加してください

高校時代に日本学生支援機構奨学金の採用候補者となっている新入学生は、オリエンテーション期間中に実施の採用候補者向け説明会に必ず参加してください。「採用候補者決定通知」等必要書類を期限までに所属学部等事務室へ提出し、指示を受けてください。手続きをしなかった場合は採用候補者としての権利を失います。

詳細は掲示板・ポータル等でお知らせします。

・地方創生枠推薦者の採用候補者の方へ 対象者は所属学部窓口にお申し出ください

【地方公共団体・民間育英団体の奨学金】

地方公共団体（都道府県・市区町村）、企業・財団法人等による奨学生の推薦を行っています。募集团体等詳細は奨学金募集状況サイトでご確認ください。奨学金募集状況サイトは、大学ホームページから閲覧できます。

【奨学金募集状況サイト】



アルバイトについて

教学センターでは、企業からのアルバイト求人については、北里大学HPで紹介を行っています。希望するアルバイトがあったら各自で直接求人元に連絡を入れてください。

【大学が募集するアルバイトについて】

教学センターでは、以下のアルバイトを掲示板にて募集します。確認のうえ、窓口にお申し込みください。〔図書館の開館補助要員、情報科学センター機器管理補助要員、入学試験の警備案内要員等〕

アルバイトの採用に当って、給与支払いの関係上、マイナンバーの提示を求めることがありますので、必ず、マイナンバーの通知カードを保管しておいてください。

スクールバスの運行（相模原キャンパス）

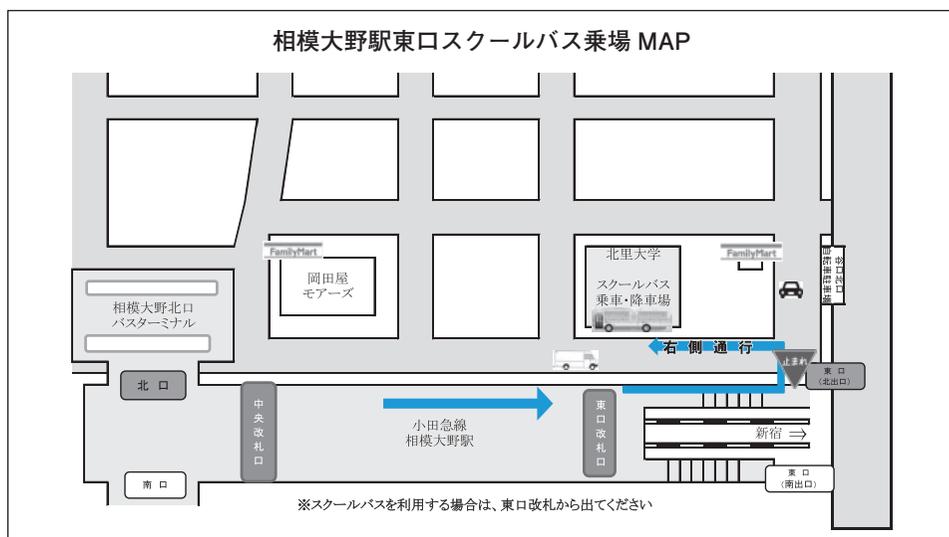
通学の利便性と安全のために相模原キャンパスと小田急線相模大野駅間でスクールバスを運行しています。神奈川中央交通(株)に委託して、本学専用の大型バス 15 台体制により、往復で約 10,000 便以上を運行していますが、働き方改革による運転手の不足などから運行便数には限りがありますので、乗車できない場合があることをご了承ください。乗車に際し不便等を感じる場合は、路線バスをご利用ください。

なお、JR 古淵駅については試験運行の結果、利用者が少ないこと、JR 相模原駅については、発着場確保ができないという理由から、運行できない状況にありますことをご理解ください。

1. 運行日時：2025 年 4 月 1 日（火）～ 【土日祝日、長期休暇を除く。】
2. 運行区間：（往路）小田急線相模大野駅 東口 スクールバス乗車場 ⇒ 北里大学相模原キャンパス
（復路）北里大学相模原キャンパス ⇒ 小田急線相模大野駅 北口
3. 運行時刻表：履修者数、行事等の開催状況により、バスの時刻表変更や減便することがありますので、Web サイトや掲示を確認してください。また、時刻表は目安であり、乗車定員になり次第発車します。
4. 利用料金：無料（学生証を必ず提示してください。学生証不携帯の場合は乗車できません。）
※新入生は『学生証交付時』まで、学生証が無くても乗車できます。

相模大野駅スクールバス乗場 ⇒ 北里大学							北里大学 ⇒ 相模大野駅									
7・8	7:45～8:15 / 14台						12	30	45	55						
9	30	34	38	42	46	50	13	10								
	54	58					14	40	45	50						
10	10:00～10:20 / 7台						15	00	20	45						
11	35	45	55				16	15	20	25	30	35	40			
12	00	05	10	15				45	50	55						
							17	00	10	25	40	50				
							18	00	10	20	30	45				
							19	00	15	30	50					
							20	00								

※時刻表は 2025 年 3 月時点の予定です。今後変更が生じる場合があります。



《お問合せ先：北里大学教学センター学生課 042-778-9031・9748》

就職センター・就職資料室利用案内

(相模原キャンパス L2 号館 1 階)

就職センターでは、学生の皆さんが目指す進路を見つけられるよう1年次からさまざまな支援を行っています。就職センターの主なサポートを紹介します。

1年次

キャリア教育科目「仕事と人生」

【開講：1年次前期（金）2限】

多様な未来を知り、視野や思考回路を広げることにより、社会を生き抜くための「理系+αの知識と思考力・創造力」の必要性について伝えます。本学の教員、企業・機関で活躍する卒業生の実体験を聴き、学生生活を送る上で参考となる講義です。

全学年

就職相談

【随時受付中】

就職センターでは、キャリアカウンセラーとともに就職活動に関する皆さんの不安や疑問に親身になってアドバイスを行っています。予約制で相談・応募書類の添削・模擬面接も行っています。

1年～5年次

北里キャリアスタディ

各学年、学部・学科に応じたキャリア&就職活動サポート講座「北里キャリアスタディ」を開講しています。

講座例「進路・キャリアを考える」、「エントリーシート・面接対策」

全学年

各種就職活動サポート

早期の対策がカギとなる公務員試験対策講座やTOEICスコアアップセミナー、SPI対策講座など、様々な講座を用意しています。

就職資料室

就職センターには就職資料室を併設しています。

○主な利用方法

- ・就職関連書籍の閲覧（貸出可・要学生証）
- ・U・Iターン、国家・地方公務員各種情報コーナー



資料室には就活に役立つ情報が多数ありますので、ぜひ積極的に活用しましょう。

※就職センターのホームページで最新の情報を発信しています。

北里大学 就職センター で検索！

就職センター窓口利用時間

(月)～(金) 9:00～17:00
(昼休み 11:20～12:20)
(土) 9:00～12:00
※第2・4土曜・日曜・祝日は閉室

就職資料室利用時間

(月)～(金) 8:00～20:00
(昼休みも利用できます)
(土) 8:00～17:00
※第2・4土曜・日曜・祝日は閉室

就職に関する質問・お問合せは

就職センター（相模原キャンパス L2 号館 1 階）

042-778-9745・9747 E-メール：syusyoku@kitasato-u.ac.jp

相模原 キャンパス案内

2

- 一般教育部・施設案内 28
 - ・ コンピュータ室・コンピュータ自習室
 - ・ 外国語〈CALL Room〉
 - ・ ASC 一般教育部学習サポートセンター
 - ・ 総合体育館
- 図書館（教養図書分館） 32
- キャンパス施設案内 33
 - ・ 講義室・ピアノ・コンセント・ロッカーの使用
 - ・ 学生自習室
 - ・ 運動施設
 - ・ バーベキュー施設
 - ・ 学生食堂
 - ・ 売店
 - ・ 学生ホール
 - ・ その他の施設
 - ・ コピー

一般教育部・施設案内

コンピュータ室・コンピュータ自習室

コンピュータを用いた授業や自習のための施設です。

L1 号館 1 階

コンピュータ室 1

Windows 48 台 (情報科学 A、B および自習)

コンピュータ室 2

Windows 48 台 (情報科学 A、B および自習)

コンピュータ室 3

Windows/Linux 20 台 (情報科学 C)

L1 号館 2 階

コンピュータ自習室

Windows 27 台 (自習)

利用者：北里大学の学生および教職員

利用方法：学生は利用のための手続きは必要ありません。教職員は利用登録が必要です。

開室時間：月曜から土曜日 8:00～20:00

利用制限：(1) コンピュータ室 1 と 2 は授業中を除いて使えます。

(2) コンピュータ自習室は開室時間であれば、いつでも使えます。

(3) 休日、事務室閉室期間中は使えません。

※コンピュータ室 3 は自習のためには使えません。

毎週の利用可能時間は、半年先まで右の QR コードまたは一般教育部

ホームページの「施設利用」ページ内「コンピュータ室」から随時確認することができます。

<学生用プリンターについて>

L1 号館 2 階のコンピュータ自習室に学生用プリンターを設置しています。

利用時間：月曜から土曜日 8:00～20:00

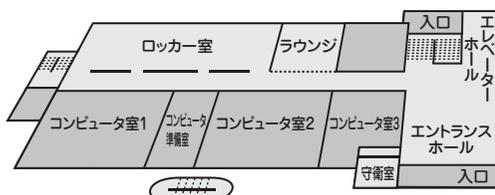
利用上の注意：(1) 薬学部・獣医学部 1 年生対象です。

(2) 授業のレポート、試験レポートの印刷専用です。

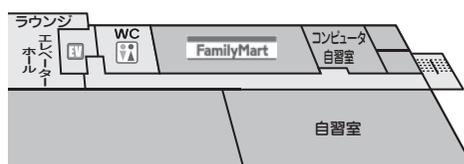
(3) 印刷用紙は各自で持参してください。



L1 号館 1 階



L1 号館 2 階



外国語〈CALL Room〉

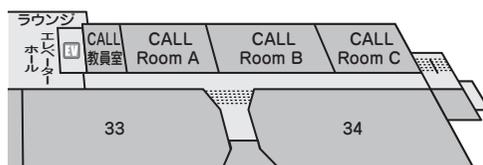
語学学習の場として幅広く利用されている CALL 教室が、L1 号館 3 階に 3 室設置されています。CALL (Computer Assisted Language Learning) とは、コンピュータによる外国語学習支援システムのことです。3 部屋ある CALL 教室のうち、CALL Room A のみが、授業が行われていない時間には自学自習用 (語学自習専用) に、すべての学生へ開放されます。語学学習は、通常授業だけでは不十分であり、繰り返しの学習が必要となります。各自の目的とレベルに合わせてコンピュータ上の学習ソフトを十分に生かして専門分野で役立つ語学力を養い、国際的に通用する高いコミュニケーション力を育んでください。

CALL 教室

それぞれの教室に以下の台数のデスクトップ型コンピュータが置かれています。

CALL Room A : 48 台 CALL Room B : 52 台

L1 号館 3 階



教材ソフト

コンピュータ上の英語学習ソフトは、資格試験 (TOEIC) に対応したものがあります。英語が苦手な学生から得意な人、学士入学の学生など、それぞれのレベルやニーズに合わせて有効に活用してください。この教材ソフトは、入学時にアカウントとパスワードがすべての学生に与えられ、1 年生の間は自由に利用できます。英語の授業で導入するようにしていますので、知らないまま卒業することがないようにしましょう。一般教育部ホームページの「施設利用」ページ内「外国語学習施設 (CALL Room)」からも確認できます。

なお、教材ソフトの他、インターネットやマイクロソフトオフィス、ソフトレコーダ等さまざまな方法でコンピュータを用いた外国語学習が可能です。

利用について

一般教育部ホームページ上のリンクから、授業時の CALL Room 利用状況を確認することができます。

利用できるのは、通常の授業期間の平日のみ、午前 8 時から午後 5 時 50 分までです。

ASC (アスク) 一般教育部学習サポートセンター

ASCはAcademic Support Centerの略で、高校までの学習内容を基礎として大学での学習が円滑に行えるよう、個別に指導・支援するために開設されました。高校で十分に学習できなかった科目については、大学の講義との連携を考慮して指導してもらえます。

ASCには、英語、数学、物理、化学、生物の5科目について高校で教鞭を執っていた先生方がチューターとして常駐していて、丁寧に分かるまで答えてくれます。原則としてマンツーマン方式なので気兼ねなく質問できます。もちろん友達と一緒にグループで利用しても構いません。

大学の講義について理解が十分でないと思うときは、講義の資料やテキストを持って相談に来てください。また、基礎的段階から知識を確実にしたい時なども積極的にASCを活用してください。

英語では読解、文法、作文のほか、英会話練習から勉強の方法まで、多岐にわたる質問や相談に対応します。数学では、高校で勉強しなかった内容についてはもちろん、1年次で勉強する微積分、統計学で使う記号の意味や取扱い方などにとまどうことがあったら、ASCで疑問を解決しましょう。また、大学の物理学、化学、生物学の理解には高校の基礎的内容の理解が必須です。物理学の初歩的な法則、化学式や化学反応式、計算法、生物学に出てくる多くの専門用語の意味など、基礎的な部分をASCで解決しておけば大学の講義の理解が格段に進むことでしょう。

利用は無料で、予約や登録などの面倒な手続きは不要です(感染症流行時には、感染拡大防止の観点から、予約制に変更する場合があります)。講義の空き時間や放課後にASCを積極的に利用して、キャンパスライフをより充実したものにしてください。

詳細は、L1号館の掲示板や各教室のポスターなどでお知らせします。

利用について

場 所：L2号館1階

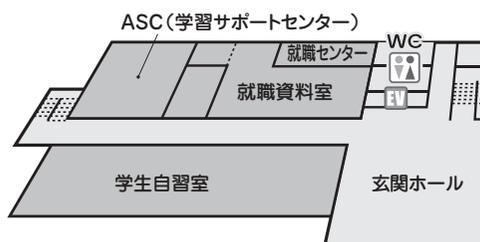
開室期間：試験期間や夏休みなどの長期休暇を除く授業期間及び定期試験期間

※詳細は別途掲示しますので、必ず確認してください。

開室時間：月～金曜日 12:30～17:30

土曜日・日曜日・祝日は閉室

L2号館1階



総合体育館

トレーニングルーム講習会及び利用について

トレーニングルームは総合体育館1階にあり、「健康とスポーツ演習」の授業を履修した人や、講習会に参加した人が自由に利用できる施設です。利用期間は限られていますが、これからの学生生活において「こころと体」の健康維持・増進を図るために是非利用してください。

- 利用期間 一般教育部授業期間（試験期間を除く）
夏・冬・春季休業期間の利用については、一般教育部ホームページの「総合体育館」でお知らせします。
- 利用時間 平日 16:30～19:00（最終入場は18:30とします。）
- 服装 スポーツウェア、上履きシューズ、スポーツタオル
- 講習会 利用期間中、随時開催しています。
・お問合せ先：総合体育館トレーニングルーム内トレーナー室

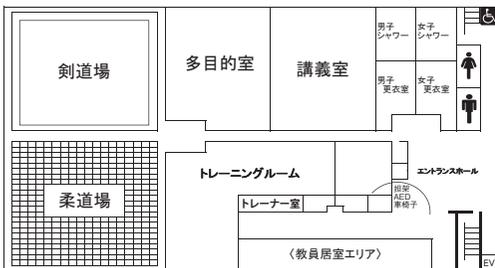
○総合体育館内の注意事項

- ・館内は土足厳禁とする。（入り口で履き替えた靴は下駄箱に納める）
- ・館内は原則として飲食厳禁とする。（トレーニングルームや指定された場所での水分補給は除く）
- ・廊下やエントランスで許可なく運動しない。
- ・体育館内で盗難が発生したことがあるので、貴重品は必ず貴重品ロッカーに預けるなど、自己管理を徹底し、更衣室などに置かない。

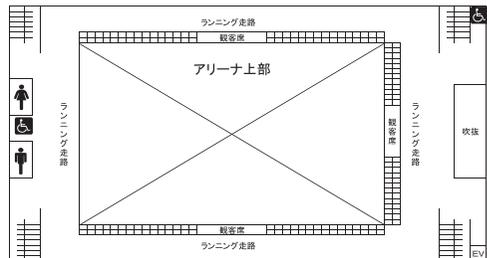
トレーニングルーム



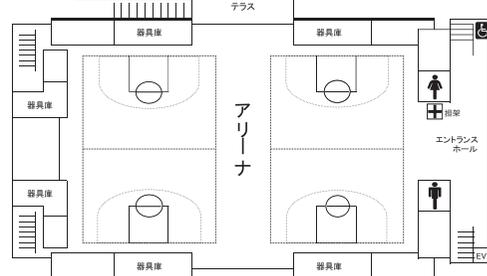
1F



3F



2F



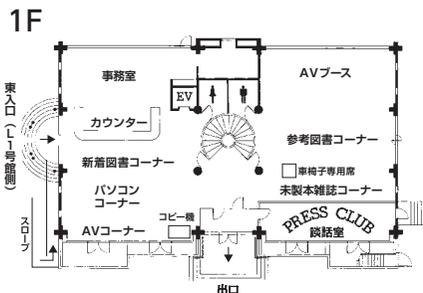
図書館（教養図書分館）

教養図書分館は、全て開架式書架ですので資料を自由に手にすることができます。借りたい時は1階のカウンターで貸出手続きをしてください。1階パソコンコーナーでは、パソコンを自由に使うことができます。またAVコーナーには、視聴覚資料があります。3階の各施設は申込制です。

学内の各学部図書館も利用できます。また、本学にない資料を複写等で取り寄せるサービスも行っています。利用上の詳細については、別に配付される「図書館利用案内」を参照してください。

- ・蔵書数 約 80,000 冊
 ※その他海洋生命科学部の単行本・雑誌約 5,200 冊、
 未来工学部の単行本約 4,000 冊、獣医学部の単行本約 250 冊
 - ・開館時間 9:00 ~ 19:00 (第1・3・5土曜 13:00)
 - ・総面積 1,500㎡
 - ・概要
 - BF 図書・製本雑誌書架
 - 1F カウンター、パソコンコーナー、AVコーナー
未製本雑誌・参考図書コーナー、談話室
 - 2F 閲覧室、書架（一般図書・授業ナビ・新書・文庫本）
 - 3F グループ学習室、個別学習室、記念室
 - ・閲覧席 190 席
 - ・利用者用パソコン パソコン 10 台、プリンター 5 台
 - ・貸出期間 図書・雑誌・視聴覚資料 1 週間
 - ・貸出冊数 制限なし（視聴覚資料は 5 枚まで）
 - ・学内各図書館

医療系図書分館	平日 9:00 ~ 21:00 (土曜 12:00)
臨床教育研究棟図書館	平日 9:00 ~ 24:00 (土曜 17:00)
理学部分館	平日 9:00 ~ 20:00 (土曜 17:00)
白金分館	平日 9:00 ~ 21:00 (土曜 17:00)
十和田分館	平日 9:00 ~ 20:00 (土曜 17:00)
新潟分館	平日 9:00 ~ 19:50 (土曜 16:00)
- ※開館時間については、各図書館へお尋ねください。



- BF 書架
- 2F 閲覧室・書架
- 3F グループ学習室・個別学習室・
記念室

キャンパス施設案内

講義室の使用

講義室は北里会所属団体であれば、課外活動目的で使用する事ができます。事前に仮予約したうえで利用日の7日前までに「施設等使用許可願」を提出してください。〔窓口：教学センター事務室学生課〕

※講義室使用状況により、平日 18 時以降、土曜日 13 時以降、日曜日・祝日終日使用可。

但し、補講等授業が入った場合は、利用許可を取り消します。

ピアノの使用

L1 号館 63 及び 35 講義室にはピアノが設置されております。使用する場合は事務室での手続きが必要です。詳細については、掲示を確認してください。〔窓口：教学センター事務室一般教育課〕

コンセント使用の禁止

教室や廊下の壁に設けてあるコンセントは、床掃除などの際に使用するためのものです。これを使って携帯電話（スマートフォン）、タブレット、パソコン等の充電をしないでください。

ロッカーの使用について

L1 号館 1 階に学生用のロッカーがあります。（医学部・理学部・未来工学部を除く）

使用にあたっては、下記の事項に注意してください。

- 学部ごとにエリアが決められています。所属学部事務室より指定されたロッカーを使用してください。一人一箇所ですので、定められたロッカー以外は使用しないでください。
- 必ず鍵を準備してから使用を開始してください。
- 貴重品は絶対に保管しないでください。
- 貸与期限は来年の 2 月末日です。期限後、残存物は廃棄いたしますので、十分に注意してください。

※ロッカーに鍵をいれたまま施錠したり、鍵をなくしたり、忘れたりしないように、鍵は身につけるようにしてください。

学生自習室

	利用時間		
	平日（月～金曜）	土曜	日曜・祝日
L1 号館 2 階 （学生食堂奥）	8：00～22：00	8：00～22：00	閉室
	食堂営業時間は食堂として利用できます		
	（10：00～15：00）	（10：00～14：00）	
L1 号館 2 階 （コンピュータ自習室）	8：00～20：00	8：00～20：00	
L2 号館 1 階	7：30～22：00	7：30～22：00	

大学行事日（入試・球技大会・北里祭等）及び大学教職員特別休暇（夏期・冬期）期間等は終日利用できません。

運動施設の開放について

体育館・グラウンド

施設名	利用時間	受付窓口
総合体育館内 トレーニングルーム	16:30～19:00 ※講習を受けた人のみ利用可（平日のみ）	トレーニングルーム内 トレーナー室
第二総合グラウンド	懇和会、クラス会でのみ利用できます。 利用にあたっては窓口で相談してください。	教学センター事務室 (L1 号館 1 階)

バーベキュー施設

本学には、懇和会やクラス会等の活性化を図ることを目的として、キャンパス内で学生と教職員が気軽に懇親を深めることができるようにバーベキュー施設（イス・テーブル・流し台等を設置）がありますので、ぜひ利用してください。

申込方法：仮予約を行った上で、利用日の7日前までに「北里大学施設等使用許可願（※参加する教職員の署名・捺印が必要です）」を教学センター事務室に提出してください。また、北里会所属団体は、「課外行事許可願」と併せて提出してください。

※申し込み後に利用の取り止め及び日時の変更等が発生した場合は、速やかに届け出てください。また、大学の都合又はその他突発的の事由により使用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。

利用時間：平日（月～金曜日） 16:30～20:30

土曜日 13:00～20:30

日曜・休日 9:00～20:30

※ただし、大学行事日（入試・球技大会・北里祭等）及び大学教職員特別休暇（夏期・冬期）期間等は終日利用できません。

【バーベキュー場内の貸出について】

貸出施設・物品は、バーベキュー場内設置の備え付けテーブル・ベンチ、流し台、据え付けU字溝コンロ（移動や水をかける等の行為は厳禁）です。

備え付け物品名（倉庫に保管）	数量
ほうき	3
ちりとり	1
炭はさみ	3
炭とりスコップ	1

※左記以外のものは各自ご用意ください。
教学センター事務室から貸し出しはしていません。

学生食堂

	営業時間		
	平日（月～金曜）	土曜（隔月営業）	日曜・祝日
L1号館2階 学生食堂	10：30～15：00	11：00～14：00(奇数月)	お休み
IPE棟1階 食堂 (フードコート北里 IPE)	10：45～15：00	10：45～14：00(偶数月)	

※学生食堂の営業時間は、学生の通学状況等により変更になることがあります。

昼食時間や試験期間は非常に混み合います。座席を占有したりせず、混雑時は席のゆずりあいを。席とりは厳禁です。また、荷物は椅子の下に置き、多くの人が利用できるよう協力をお願いします。守れない学生には学生証の提示を求め、厳重注意します。

またコンビニエンスストアや各建物のラウンジで販売するお弁当もありますので、ぜひご利用ください。

売 店

日用雑貨から食品・書籍まで、キャンパス内の売店で揃いますのでご利用ください。

場 所	営業時間		取扱品目
	平 日	土 曜	
ファミリーマート L1号館店 (L1号館2階)	8：00～17：00	8：00～14：00 (日曜・祝日は休業)	食料品（弁当、パン、菓子、乳製品、飲料品等）、日用雑貨、雑誌等、ATM
ファミリーマート出張販売 ・新M号館1階 ・S号館1階 ・MB号館1階 ・A1号館1階 ・FR号館1階	お昼どき		パン、弁当、サンドイッチ、おにぎり、デザート類
有隣堂 大学院東館1階 kitasato モール内	10：00～18：30	10：00～15：00 (日曜・祝日は休業)	書籍、専門書、教科書等（学生証で割引有り）
北里ライフショップ (L1号館東側)	8：30～18：00	土曜・日曜・祝日は休業	文房具、書籍、保険、印刷製本等、証明写真用撮影機
ローソン北里 IPE 店 (IPE棟1階)	8：00～22：00	8：00～22：00 (日曜・祝日は休業)	食料品（弁当、パン、菓子、乳製品、飲料品等）、日用雑貨、雑誌等、ATM

※売店の営業時間は、学生の通学状況等により変更になることがあります。

学生ホール

多くの学生の憩いの場として、またコミュニケーションスペースとして利用されています。授業の合間の休憩や、自習・食事・団らん等自由に利用できる多目的ホールです。

また、ホール内には自動販売機コーナー、証明写真用撮影機がありますのでご利用ください。

1. 開館日時 年中無休 8:00～21:00
2. ホールの課外活動における貸出可能日時

入試等大学行事実施以外は、下記のとおりとする。

	コンサート等で占有	楽器練習	写真、絵画等の展示
平日	不可	長期休業中のみ可	随時可能
土曜日	13:00～21:00	13:00～21:00	
日曜祝日	8:00～21:00	8:00～21:00	

その他の施設

三菱 UFJ 銀行キャッシュコーナー (☎ 042-753-1418)

	場 所	営 業 時 間	
		平 日	土 曜
ATM コーナー北里大学中央	IPE 棟 1 階	7:00～22:00 (土・日・祝日も営業)	

コピー

キャンパス内では、次の場所でコピーが使用できます。

場 所	利用方法	コピーカード取扱い等
相模原キャンパス 各図書館	セルフサービス (コピーカード必要)	各図書館共通
A1 号館 2 階学生ラウンジ A2 号館 2 階ラウンジ L2 号館 4 階ラウンジ	セルフサービス (コピーカード必要)	コピー機横の自販機にて販売
ファミリーマート (L1 号館 2 階)	セルフサービス (モノクロ 1 枚 10 円、カラー A4・B4・B5・1 枚 50 円、A3・1 枚 80 円) PDF プリント可	
ローソン北里 IPE 店 (IPE 棟 1 階)	セルフサービス (モノクロ 1 枚 10 円、カラー A4・B4・B5・1 枚 50 円、A3・1 枚 80 円) PDF プリント可	

課外活動

3

- 球技大会・北里祭 38
- 北里会体育会・文化会クラブ一覧 38
- 学部北里会クラブ一覧 39
- 一般教育部北里会 40
- 一般教育部懇和会 41

球技大会・北里祭

球技大会は例年6月の日曜日に2週にわたり開催し、有志のチームや実行委員として参加することができます。学部や学年を超えて交流できるいい機会なので、毎年多くの学生が参加しています。

北里祭は毎年11月初旬の土日に開催され、北里祭実行委員による様々な企画でにぎわい、学生団体の活動成果の発表の場ともなっています。有志やクラブで模擬店等を出店することもできます。

球技大会・北里祭共に2025年度の詳細はホームページや実行委員のSNS等でお知らせします。

北里会体育会・文化会クラブ一覧

クラブ活動への誘い

本学では、充実したキャンパスライフを送れるよう課外活動の組織として北里会（体育会、文化会、各学部北里会、一般教育部北里会）があり、それぞれ活発な活動を展開しています。

せっかく大学に入学したのですから、専門の知識や技術の修得だけでなく、課外活動に参加してみるのはどうでしょうか？今までやってきたクラブでもいいでしょうし、違うクラブでもいいでしょう。もちろん、興味があるだけのまったくの初心者、というのでもかまいません。自分の隠れた才能に気づくことができるかもしれません。そして、そこには何よりも大切といえる学部を越えての良き友、先輩とのめぐり合いがきっとあるはずです。

ここでは、全学部の学生が所属できる体育会・文化会のクラブを紹介します。有意義なキャンパスライフになるよう積極的に参加しましょう！経験者はもちろん、初心者も大歓迎です！！

クラブ活動のことで何か分からないことがありましたらL1号館1階の教学センターまでお気軽にお越し下さい。

※各クラブの詳細につきましては体育会・文化会合同会報、または北里大学ホームページをごらんください。

北里会体育会所属クラブ

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 硬式庭球部 | 15 バスケットボール部 |
| 2 卓球部 | 16 馬術部 |
| 3 山岳部 | 17 ハンドボール部 |
| 4 サッカー部 | 18 バドミントン部 |
| 5 排球部 | 19 水泳部 |
| 6 スキー部 | 20 車椅子バスケットボール部 |
| 7 剣道部 | 21 ダンス部 |
| 8 剣道部 | 22 アルティメット部 |
| 9 野球部 | 23 ソフトテニス部 |
| 10 弓道部 | 24 アイスホッケー部 |
| 11 陸上競技部 | 25 サイクリング部 |
| 12 ゴルフ部 | 26 合気道部 |
| 13 柔道部 | 27 スケート部 |
| 14 ラグビー部 | |

北里会文化会所属クラブ

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1 アカベラ部 | 15 生物部 |
| 2 あしたぼの会 | 16 天文研究会 |
| 3 アニメーション研究部 | 17 N.C.O(ニューカウントジャズオーケストラ) |
| 4 演劇部 | 18 ぬいぐるみ病院部 |
| 5 化学研究部 | 19 ハンドベルクワイヤ |
| 6 ギター部 | 20 美術部 |
| 7 K.F.C(北里フォークソングクラブ) | 21 病院奉仕団 |
| 8 交響楽団 | 22 B.H.C(Blues in Heart Club) |
| 9 茶道部 | 23 北釣会 |
| 10 写真部 | 24 R.H.C(ローヤルハワイヤンクラブ) |
| 11 ジャグリングクラブ | 25 和装部 |
| 12 手話部 | 26 バイオサイエンスクラブ |
| 13 将棋部 | 27 ボードゲーム部 |
| 14 吹奏楽団 | |

クラブ入部者への注意事項

- ・課外活動中に怪我・事故にあつたら、事故発生7日以内に『課外活動事故報告書』を提出してください。条件によっては、見舞金など(学研災、PPA 共済制度)、保険の適用が受けられる場合があります。手続きを怠ると支払われませんので注意してください。
- ・クラブ入部者は、必ず4月の定期健康診断を受け、必要に応じて再検査を受けなければなりません。未受診や再検査対象者は宿泊を伴う課外活動(合宿など)に参加できません。

学部北里会クラブ一覧

薬学部北里会

- 生薬研究会
- 漢方研究会
- 薬理研究会 (休部中)
- 微生物研究会 (休部中)
- ウインドサーフィン部
- フットサル部
- 水泳部
- 茶道部
- 白金ぬいぐるみ病院部
- 写真部
- 白金バドミントン同好会
- ダンス部 WE ☆ BEAT
- 地域医療・在宅医療研究同好会(休部中)
- 白金ゴルフ同好会
- 白金軽音楽同好会
- 白金ジャグリング同好会
- 白金バレーボール同好会

獣医学部北里会

(体育会)

- サッカー部
- スキー部
- 馬術部
- 自動車部
- 硬式庭球部
- 剣道部
- 剣道部
- 少林寺拳法部
- 排球部
- 卓球部
- 弓道部
- 陸上競技部
- ラグビー部
- 硬式野球部
- バスケットボール部
- バドミントン部
- 水泳部
- 極真空手道部 (休部中)
- アメリカンフットボール部(休部中)
- 合気道部
- ピリヤード部
- ボウガン部 (休部中)
- ハンドボール部
- スキューバダイビング同好会
- ゴルフ同好会
- ソフトボール同好会
- K .D .C (kitasato Dance Crew)部

- 横のり ism 愛好会
- フットサル愛好会
- ボクシング愛好会
- 山岳愛好会
- フライングディスク同好会
- 自転車愛好会
- アイスホッケー同好会
- 車椅子バスケットボール愛好会
- ソフトテニス愛好会

(文化会)

- 音楽部
- 茶道部
- 写真部
- 美術部
- フォークソング部
- 自然界部
- 交響楽団部
- E S S 部
- 吹奏楽団部
- ギター部
- 漫画研究会部
- あしたぼの会部
- 演劇部 (休部中)
- 北釣生物同好会
- 落語研究会同好会
- 天文同好会
- 合唱同好会
- 牛愛好会
- 北里しっぽの会同好会
- 手話愛好会
- 日本獣医学生協会愛好会
- ジャズ研究会愛好会
- 華道同好会
- 北里農援隊愛好会
- アカペラ愛好会
- ジャグリング愛好会

医学部北里会

(体育系)

- アメリカンフットボール部
- ウインドサーフィン部
- 剣道部
- 硬式庭球部
- ゴルフ部
- サッカー部
- 柔道部
- 準硬式野球部
- 水泳部

- スキー部
- 卓球部
- 馬術部
- バスケットボール部
- バドミントン部
- バレーボール部
- ボート部
- 釣り同好会
- ストリートダンス(同好会)KDDI
- 陸上競技同好会

(文化系)

- 医学英語の会
- 囲碁将棋部
- 潜水医学研究会
- 東洋医学研究会
- 管弦楽団 (同好会)
- ぬいぐるみ病院同好会
- 軽音同好会

海洋生命科学部北里会

- 潜水部
- 北里三陸湧昇龍部
- ダンス部
- バレーボール同好会
- ソフトボール同好会
- 海洋音楽部
- ビーチコーミング部

看護学部北里会

- バドミントン部
- バレーボール部

理学部北里会

- 生物研究会
- バドミントン部
- 数理科学部

医療衛生学部北里会

- Diving Club
- 軟式野球部 (休部中)
- QQ <救急>クラブ

未来工学部北里会

- 情報技術部

一般教育部北里会

- 次頁参照

一般教育部北里会

「一般教育部北里会」は1年生の皆さんのキャンパスライフを豊かにするための支援を行っており、1年生全員が正会員となっています。(健康科学部を除く)

皆さんの北里会費が活動資金となっていますので、可能ならば1年生全員がいろいろな形で「一般教育部北里会」のイベントに参加してほしいと思います。

なお、各行事の企画・運営は主に1年生の運営委員が担当します。興味がある方はぜひ委員に立候補してください。(運営委員募集は4月に行います)

一般教育部北里会の活動計画

- (1) 懇和会活動への支援 (懇和会については次頁以降を参照してください)
- (2) 新入生歓迎イベントの開催
- (3) 1年生対象の各種イベントの開催

一般教育部北里会による2024年度行事実績

- (1) 1年生懇親会 (5月中旬)
軽食を取りながら、先輩や1年生同士の交流を深めました。また、北里会の3団体によるパフォーマンスやビンゴなども楽しみました。
- (2) 七夕祭 (7月上旬)
短冊に願い事を書いた1年生の中から、当選者に景品をプレゼントしました。
- (3) ハロウィン・パーティー (10月下旬)
他学科の学生と一緒にグループを作って、謎解きゲームやビンゴで大いに盛り上がりました。さらに、仮装して参加する学生を対象にコンテストも開催して、ハロウィンを満喫しました。
- (3) クリスマスイベント (11月下旬～12月上旬)
L1号館前のもみの木や、L1・2号館内にイルミネーションを設置しました。
クリスマスツリー点灯式やツリーフォトコンテスト等を実施しました。

<クリスマスツリーと委員>



<七夕祭>



<ハロウィンパーティー>



一般教育部懇和会

「懇和会」は共通の趣味やスポーツ、単位のつかないゼミナールを通じて、1年生同士、また一般教育部教員との懇親を深めるための会として用意されています。

他学部の学生と交流することができる数少ない機会ですので、積極的に参加してください。

懇和会には、教員が開設した通常の懇和会と学生が主体的に企画する懇和会の2種類があり、原則、1つの懇和会にのみ入会することができます。(但し、各学部で開催されている懇和会とは、掛け持ちすることができます。)

なお、学生同士の親睦を図ることを目的としているので、入会者が2名未満の懇和会は開催を中止することがあります。

1. 通常の懇和会……次頁以降に一覧を掲載しています。

【構成人数】 教員1名+学生5～20名程度

【入会方法】 入会者台帳に学生番号・氏名を記入

受付期間：4月上旬～5月末日

(期間が過ぎても許可される場合があるので、担当教員に問い合わせること)

2. 学生が企画する懇和会……以下の手順で手続きを行います。

- (1) 教学センター事務室一般教育課から申請書を受けとる。
- (2) 2学科以上の1年生5～20名を会員として集め、顧問になってもらいたい教員を決定する。
- (3) 懇和会名や活動内容等、申請書に必要事項を記入し、顧問の承認・捺印が得られた後、教学センター事務室に提出する。
- (4) 許可された懇和会は、顧問の指導のもと、原則年2回以上の活動を行う。

※過去に実施された

「学生が企画する懇和会」の例

- ・ソフトテニス懇和会
- ・いぬねこ里親懇和会
- ・合気道懇和会
- ・自然科学施設見学懇和会
- ・アニメーション制作会
- ・トレッキング懇和会
- ・昆虫生態調査会



一般教育部懇和会一覽 (五十音順)

	担当者氏名	担当科目	定員	趣味など	活動内容など
1	赤澤とし子	経済学	10名程度	映画鑑賞など	観に行く?聴きに行く?食へに行く?映画、コンサート、水族館・美術館見学、街歩き、食事会等々、大学の一步外に出て、楽しみ、語らいましょう。
2	安倍 希美	健康科学	7名程度	古典・民俗芸能の観賞、読書など	芸能に関するオンライン交流や、学内ですり足のお稽古など、参加者と相談して決めたいと思います。
3	池村 司	健康科学	10名程度	キャンプ、映画鑑賞、スポーツ観戦	東京・神奈川エリアをホームタウンとしたプロスポーツクラブ(例:湘南ベルマーレ、横浜ビーコルセアーズ、読売ジャイアンツなど)の公式戦を観戦します。見るスポーツの楽しさを体験しましょう。観戦する試合や日時については相談して決めます。
4	板橋 C. マリオ	健康科学	10名程度	テニス、ピククルボール、スポーツ観戦	相模原キャンパスの施設でテニスやピククルボールをしようと考えています。用具は全て大学にあります。併せて、食事会なども行い、楽しくやれればと思います。頻度や日程は相談して決めましょう。
5	伊藤 真吾	数学	10名程度	サッカー・マラソン	サッカー観戦。日産スタジアムに横浜 F・マリノスを応援しにいきます(参加者の希望があればアウェーでも OK)。ガチ勢から初観戦の人まで大歓迎。
6	猪瀬 貴道	法学	5名程度	読書、スポーツ観戦、サイクリングなど	夏休みに横浜地方裁判所での裁判傍聴と中華街での食事会、春休みに最高裁判所見学と食事会を考えています。食事会は感染状況によっては実施しません。その他の希望があれば相談して決めましょう。 【ゼミ形式】参加者が社会科学に関する同じ本(新書・文庫)を読んで内容を簡単にまとめて持ち寄り、おしゃべりをする読書会を行います。読書を通して現代社会の問題を考えるヒントを学びましょう!
			5名程度		
7	大石 敏広	哲学	10名程度	歴史関係、映画鑑賞、飲み会など	史跡散策、サイエンスカフェなどを考えています。サイエンスカフェでは、コーヒーでも飲みながら科学技術の問題についてかしまらず気楽に語り合います。
8	川上 言美	物理学	10名程度	家庭菜園、音楽、映画、読書など	夏の小学生向け科学教室の開催に向けて一緒に活動しましょう。本番では子供たちに科学の面白さを伝えるお手伝いをしてもらいます。詳細は美味しいものを食べながら相談して決めましょう。サイエンスコミュニケーターを目指す方、子供好きの方など、興味があれば気楽に参加してください。
9	酒井祐貴子	数学	10名程度	合気道、料理、旅行、着付、食べ歩き、ミスチル	活動内容は顔合わせの時に相談して決めましょう。過去の活動:モノ作り体験(陶芸、和菓子、食品サンプル)、アンテナショップ巡り、浅草・スカイツリー周辺散策、軽登山、ホテルや中華街でバイキング、ランチやスイーツを食べに行く etc.
10	James Goddard	英語	10名	Tennis,Camping, Motorcycle	・BBQ at my house (10minis from university) Burgers + Sausages ・Date: 7/5 (sat)5pm, ・9/20(sat)5pm

	担当者氏名	担当科目	定員	趣味など	活動内容など
11	大極 光太	化学	約10名	ガラス細工・スポーツクライミング	ガラス細工でトンボ玉やアクセサリーを作ります。希望日の化学実験室で開催します。(主に土日)
12	高野 保真	情報科学	20名程度	ロードバイク、ランニング、旅行(特に海外)、ボードゲーム	月に数回、L棟の部屋でボードゲーム会を開きます。頻度と開催日は参加者の都合に合わせて決めます。「ドイツのボードゲーム」(wikipedia参照)に分類されるアナログゲームが頭も使うので面白いと思います。
13	高橋 勇	情報科学	10名程度	パソコン、ゲーム	【ゼミ形式】年3～5回程度(相談して決めます)。開発環境Unityでゲームを作ります。ライセンスの関係からUnityを導入したノートPCを持参できる方に限ります。
14	永見 智行	健康科学	15名程度	スポーツ観戦	関東地方で行われるプロ野球の試合を観戦に行きます。タイミングが合えば、球場に隣接したトレーニング施設も見学させてもらう予定です。
15	中森 智啓	生物学	10名程度	旅行・読書・料理	活動内容は参加者と相談して決めようと思います。食事会・BBQ・ハイキング・博物館やテーマパーク(ディズニーランド、メイキング・オブ・ハリウッド・ポッター)に行く、など。
16	野口 敬未	英語	10名	ランニング・ボルダリング・映画・洋楽	英会話をします。各学期に1度ずつボルダリング/映画鑑賞会を企画します。
17	能登 香	化学	10名程度	映画・音楽鑑賞、テニス、旅行	東京近郊でお出かけ&お食事です。これまでの活動は、浅草観光、横浜ズーラシア、八景島シーパラダイス、東京スカイツリー、葛西臨海公園水族館等です。詳細は相談して決めています。
18	平井 清子	英語	10名程度	犬たちと遊ぶこと、アニマルセラピー、映画鑑賞、観劇	アニマルセラピーの訓練所訪問、犬と一緒に施設訪問、犬猫譲渡会ボランティア、動物関係の映画を見てディスカッションなど。
19	廣岡 秀明	物理学	10名程度	ドライブやプログラミング、そして株式投資	夏の時期には江ノ島かサマーランドへ遊びに行き、冬の時期にはy e t iへ行こうかと思っていますが、参加者の希望によっては柔軟に対応したいと思います。
20	福田 宏	情報科学	10名程度	クライミング、登山、城郭めぐり、フリーソフト作成、サーバーいじり	次の何れか。近郊の山を歩く、沢登り、城郭をめぐる、クライミングジムへ行く、岩場でクライミングする。連絡は学生メールで行います。
21	古川 裕之	物理学	15名程度	物を作る事、釣り、車の運転、ガイアの夜明け・WBSを見る事	イルカやクラゲに癒してもらいに、東京近郊の水族館(八景島シーパラダイス、新江ノ島水族館)に行きます。また、美味しいランチを皆で食べましょう。
22	森景 真紀	英語	10名	音楽、動物、お笑い、ゴルフ	入会した皆さんと相談して決めたいと思います。(例:食事会、行楽・レジャー施設へ出かける等。2024年度はホテルのランチビュッフェとお笑いライブに行きました。)様々なバックグラウンドや趣味をもつメンバー同士の交流を通して見聞を広めましょう。

	担当者氏名	担当科目	定員	趣味など	活動内容など
23	矢野 奈々	英語	10名程度	読書、映画鑑賞、 動画作成、 アフタヌーンティー、 ドライブ	インスタ映えするお店でのアフタヌーンティーを皆さんで楽しみたいと思います。万が一アフタヌーンティーが実施できない場合は、美術館や水族館等に行きます。
24	吉村 玲子	物理学	5名	音楽・スポーツ観戦	相談して決めます。前期は陶芸やシルバーアクセサリー制作などのクラフト体験、後期はホテルのスイーツビュッフェに行くのが最近の定番です。
25	米山 泰祐	数学、 統計学	20名程度	麻雀	麻雀は確率や統計などとも関わる数学的思考が鍛えられ、近年雀魂などのアプリで人気のある麻雀ですが、実際の牌を用いた麻雀はさらに面白いです。「アプリでしかやったことがないから、実際に打ってみたい!」という人を募集し、実際の牌を用いて麻雀をします。
26	和治元義博	英語	10名程度	音楽・演劇鑑賞、 食べること	どこかに出かける。美味しいものを食べに行く。内容は相談して決めましょう。
27	橋本 真吾	英語	10名程度	音楽・映画鑑賞 野球・バスケ・ ランニング	神奈川県内にある米軍基地開放イベントへ行き、アメリカンフードや音楽を堪能する 6月 座間 10月 横須賀 *基本日曜開催 *座間での夏のインターンも支援する
28	安川 智子	芸術の 楽しみ	5名 2名に満たない場合は中止とします。	柴犬	クラシックのコンサートを聴きにいき、その後カフェで解説や感想を語り合います。コンサートは相談の上決定しチケットはこちらで手配しますが、コンサートのチケット代は補助金額との差額を徴収しますのでお気をつけください。

生活ガイド

4

- 健康管理センター（保健室・学生相談室）について 46
- 学生教育研究災害傷害補償制度及び
付帯賠償責任補償制度について 52
- 北里大学における人権侵害（ハラスメント）防止への
取り組みについて 53
- 北里大学における個人情報保護への取り組みについて 65
- 気をつけよう 67
- 上手につかおう ソーシャル・ネットワーキング・サービス 75
- マナーについて（相模原キャンパス） 76

健康管理センター (保健室・学生相談室) について

健康管理センターには、保健室と学生相談室があります。みなさんが心身ともに健康的な学生生活を送ることができるように、保健室では医師と保健師が健康相談・保健指導などを、学生相談室ではカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が修学や対人関係上の問題を含めた心理相談や、みなさんの心の成長につながる様々な企画を行っています。

【健康管理センター（保健室・学生相談室）での個人情報の取り扱いについて】

- ・健康管理センターで得た個人情報は、「北里大学における個人情報の保護に関する基本規定」に基づいて学生生活が健康で安全に行われるように情報を取り扱っています。
- ・授業や実習などの制限が必要な慢性疾患などがある場合、まず学部・研究科事務室にご相談ください。

保健室



1. 保健室の利用について

保健室は、一般的な健康・保健に関する相談、軽微なけがの応急処置や休養を希望する際に利用できます。また、医療機関の紹介も行っています。身体の事で気になることがあった時は、保健室へご相談ください。なお、医療機関ではないため、保険診療にあたいする診療（精密検査や診断や治療、点滴・薬の処方など）は受けられません。

北里大学の各キャンパスに保健室があります。相模原キャンパス以外へ主に通学している方は、各キャンパスの保健室へお問い合わせください。

【相模原キャンパス保健室の場 所】 IPE 棟（臨床教育研究棟）1 階

【相模原キャンパス保健室の電話番号】 042-778-7607

【相模原キャンパス保健室の受付時間】

保健室の受付は、受付時間内に随時行っています。昼休みも開室しています。

曜 日	受付時間	医師対応時間
月～金曜日	8:30～16:30	9:00～16:30

【利用にあたっての諸注意】

- ・学内で体調不良を自覚しどうしてもよいか分からない時は、早めに保健室に相談しましょう。学外にいるときは無理に登校しないで近隣の医療機関を受診してください。受診の判断に迷ったり、医療機関が分からなかったりした時は、電話で保健室へご相談ください。急な体調不良に備えて、常備薬・体温計は必ず自分で準備しておきましょう。
- ・学生証は必ず携帯してください。また症状により医療機関受診が必要になる場合がありますので常にマイナ保険証か健康保険証を携帯してください。診察券やおくすり手帳もお持ちください。
- ・登下校時などの交通事故による負傷の場合は、まずは負傷の確認と救護を行ってください。次に警察に連絡しましょう。そして保護者と学部・研究科事務室に連絡の上、必ず医療機関を受診してください。なお、医療機関を受診する時には、交通事故であることをお伝えください。基本的に保健室に連絡する必要はありません。

2. 定期健康診断について

学校保健安全法に基づき、4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。健康のためだけでなく履修のために必要な検査もありますので、必ず受診してください。健康診断の結果は5月中旬ごろからオンラインで閲覧できます。必ず結果を確認してください。また、精密検査や再検査が必要な方は、保健室の指示に従って受診・再検査を受け、結果を報告してください。なお、健康診断の結果は、健康診断証明書の発行、演習・宿泊を伴う課外活動の参加可否判断に活用される他、実習において必要となる免疫獲得状況の報告に使用されています。未受診の場合、履修の一部に支障をきたすことがあるため、保護者への連絡や学部長へ報告を行うことがあります。

3. 課外活動等に関連した健康管理について

定期健康診断を未受診の場合、北里会所属団体の宿泊を伴う課外活動への参加は、学生の安全を考慮し許可できません。また、定期健康診断の結果によって必要な再検査や治療を受けていなかったり、その報告がなかったりした場合も同様です。医療機関などを受診の上、医師の判断をあおぐなど、許可までに時間を要することもありますので、活動予定日までに十分な余裕を持って保健室へお問い合わせください。

4. 予防接種について

全ての学生に対して、麻しん・風しん・流行性耳下腺炎・水痘の感染症や季節性インフルエンザに対する予防接種を推奨しています。また、医療機関など臨床実習がある学生においては、麻しん・風しん・流行性耳下腺炎・水痘に加えて、B型肝炎の免疫を獲得していることが求められます。

- ・過去の予防接種歴は、入学後に提出した予防接種歴申告書を保健室にて確認し、管理しています（2019年度以降に入学された方）。一方で、医療機関などの実習・インターンシップにおいては、予防接種歴の書類提出を自分で行う必要がありますので、速やかに対応できるよう母子健康手帳等は手元に保管してください。
- ・免疫獲得のため予防接種が必要な対象者かどうかは、健康診断結果のオンライン閲覧と同時期に通知される「健康診断結果について」をご確認ください。また、学部・研究科事務室からの予防接種関連の通知は必ず確認してください。
- ・大学で実施する予防接種の指定日に体調不良の場合は、必ず事前に保健室に連絡してください。事前に連絡が無く接種できなかった場合は、外部医療機関で予防接種を実施し保健室に報告してください（費用は自己負担となります）。
- ・在学中に外部医療機関で麻しん・風しん（MRワクチン）・流行性耳下腺炎・水痘・B型肝炎の予防接種を受けた場合は、自主的なものも含め必ず保健室へご報告ください。

5. 証明書について

- ・在学中に保健室で実施した健診等の内容をもとに、健康診断証明書や免疫獲得状況証明書などの発行を行っています。
- ・健康診断証明書は、健康診断結果に特に異常がなければ、パピルスメイトから取得できます。未受診だったり健康診断結果に「所見あり」となっていたりする場合は、パピルスメイトでの発行ができませんので、以下の手続きをお願いします。

① 学部・研究科事務室で証明書交付申請書など必要書類を作成し受付してもらう。

② 学生証・証明書交付申請書など必要書類をもって保健室に申請する。

なお、各種証明書発行には休日を除き5日間（英文の場合は約1ヵ月）を要します。証明書を必要とする期限までに余裕を持って申請をしてください。

また、証明書の提出先が指定する用紙や様式があったり、提出書類に不明な点があったりする場合は、説明書類や指定用紙などを持って保健室へご相談ください。

6. 出席停止となる主な感染症について

- ・下表に示した学校保健安全法の指定感染症に罹患した場合は、学部・研究科事務室に報告し指示を受けてください。出席停止期間中、欠席となった授業・実習・定期試験等に関する問い合わせは、学部・研究科事務室にしてください。
- ・医療機関や福祉施設等の実習における出席停止期間については、医師や校医の判断あるいは実習等を行う施設の規則に準じて判断する場合があります。
- ・記載のない感染症については、保健室に電話して相談してください。

疾患名	感染経路	出席停止期間の基準	登校許可証等の取扱い
インフルエンザ	飛沫・接触	発症した後（発熱した日を0日として）5日を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまで	保健室にて登校許可証を交付（体調不良時、罹患時に学部・研究科事務室に報告が必要です）。講義・実習などの欠席届などの手続きは学部・研究科事務室で行う。
ノロウイルス腸炎（疑いを含む）	接触・飛沫・空気	症状消失後48時間後まで	
感染性胃腸炎（疑いを含む）	接触		
新型コロナウイルス感染症	飛沫（エアロゾル） 接触	発症した後（症状の現れた日を0日として）5日を経過し、かつ、症状が軽快※した後（症状が軽快した日を0日とし）1日を経過するまで ※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること	学部・研究科事務室に連絡し登校再開日について確認する。
麻疹（はしか）	空気・飛沫・接触	解熱後3日を経過するまで	罹患や治癒を証明する診断書が必要かどうかは学部・研究科事務室に確認する。講義・実習などの欠席届などの手続きは学部・研究科事務室で行う。
水痘（みずぼうそう）	空気・飛沫・接触	全ての発しんが痂痂（かさぶた）化するまで（帯状疱疹については、医師の指示を確認する）	
風しん	飛沫・接触	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎（おたふく）	飛沫・接触	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
流行性角結膜炎	接触	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	飛沫・接触	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫・接触	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
結核	空気	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
咽頭結膜炎	飛沫・接触	主要症状が消退した後2日を経過するまで	

（学校保健安全法における「出席停止が必要な感染症」より一部抜粋）

7. 医療機関の受診について

・「かかりつけ医」を持ちましょう

遠方から転居した方や今健康な方も、ケガや急な病気に備え、かかりつけ医を見つけておきましょう。



医療機関検索サイトは他にも多数存在します。サイト内のいわゆる口コミの中には誤った情報や事実と異なる情報など信頼できない情報も少なくありません。利用の際は、十分に注意してください。

- ・休日や夜間に急病になったときは、まずかかりつけ医に連絡してください。連絡がとれないとき、または受傷したときは、以下を参考にしてください。

【重症で緊急を要する場合】

- ・救急車（119番）を要請し、救急隊の指示に従ってください。

【学外にいる場合】

- ・今いる場所の公共機関の案内電話へ連絡し指示を受けてください。
相模原市内：相模原救急医療情報センター（☎：042-756-9000）
横浜市内・東京都：救急安心センター事業 #7119 など
- ・今いる場所の公共機関の夜間や救急診療医療機関を受診する。
相模原市南区：相模原南メディカルセンター

（相模女子大学グリーンホール内1階） など

【学内（相模原キャンパス）で北里大学病院 救命救急センター受診を希望する場合】

- ・北里大学病院救命救急センターに電話をして指示を受けてください。
必ず北里大学の在学学生であることを告げ、学部・学科等も伝えてください。

- ・北里大学病院の受診について ～北里大学病院ホームページから～

『当院は特定機能病院の承認医療機関です。受診には診療所・病院からの紹介による受診を原則としております。当院での診療の結果、ご紹介いただいた医療機関で治療を継続していただく場合や、他の医療機関への紹介をさせていただく場合もありますのでご了承ください。』

学生相談室 (042-778-9732)

【学生相談室とは】※詳細は学生相談室ホームページもご覧ください。

- 学生相談室では、学業、課外活動、自分の性格、家族や友人・恋人との関係、性に関する悩み、教員との関係、ストレス、生活上の問題、自分を見つめ直したいなど様々な相談をカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）がお受けします。
- カウンセリング以外にも、グループワークや各種体験、心理関係図書の貸し出しを行っています。自分や他の人をもっと理解したいという方などにお勧めです。また、入退室自由のホッと一息くつろぐための場所もあります。
- ご家族からの学生さんに関するご相談にも応じます。お電話、もしくはメールでご予約下さい。なお、学生相談室を利用している学生のご家族の方であっても、情報開示に対する学生ご本人の同意をこちらで確認できていない場合には、学生相談室利用の有無を含めたご本人に関する情報をお話しすることはできません（守秘義務）ので、予めご了承下さい。

カウンセリング

※ご希望に応じて遠隔相談も選択できます。原則 Zoom を使用しますが、必要に応じて電話も使用します。

＜相談内容の一例＞

- 学業：「勉強やレポートが手につかない、自分のイメージしていた学科・専攻と違う…」
 - 対人関係：「友人関係や恋愛関係で悩んでいる、人と話すときに緊張する…」
 - 将来：「就職か進学が迷っている、就職活動が不安、向いている仕事かわからない…」
 - 性格：「自分の長所や短所について整理したい、心配性なところがある…」
 - 家族：「親との関係で困っている、友人には話せない家族のことを話したい…」
 - 心身の健康：「やる気が出ない、イライラする、気分が落ち込む…」
- ※状況や希望に応じて、保健室医師との相談や近隣の医療機関へのご紹介もしています。

グループワーク

カウンセラーと複数の参加者が作業や話し合いを通して、自分自身や周囲との関係等を見つめ、お互いに成長できるようなグループワークがあります。

☆ コミュニケーション・スタディ・グループ

人付き合いが苦手だと感じている学生同士でコミュニケーションに関する様々なプログラムを体験することができます。

☆ ランチグループ

お昼休みに自由なテーマで話すなど、学部や学年を越えた交流の機会を作っています。

各種体験

自己理解を深めたり心身の調子を整えたりするための企画があります。

☆ マインドフルネス体験（個別またはグループ）

ストレス対処や集中力UP等の効果が報告されているマインドフルネスを体験できます。

☆ 箱庭体験（個別またはグループ）

砂箱の中に様々なミニチュアを自由に置いて自己表現する体験ができます。

☆ ヨガ体験（個別またはグループ）

呼吸法やヨガのポーズにより、心身の緊張をほぐしリラックスします。

☆ 心理テスト体験（個別）

性格、ストレス対処、職業興味についての3種類の心理テストの中から選べます。

ホッと一息くつろぐための場所

自然の映像とともに、BGM が流れていて、落ち着きやすい空間を提供しています。心理学に関連する図書なども置いてあり、自由にご覧いただけます。（貸し出しも可能）お昼休みに1人または少数でゆっくりと過ごしたい時や、短い仮眠を取ってリフレッシュしたい時などにお気軽にお立ち寄りください。

※グループワークや各種体験、ホッと一息くつろぐための場所については、年度途中で内容が変更される可能性がありますので、詳細は学生相談室ホームページをご覧ください。

【開室時間】	L2 号館	臨床教育研究棟（IPE 棟）
月～金曜日 平日	9:00～17:30 (受付は17:00迄)	ホッと一息くつろぐための場所(月、水、木、金) 12:00～13:00(予約不要、入退出自由) 火曜日はランチグループを開催していますので、 興味ある方は下記からご連絡ください。
第1・3・5 土曜日	9:00～12:30 ※土曜日に限り完全予約制	

【申込方法】 原則、事前の予約をお願いしています。いずれかの方法でお申し込みください。	
① WEB 予約 (予約希望フォーム)	学生相談室ホームページ内の予約希望フォームに必要事項を入力後、送信してください。学生相談室から自動返信メールが送信された後、予約日程調整のメールが届きます。
② メール予約	『 gakusou@kitasato-u.ac.jp 』宛に「予約したい」というメッセージを入力したメールをお送りください。 学生相談室から予約日程調整に関する連絡があります。
③ 電話予約	開室時間内に学生相談室直通『042-778-9732』にお電話ください。



【場所】

L2 号館 1 階

カウンセリング・図書の貸し出し・心理テスト・箱庭

●北里栄三郎博士像

L2 号館
学生相談室入口

面談室の一例

臨床教育研究棟（IPE 棟）1 階

ランチグループなどのグループワーク・各種体験・ホッと一息くつろぐための場所

IPE 棟 学生相談室
多目的ルーム入口

多目的ルーム内

学生教育研究災害傷害補償制度及び付帯賠償責任補償制度について

本学では、学生諸君が健康で快適な大学生活を送ることができるよう、日頃から安全対策には万全を期しておりますが、何かのほずみで授業中、課外活動中あるいは通学途中の事故により傷害を被ってしまう場合もあります。このような、諸君の教育研究活動中の不慮の事故等に備え、本学では大学が保険料を負担して、全学生が学生教育研究災害保険及び付帯賠償責任保険に一括加入しています。(各自で加入手続きする必要はありません)

これにより、学生諸君が大学で授業を受けている間や休み時間中、大学行事への参加中、クラブなどの課外活動中、さらに通学途中などで万一事故により傷害を被ったときもしくは賠償責任を負ったときは、その程度に応じて見舞金等が給付※されますので、すみやかに担当教員、学部等事務室又は教学センターへ申し出て手続きを行ってください。当保険の詳細は、新入生オリエンテーションで配付の「加入者のしおり」を参照してください。

(※保険金は本学引受保険会社より直接振り込まれます)

(事故発生後30日以内に保険会社に通知をしなければ、見舞金等支払われない場合があります。)

【対象となる事故の範囲】

(1) 正課中	講義、実験・実習、演習又は実技による授業を受けている間
(2) 学校行事中	大学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種大学行事に参加している間
(3) 課外活動以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中	大学が所有する教育研究のための施設内にいる間、住居と大学施設等との間を往復する間、授業や学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間
(4) 学校施設内外を問わず、課外活動を行っている間	大学が認めた団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間
(5) 臨床実習中の針刺し事故等(医療関連学部のみ)	臨床実習中に、針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った場合

【見舞金等の種類と金額】

事故等の範囲	死亡保険金	後遺障害見舞金	医療見舞金	入院加算金(180日限度)
(1) 正課中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日以上が対象	1日につき 4,000円
(2) 学校行事中			3千円～30万円	
(3) 課外活動以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象	
(4) 学校施設内外を問わず、課外活動を行っている間			治療日数が14日以上が対象 3万円～30万円	
(5) 臨床実習中の針刺し事故等(医療関連学部のみ)	—	—	1事故につき 1万5千円	

(対象とならない事故等の範囲)

故意、闘争行為、自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、核燃料物質による傷害、山岳登山、スカイダイビング、その他これらに類する危険な運動など。

また、いかなる理由にあっても頸頭症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛で医学的他覚所見のないものや急性アルコール中毒症などの「教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故」の条件を充足しないものも対象となりません。

北里大学における人権侵害(ハラスメント)防止への取り組みについて

北里大学は、すべての学生が個人として尊重され、適正で快適な環境のもとで学業に専念できるよう人権侵害行為の防止と対策に取り組んでいます。

本学のこの姿勢は、『人権侵害防止宣言』および『人権侵害（ハラスメント）防止のためのガイドライン（指針）』において表明しています。

学生の皆さんが、人権侵害と思われる行為を受け、悩むような場合は、人権侵害防止相談員に相談するなど、本ガイドラインを活用し、対処してください。

人権侵害防止宣言

学校法人北里研究所は、ここに集い、教育・学習、研究、医療等の諸活動に携わる全ての学生および職員等が、個人として尊重され、いかなる人権侵害も受けることなく、適正で快適な環境のもと、個性と能力が発揮できる権利を保障します。

この目的を達成するために、本法人は、人権侵害の防止と対策に万全の配慮を行い、学内環境の維持と向上に最善を尽くすことを宣言します。

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 23 年 4 月 1 日改正
学校法人 北里研究所

<次頁からの記載内容>

1. 人権侵害（ハラスメント）とは
2. 人権侵害（ハラスメント）に関する相談と対応について
3. 相談の流れ（フロー）
4. 学校法人北里研究所人権侵害防止委員会
5. 人権相談員一覧
6. 人権侵害（ハラスメント）防止のためのガイドライン（指針）
7. <参考資料>ハラスメントの事例

1. 人権侵害（ハラスメント）とは？

学生は、教育・研究、その他の諸活動において、教員と学生、先輩と後輩、男性と女性といった異なった立場である他者との様々な人間関係の中で、学業に励んでいかなければなりません。

このような人間関係の中で、優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることを、一般的に「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「ジェンダー・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」などと呼んでいます。

これらのハラスメントは、その行為内容により区別されていますが、複雑に絡み合っていることもあります。

もし、あなたが、このようなハラスメントの被害にあったと感じ、精神的・身体的に苦痛で修学環境が悪化したり、学習・研究意欲を失ったときは、自分を責めたり、我慢をしないで、学内の相談窓口や信頼できる職員に相談するなど、事態が悪化しないうちに行動してください。

2. 人権侵害（ハラスメント）に関する相談と対応について

人権侵害（ハラスメント）と思われる行為に悩んでいたら、人権相談員（後記参照）にご相談ください。相談は、所属先やキャンパスに関係なく、あなたが相談しやすい人権相談員にすることができます。

相談内容は秘密を厳守し、関係者のプライバシーに十分配慮しながら、一緒に解決方法を考えていきます。解決できないときは、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会に調査調停を依頼し、速やかに被害者の救済措置を図ります。

■人権相談員への相談は、次の手順で行ってください。

- ①相談窓口で電話、手紙、メール等でご連絡ください。お話を伺う日時や場所、対応する人権相談員を、あなたの希望に応えながら調整します。
- ②相談の際は、2名の人権相談員がお話を伺います。
- ③その後の対応は、相談の流れ（フロー／次頁参照）に従います。

【人権相談員への連絡方法（例）】

◎電話による場合 0120-797-148、090-1662-1237（相談窓口専用） 平日 9：00～17：00

相談者：〇〇学部〇年の×××と言いますが、セクハラのことでも相談したいのですが…

相談窓口：希望する時間や場所は、ありますか？

相談者：月曜以外の4時以降に、相模原キャンパスで、女性の人権相談員を希望します。

相談窓口：わかりました。それでは、調整をして、直ぐに、こちらからお電話いたします。

◎メールによる場合 jinkenso@kitasato-u.ac.jp（相談窓口専用）

人権相談窓口担当者 様

〇〇学部〇年の×××と言います。

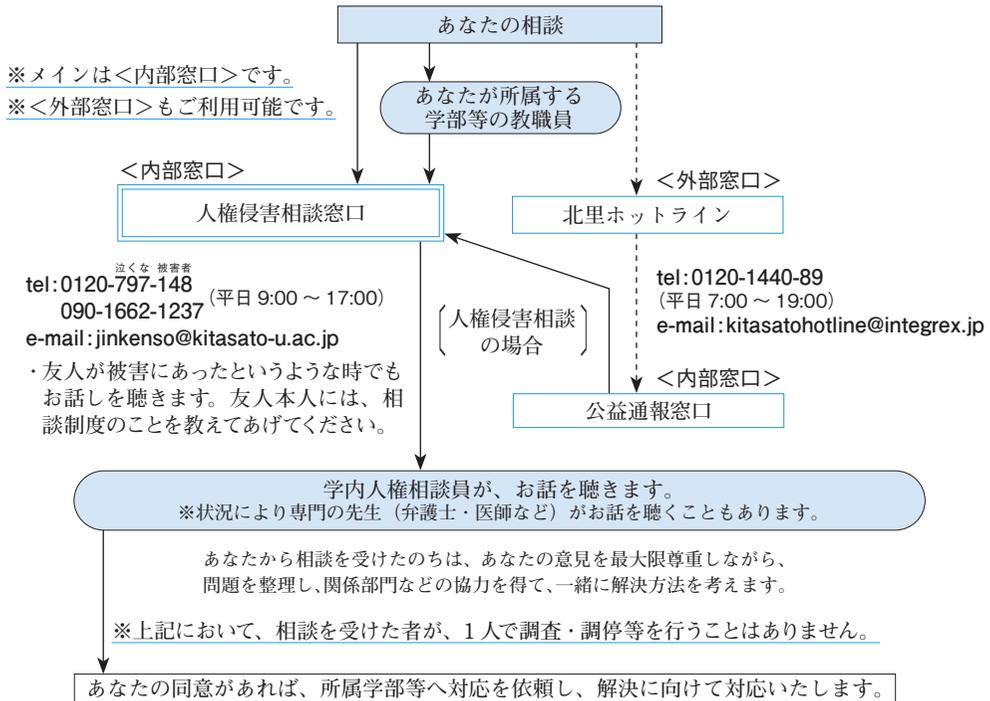
人権相談員〇〇さんに相談したいことがあります。木曜か金曜の午後、都合が良いです。

もう一人の人権相談員は、誰が良いかわからないので、お任せします。

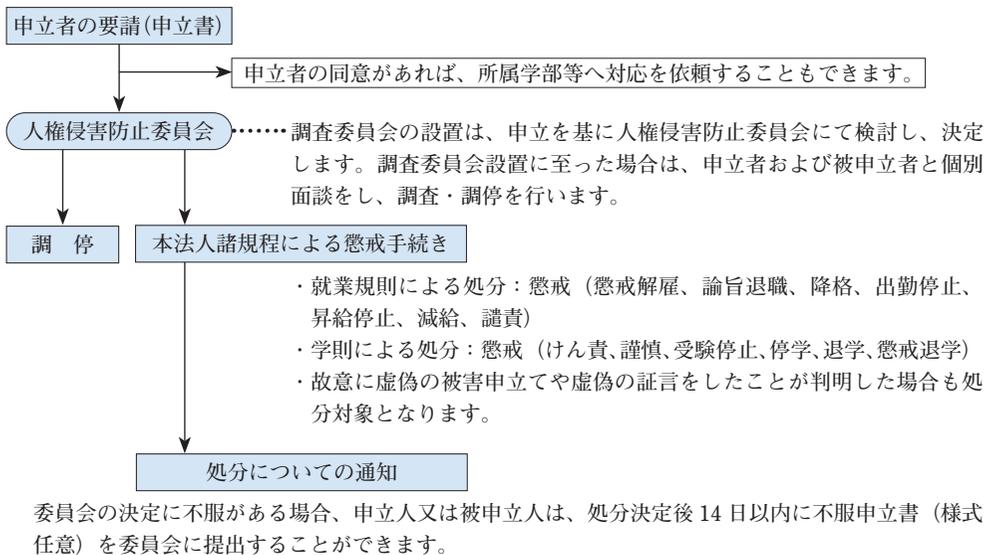
→ 面談日時等をメールで返信いたします。個人情報に厳重な管理に努めていますが、不正な侵入による漏洩の危険性がありますので、相談内容の詳細は書かないでください。

3. 相談の流れ（フロー）

I. まず



II. あなたが、望むなら



※すべての過程において、あなたのプライバシーは保護されます。

※重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、上記の流れに関わりなく、理事長又は学長は、懲戒処分の手続きを取ることができます。

4. 学校法人北里研究所 人権侵害防止委員会

北里大学では、「学校法人北里研究所人権侵害防止委員会」を設置しています。

委員会は、人権侵害（ハラスメント）行為に対する防止対策として、学生・職員に対する教育・研修や学内での啓発活動を行います。

また、人権侵害（ハラスメント）行為に対する相談については、各キャンパスに配置する人権相談員が対応し、相談者の希望により、委員会が調査・調停を行います。

学校法人北里研究所 人権侵害防止委員会

【本委員会】

委員長	人事担当常任理事
委員	教育担当副学長
委員	学生指導委員会委員長
委員	健康管理センター長
委員	事務本部長
委員	北里大学病院長が推薦する者
委員	委員長が推薦する者（学外有識者を含む）

【人権相談員】

白金キャンパス	5～7人
相模原キャンパス	12～15人
十和田キャンパス	4～5人
新潟キャンパス	3人
北本キャンパス	3人

5. 人権相談員一覧

(2025年4月1日現在)

キャンパス	氏名	フリガナ	所 属
白金キャンパス	伊藤 雅洋	イトウ マサヒロ	薬学部
	齋藤 祥子	サイトウ ショウコ	薬学部
	稲橋 佑起	イナハシ ユウキ	大村智記念研究所
	渡辺 ひかり	ワタナベ ヒカリ	法人本部総務部
	久米 恵江	クメ ヤスエ	北里研究所病院 看護部
	赤澤 友紀	アカザワ ユキ	北里研究所病院 医療社会事業部
	若杉 安希乃	ワカスギ アキノ	北里研究所病院 研究部
相模原キャンパス	長坂 善禎	ナガサカ ヨシサダ	獣医学部 ※十和田キャンパス兼務
	佐藤 文子	サトウ フミコ	医学部
	荻野 昌敏	オギノ マサトシ	医学部事務室
	阿見彌 典子	アミヤ ノリコ	海洋生命科学部
	久保 五月	クボ サツキ	看護学部
	中村 厚	ナカムラ アツシ	理学部
	黒崎 祥史	クロサキ ヨシフミ	医療衛生学部
	坂本 美喜	サカモト ミキ	医療衛生学部
	力丸 佑紀	リキマル ユウキ	未来工学部
	崔 東学	サイ トウガク	一般教育部
	岩満 優美	イワミツ ユウミ	医療系研究科
	小畑 玲子	オバタ レイコ	研究支援センター事務室
	白井 教子	シライ ノリコ	北里大学病院 看護部
	木下 春奈	キノシタ ハルナ	北里大学病院 ME部
近藤 閨子	コンドウ エツコ	北里大学病院 栄養部	
十和田キャンパス	佐々木 宣哉	ササキ ノブヤ	獣医学部
	岩井 聡美	イワイ サトミ	獣医学部
	長坂 善禎	ナガサカ ヨシサダ	獣医学部
	垣内 一恵	カキウチ カズエ	獣医学部
	湯澤 隼人	ユザワ ハヤト	獣医学部事務室
新潟キャンパス	中野 広基	ナカノ コウキ	保健衛生専門学院
	長谷川 崇	ハセガワ タカシ	保健衛生専門学院
	鹿島 ゆかり	カシマ ユカリ	保健衛生専門学院
北本キャンパス	嶋村 静江	シマムラ シズエ	北里大学メディカルセンター
	辻本 雅子	ツジモト マサコ	北里大学メディカルセンター
	亀山 浩子	カメヤマ ヒロコ	看護専門学校

○最新の人権相談員一覧は、大学ホームページにてご確認ください。

トップ> 北里大学について> 大学の取り組み> ハラスメント防止への取り組み> 人権相談員一覧

<参考>

学外の相談窓口（法務省の人権擁護機関）

◎みんなの人権 110 番 電話番号：0570-003-110（平日 8：30～17：15）

6. 人権侵害（ハラスメント）防止のためのガイドライン（指針）

平成 17 年 12 月 16 日制定
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 11 月 1 日改正
2018 年 4 月 1 日改正
2025 年 3 月 5 日改正
学校法人 北里研究所

1. 趣旨

学校法人北里研究所（以下「本法人」といいます。）は、人権侵害防止宣言に基づき、キャンパスで起こりうる様々な人権侵害（ハラスメント）の防止・対策に努め、万一かかる事態が発生した場合には、これに対して迅速かつ適正な措置に最善を尽くします。そのために、本法人は、本ガイドライン（指針）により、本法人における人権侵害（ハラスメント）の定義を明らかにし、被害にあった学生・職員等が安心して苦情を申し立て、相談できる窓口の整備に努めます。また、被害者の救済を第一に、適切な調査と慎重な手続きを経たうえで、厳正な処分を含む効果的な対応に尽くします。その際、関係者のプライバシーの保護と秘密の厳守には、特に留意します。さらに教育・研修を通じた予防・啓発の継続的な促進に努めます。

2. 法令の順守

本法人は、世界人権宣言、日本国憲法、教育基本法、労働法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などの法令を順守します。

3. 人権侵害（ハラスメントを含む）の定義

本ガイドラインの定める人権侵害とは、性別、社会的身分、人種、国籍、思想、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人権、人格に関わる事項等の言動によって、その尊厳を損なうことをいいます。

とりわけ、本法人においては、性的な言動等によるセクシュアル・ハラスメント（同性に対するものを含みます）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する言動によるハラスメント、教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントなどが、いずれも、指導者と被指導者、上司と部下、先輩と後輩、男性と女性、多数派と少数派などの権力的立場を利用して、相手方に不利益・不快感を与え、就学・就労環境を悪化させるハラスメント（嫌がらせ・いじめ）であるとみなします。そして悪質かつ重大な人権侵害行為のひとつとして認識しなければなりません。

また、ハラスメントの特徴は、ハラスメントを行う側に、そのような意図がなくても、ハラスメント被害が生じる可能性があるということです。大切なことは、一人一人を個人として尊重しなければならないということです。

このような理解のうえで、本ガイドライン・規程等では「人権侵害」の語句の後に、「ハラスメント」を併記しています。

4. 本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本法人の学生および職員等、本法人の構成員であると認められる者について適用されます。

5. 学校法人北里研究所人権侵害防止委員会の設置と役割

本法人は、人権侵害（ハラスメント）の防止・対策の全般を統括するために、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。委員会は、人権侵害（ハラスメント）に関する情報収集、教育研修、啓発活動、調査調停を行い、学内外機関との連携および協力等のための連絡調整などにあたります。

6. 人権相談員の配置と役割

人権侵害（ハラスメント）の相談・申立てに対応するために、人権相談員を配置します。人権相談員は、人権侵害（ハラスメント）についての相談や申立てを受けたら、相談者（被害者）の意思や意向を尊重しつつ、迅速かつ適切に対応します。そのためには、人権相談員に必要なトレーニングを適宜行い、資質向上と能力開発に努めます。

7. 相談・申立ての方法

人権侵害（ハラスメント）の相談・申立てを希望する学生・職員等は、人権相談窓口または人権相談員に連絡してください。所属する部署やキャンパスに関わらず、どの人権相談員にも相談できますので、ご希望があればお伝えください。その相談・申立ては、相談者（被害者）自身がその行為を自らの意に反する人権侵害（ハラスメント）と判断すれば可能です。従って、行為者（加害者）の意図や真意などは、相談・申立てを妨げる要因にはなりません。また、相談者（被害者）自身がその行為を拒否しなかったか否か、服従したか否かということも、問題になりません。

人権侵害（ハラスメント）の相談は、被害を受けた本人に限らず、第三者（友人等）によるものも受け付けます。

8. 事実関係の調査

委員会は、相談者（被害者）からの申立てがあり委員会が調査を必要と判断した場合、又は委員会が調査を必要と判断した場合は、調査委員会を設置のうえ、当該案件に関して調査・調停を行います。この過程において、調査委員会は委員会との緊密な連携・協力のもと、中立性・公正性の確保に最善を尽くします。調査結果は、原則として調査開始から1カ月以内に終了し、委員会に報告されます。

なお、学生同士の人権侵害（ハラスメント）の相談・申立てに関しては、学長を経て、当該学生の所属学部等に調査・調停を依頼します。

ただし、重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、この流れに関わりなく、理事長は懲戒処分の手続きを取ることができます。

9. 被害者の救済措置

相談・申立ての時点であっても、人権侵害（ハラスメント）の疑いのある行為が継続し、相談者（被害者）を救済する緊急措置が必要と判断された場合には、人権侵害防止委員会は、事案発生部門の部門長に対して、緊急避難の措置を要請します。また、相談者（被害者）の心理的なケアにも十分に対応します。

10. プライバシーの保護

相談・申立て、事実調査、懲戒処分等のあらゆる過程において、相談者（被害者）の名誉とプライバシーの保護を最優先とし、個人情報外部に漏れることがないように最善を尽くします。〔※1〕また、相談者（被害者）が相談・申立てなどを理由に、就学・就労上の不利益（報復）を被ることのないように万全の配慮を行います。〔※2〕

※1 個人情報保護法 ※2 公益通報者保護法

11. 啓発活動等

本法人は、人権侵害（ハラスメント）の防止を図るため、人権侵害防止委員会を中心に、次のとおり啓発活動等を行います。

- (1) 学生および職員等に対して、このガイドライン（指針）を周知徹底し、人権侵害（ハラスメント）に関する理解に努めます。
- (2) 学生および職員等に対して、教育研修および啓発活動等を通じて、人権侵害（ハラスメント）

の防止に努めます。

- (3) 学生に対しては、新入生オリエンテーション、講義、講演会などによって、人権侵害（ハラスメント）に関する理解に努めます。
- (4) 職員に対しては、定期的に講演会や研修を行い、人権侵害（ハラスメント）に関する理解に努めます。
- (5) 職員に対しては、特に本法人就業規則等の関連諸規程の周知徹底を図り、人権侵害（ハラスメント）の防止に努めます。
- (6) 職員のうち特に人権相談員になった者に対しては、求められる専門的な知識・スキル、役割および責任について認識を深める研修を実施します。

12. 学校法人北里研究所就業規則 【省略】

13. ガイドラインの改正

このガイドライン（指針）は、委員会の議を経て理事長が決定します。

【参考資料】

7. ハラスメントの事例

以下の事例は、文部科学省の規程や、人事院規則、特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク (<http://www.naah.jp>) ガイドライン、「職場のいじめとパワハラ防止のヒント」(涌井美和子著)等を参考にしたハラスメントの事例です。

これらは、あくまでも、ハラスメントの概要を把握するためのものであり、ここに掲載された内容すべてが、各種ハラスメントに該当するといった判定基準ではありません。

【アカデミック・ハラスメントの事例】

1. 学習・研究活動の妨害（教育研究機関における正当な活動を直接的・間接的に妨害すること。）
 - ・文献・図書や機器類を使わせないという手段で、研究遂行を妨害する
 - ・実験機器や試薬などを勝手に廃棄し、実験の遂行を妨害する
 - ・研究に必要な物品購入を、必要な書類に押印しないという手段で妨害する
 - ・机を与えない。また、机を廊下に出したり、条件の悪い部屋や他の研究室員とは別の部屋に隔離したりする
 - ・正当な理由がないのに研究室への立ち入りを禁止する
 - ・研究費の申請を妨害する
 - ・学会への出張を正当な理由なく許可しない
 - ・研究出張を認めないなどの手段で共同研究を妨害する
2. 卒業・進級妨害（学生の進級・卒業・修了を正当な理由なく認めないこと。また、正当な理由なく単位を与えないこと。）
 - ・卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年を言い渡す
 - ・理由を示さずに単位を与えない
 - ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる
 - ・「不真面目だ。」「就職活動をした奴は留年だ。」という口実で留年させる
 - ・卒業研究は完了しているのに、「お礼奉公」としての実験を強要し、それを行わなければ卒業させない
3. 選択権の侵害（就職・進学への妨害、望まない異動の強要など。）
 - ・（指導教員を変更したいと申し出た学生に）「俺の指導が気に入らないなら退学しろ。」
 - ・指導教員を途中で変更したら自動的に留年
 - ・本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける
 - ・就職や他大学進学に必要な推薦書を書かない

- ・就職活動を禁止する
 - ・会社に圧力をかけて内定を取り消させる
 - ・他の研究教育機関への異動を強要する
 - ・「結婚したら研究者としてやってはいけない。」などと言って、結婚と学問の二者択一を迫る
4. 指導義務の放棄、指導上の差別（教員の職務上の義務である研究指導や教育を怠ること。また指導下にある学生・部下を差別的に扱うこと。）
- ・「放任主義だ。」と言ってセミナーを開かず、研究指導やアドバイスもしない
 - ・研究成果が出ない責任を一方向的に学生に押し付ける
 - ・論文原稿を渡されてから何週間経っても添削指導をしない
 - ・測定を言いつけるが、その試料がどんな物で何が目的なのか尋ねられても説明しない
 - ・嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮蔑的言辞を言ったりする
5. 不当な経済的負担の強制（本来研究費から支出すべきものを、学生・部下に負担させる。）
- ・実験に失敗した場合、それまでにかかった費用を弁償させる
 - ・研究費に余裕があるにもかかわらず試薬を買い与えない。学生は卒業論文を書かなければならないので、仕方なく自費で試薬を購入することになる
6. 研究成果の搾取（研究論文の著者を決める国際的ルールを破ること、アイデアの盗用など。）
- ・加筆訂正したというだけなのに、指導教員が第一著者となる
 - ・実験を行う・アイデアを出すなど研究を主体的に行って、その研究に最も大きな貢献をした者を第一著者にしない
 - ・第一著者となるべき研究者に、「第一著者を要求しません。」という念書を書かせる
 - ・著者の順番を教授が勝手に決める
 - ・その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する
 - ・「俺の名前を共著者に入れろ。場所代だ。」
 - ・学生が出したアイデアを使って、こっそり論文を書く
7. 精神的虐待（本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生や部下を傷つけるネガティブな言動を行うこと。発奮させる手段としても不適切。）
- ・「お前は馬鹿だ。」
 - ・「（論文を指して）幼稚園児の作文だ。」
 - ・「（研究を指して）子供の遊びだ。」
 - ・「こんなものを見るのは時間の無駄だ。」
 - ・「セミナーに出る資格がない。出て行け。」「死んでしまえ。」
 - ・「お前は実験はやらなくていい。掃除だけをやっておけばいい。」と言って、大学院生に研究テーマを与えない
 - ・「君は（出来が悪いから）皆の笑い者だ。」
 - ・学生や部下が持ってきた論文原稿をゴミ箱に突っ込む、破り捨てる、受け取らない、きちんと読まない
 - ・学生や部下が出したアイデアに全く検討を加えず、それを頭から否定する
 - ・ささいなミスを大声で叱責する
8. 暴力
- ・殴ったり、蹴ったりする
 - ・酒席で暴力をふるう
9. 誹謗、中傷
- ・「彼みたいな奴が就職できるわけがない。」
 - ・「○○○と一緒に仕事をすれば、あなたの評判が落ちますよ。」と周囲に言いふらす

- ・「あの人は頭がおかしい。」
- ・「××学を専攻する人にたいした人はいない。」
- ・職務上知りえた学生の個人情報を他の教員や学生に告げてまわり、結果として大学での当人の居心地を悪くさせる
- ・虚偽のうわさを流す。怪文書を配る

10. 不適切な環境下での指導の強制

- ・午後 11 時からなど深夜に指導を行う
- ・必要のない徹夜実験や休日の実験を強要する
- ・指導するからと言ってホテルの一室に呼びつける
- ・他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う
- ・演習・セミナーの時間が他研究室と比べて異様に長く、くどくどと叱責を行う

11. 権力の濫用

(1) 不当な規則の強制

- ・他の人や先輩に実験手法を教えてもらってはいけない
- ・研究に関して人と相談することを一切禁止する
- ・先輩のデータ作りは手伝わなくてはいけない。しかし、自分の実験はどんなに時間がかかっても一人でやるべきである
- ・日曜日に研究室に来ないと留年
- ・夏休みは指定された 3 日だけ。それ以外に休んだら留年
- ・スキー禁止。テニス禁止。アルバイト禁止。
- ・「〇〇とは一切口をきくな。」

(2) 親密な関係の強要

- ・「食事に付き合わないと指導しないよ。」
- ・「ドライブに付き合ったら出張を認めよう。」
- ・「手作りケーキを持ってきたらいい点をあげよう。」

(3) 不正・不法行為の強要

- ・空バイト・空謝金（アルバイトをしたという架空の書類を学生に作成させ、不正に研究費を引き出すこと）などの金銭的不正行為の強要
- ・研究データの捏造・改ざんの強要

(4) 権力の濫用（その他）

- ・プライベートな行動に付き合うことの強制
- ・送り迎えの強要
- ・教授が行う学会発表のデータ作りを、共著者でない学生に徹夜で仕上げることを強要
- ・会議や行事など、必要な情報を故意に教えない
- ・物品等の管理を過剰なまでに厳格に行う。試験管一本まで厳密に管理して、不足する度にいちいち取りに来させる

12. プライバシー侵害（プライベートを必要以上に知ろうとしたり、プライベートなことに介入しようとしたりすること。）

- ・家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く
- ・交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめた方がいい。」などと勝手なアドバイスを

13. 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為

- ・（担当者への了解をとり、ゼミに参加した他大学の学生に向かって）
「外部の人間は出て行け。」
「ここはあなたのようなレベルの低い人間がくるところではない。」
「自分のゼミに帰れ。」
- ・属性や身分（留学生、社会人学生、聴講生、科目等履修生、研究生、研修生など）によって差

別的な待遇をしたり、それを正当化しようとしたりする（例：「聴講生は発言を控えてほしい。」）

14. その他

- ・教員同士の個人的な確執による鬱憤を、相手が指導する学生へ不利益を被らせることで晴らそうとする
- ・学生一般の軽視、学生に対する侮蔑
「学生の目的は就職なんだから、修了さえさせれば教育の内容はどうでもいい。」
「説明を与えなければ、学生はこんなものだと思って勝手に納得するんです。」
「うちの学生はアホばかりだ。」

【パワー・ハラスメントの事例】

1. 身体的暴力や人格否定

- ・目をあわせない・顔を向けられないなど、様々な場面で無視する
- ・冷淡な態度をとる
- ・「バカ」「辞めろ」「辞めさせるぞ」などと言う
- ・身体的暴力を振るう
- ・攻撃的な態度で大声を出したり、物にあたる

2. 悪意のある嫌がらせ

- ・孤立させる
- ・必要な情報を与えない
- ・大勢の前で怒鳴りつける
- ・意見や意向をいつも無視する
- ・悪い噂を流す

3. 教育・指導の延長

- ・執拗に注意・叱責をする
- ・教育や指導の際、欠点ばかり強調する
- ・必要な権限を与えず、責任だけを増やす
- ・故意に能力や業績を低く評価する
- ・仕事を取り上げる、新しい仕事を与えない
- ・自分のやり方や考え方を押しつける
- ・病欠や有給をとらないよう圧力をかける
- ・常に仕事を監視する

☆パワー・ハラスメントとは、職場や教育の場において、その力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行うことをさします。職場における力関係は、「上司→部下」だけではなく、「多数派→少数派」「ベテラン→新人」「先輩→後輩」「主張が強い者→弱い者」など様々なケースを含め、広い意味でパワー・ハラスメントになる場合があります。

※以下の場合、1回でも該当する場合があります。

- ・身体への暴力など刑法に触れるもの
- ・経理上のごまかし、詐欺行為など違法行為への強要

【セクシュアル・ハラスメントの事例】

1. 性的な内容の発言関係

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か。」「もう更年期か。」などと言うこと
- ・性的な経験や性生活について質問すること

- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること

2. 性的な内容の行動関係

- ・モードポスター等を教室・研究室・部室等に貼ること
 - ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
 - ・教室・研究室のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
 - ・身体を執拗に眺め回すこと
 - ・食事やデートにしつこく誘うこと
 - ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
 - ・身体に不必要に接触すること
 - ・不必要な個人指導を行うこと
 - ・浴室や更衣室等をのぞき見すること
 - ・相手の気持ちを考えず性的な関係を強要すること
 - ・研究室やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを要求したり、ほのめかすこと
 - ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
 - ・自宅までの送迎を強要すること
 - ・住居等まで付け回すこと・カラオケでのデュエットを強要すること
 - ・酒席で、上司、指導教官等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること
- ※強要はしていなくても、相手が断れない状況下では、強要と同じであることを理解しましょう。

【ジェンダー・ハラスメントの事例】

- ・性別により差別しようという意識等に基づくもの
- ・「男のくせに根性がない。」「女には仕事を任せられない。」「女性は職場の花でありさえすればいい。」「女は学問などしなくても良い。」などと発言すること
- ・成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする
- ・女性であるというだけでお茶汲み、掃除、私用等を強要したり、ほのめかすこと
- ・女性であるというだけの理由で、仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

【アルコール・ハラスメントの事例】

- ・お酒を無理強いしたり、無理に宴席へ誘うこと
- ・一気飲みや早飲み競争を強要すること
- ・本人の体質や意向を無視し、飲酒をすすめたり、飲めないことを侮辱すること
- ・酔った上で迷惑行為をすること（暴言・暴力・セクハラ・その他のひんしゅく行為）
- ・未成年者へ飲酒をすすめること（上司や教員は、保護監督者として、未成年者の飲酒を制止する義務もあります。）

【マタニティ・ハラスメント等の事例】

- ・妊娠・出産等を理由として
 - 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
 - 退職または労働契約内容の変更の強要を行うこと
 - 昇任・昇格等人事考課において不利益な評価を行うこと
 - 賞与等において不利益な算定を行うこと
 - 不利益な配置の変更を行うこと
 - 派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと など
- ・「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言い、取得をあきらめざるを得ない状況にすること
- ・産休や育休の取得を届出した際に、「休みをとるなら辞めてもらう」などと発言すること
- ・「所定外労働の制限をしている人にたいした仕事はさせられない」などと繰り返し、又は断続的に

言うこと

- ・短時間勤務者に対して、仕事をさせなかったり、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をすること
- ・介護休業の取得を希望する者に、「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」などと取得をあきらめざるを得ない状況に追い込むこと

【モラル・ハラスメントの事例】

1. 精神的な攻撃（暴言、嫌味、侮辱、陰口など）

- ・バカ、くずなどの暴言を言う
- ・「○○は使えないやつだ」「存在が目障りだ」などと人格や尊厳を傷つける
- ・深いため息、舌打ち、軽蔑したまなざし、視線をそらすなど、どうとでもとれる態度で少しずつ確実に相手を傷つける
- ・就職活動が一番に決まった友人に対し、「どうせコネで入ったにちがいない」と根も葉もない噂を言いふらす
- ・何か知らないことがあると、「田舎者だから」と出身地や国籍などをからかう
- ・身体的な特徴をからかう、又はその真似をする

2. 人間関係からの切り離し（無視、誘わない、連絡しないなど）

- ・挨拶や雑談などで声をかけても無視する
- ・ランチや飲み会の際にその人だけ誘わない
- ・関係したゼミや部活などのミーティングでも声を掛けない
- ・一緒にいてもその人だけ口をきかず、必要な連絡も人づてやメールでしかしない

3. プライベートに干渉（私生活に立ち入る、暴くなど）

- ・仕事時間以外に異常な連絡が繰り返される
- ・家族や恋人に関して、不快なほどに知りたがる
- ・「○○が趣味だなんて気持ち悪い」などと言う

4. 仕事の妨害（仕事を奪う、押しつける、必要な情報を与えないなど）

- ・とてもしない量の仕事を押しつける
- ・業務上必要な情報や資料を与えない
- ・能力に見合った仕事ではなく、雑用ばかりを頼む

5. 職場環境の悪化（人を巻き込んだ攻撃、人前での侮辱など）

- ・事実でも事実でなくても相手が不利になるような内容を周囲に振りまく
- ・不必要なほど大きな声で叱責する
- ・威圧的に目の前でドアをバタンと閉める
- ・言葉や態度などによって、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせる

☆モラル・ハラスメントとは、力関係の強さに関係なく、言葉や態度などによって巧妙に人の心を傷つけ、精神的な暴力や嫌がらせをすることです。指導・教育などとして加害者が積極的に悪意を持っておらず、自覚なしに相手に精神的苦痛を与えるケースも含まれます。

北里大学における個人情報保護への取り組みについて

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が2005年4月から全面施行されました。本学では、個人情報保護の重要性を十分認識し、「北里大学における個人情報の保護に関する基本規程」を2005年3月に制定しました。

大学における個人情報とは、在学生とその保証人、卒業生、及び入学志願者に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等によって特定の個人を識別することができるものを指します。本学は、基本規程の定めるところにより、学生等の個人情報をこれまで以上に厳正な管理体制のもとで収集・保管・利用していくとともに、保有する個人情報が第三者に漏洩することのないよう、安全管理の強化に努めてまいります。

【本学の個人情報保護の取り組み概要】

1. 個人情報の収集制限

個人情報の収集は、以下の業務の範囲から収集目的を明確に定めて、目的の達成に必要な限度において行います。

<学生>

教務、学務、厚生、生活指導、就職活動・進路指導に関する業務

<保証人>

学業成績等通知、学費納入通知に関する業務

<卒業生>

卒業・成績・在籍等の証明に関する業務

<入学志願者>

入学案内等資料送付、入学試験に関する業務

<資料請求者等>

資料等発送、諸行事案内等に関する業務

2. 個人情報の利用及び提供の制限

収集した個人情報は、収集した目的以外には利用しません。ただし、本人の同意があるとき、法令に基づくときなどの場合には提供することがあります。

〔個人情報の利用目的〕

学生（現在及び過去の学生並びに入学予定者）及び保証人（ご父母等）の個人情報は、次のとおり、本学の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用します。

なお、利用目的を変更した場合は、本人の通知又は公表します。

1) 学生の個人情報の利用目的

入学関係 入学志願者に対する選抜試験運営、入学手続、学生証交付

修学関係 履修相談・修学指導、学業奨励、研究活動支援、履修登録、教職等諸資格課程登録、授業・試験運営、成績処理、単位認定、進級・卒業判定、学位記授与、海外留学・海外研修

学籍関係 休学・復学・退学手続、転学部・転学科手続

学生生活 学生生活全般に関わる指導・助言、福利厚生施設の紹介、奨学生選考、奨学

金交付・償還、定期健康診断、日常的な健康相談、課外活動支援、弔意・災害見舞、賞罰

進路関係 進路支援、求職登録、就職斡旋

施設利用 図書館、教室、情報施設、外国語教育施設、視聴覚施設、体育施設、駐車場、研修施設等

その他 各種連絡・通知、諸証明書発行、用具・備品等の貸与

2) 保証人の個人情報の利用目的

学生の修学指導に必要な連絡、各種送付物（成績通知書、学費納入通知書、募金趣意書、大学行事案内等）の発送、大学関連諸団体（北里大学P P A、北里大学同窓会等）の要請によるご父母あて送付物の発送業務

〔保証人（ご父母）への学業成績の提供〕

本学では、保証人（ご父母等）と連携した個別修学指導を教育上有用な取り組みと考えており、学年末（又は前期末）の成績が確定した段階で保証人あてに「成績通知書」を送付し、修学状況に関する問合せや相談等に応じていきます。

3. 個人情報の適正管理

個人情報の適正な管理を行うため、学長、学部長、事務長等が個人情報保護管理者となり、個人情報の改ざん、漏洩、紛失及び毀損を防ぐための安全対策を講じます。また、個人情報の処理を伴う業務等を外部に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られる委託先を選定し、秘密保持契約等を取り交わすとともに適切な管理を実施します。

4. 自己情報の開示請求

学生本人は、本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。開示は、学生本人からの請求があり、適正な理由であると学部長等が判断した場合にのみ開示に応じます。

5. 個人情報保護に関する窓口

個人情報の開示及び訂正又は削除等の請求並びに利用・提供等を停止してほしいときなど、個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情は、学部等の事務室で受け付けます。

6. 個人情報保護委員会

学校法人北里研究所理事会の下に北里大学個人情報保護委員会（委員長：学長）を置き、個人情報の保護に関する基本的施策等を審議します。

気をつけよう

全国で多くの被害が出ている「特殊詐欺」は、手口が多様化・巧妙化し、その被害は後を絶ちません。あの手・この手で繰り返される「悪質商法」や「闇バイト」への勧誘は、その被害の大半を20代が占めています。

新聞やテレビのニュース・ワイドショーで多く取り上げられている犯罪ですし、自分(家族)は大丈夫と思っていても、いざそうした場面に直面すると、気が動転して被害に遭ってしまいます。

ここでは、被害に遭わないよう主な犯行手口や対処のポイントを紹介します。

防犯等について

大学生活は新しい経験や挑戦に満ちていますが、その中には危険も潜んでいます。ここでは、大学生が巻き込まれやすい犯罪やトラブルを挙げます。自分だけは大丈夫!と思っても、闇バイトをはじめ、悪徳業者・詐欺集団・カルト教団は、言葉巧みにあなたの心の隙に入り込みます。「何かおかしい!」と思ったらすぐにご家族や大学教職員、警察や消費生活センター等の公的機関に相談しましょう。

●薬物

近年、10～20代の若者による薬物乱用が増加しています。薬物の恐ろしさを知らずに「一度だけなら」という安易な気持ちから手を出して薬物にとりつかれ、命を落とす人がいます。

薬物の乱用は、大切な脳を傷つけます。不安・被害妄想などの症状が現れ、幻覚や妄想によって傷害事件や交通事故などを引き起こすことがあります。また、薬物を入手するために、無理な借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を犯すことも少なくありません。

誘惑に負けない強い意志を持ち、誰に進められても所持・使用してはいけません。

・薬物乱用って？

麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物を使用することをいいます。一度でも乱用すると確実に、強い依存症が生じ、やみつきになり使用のコントロールが失われます。また、病気等の治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することも薬物乱用に該当します。

・薬物はダイエットに効くって本当ですか？

全くの誤解です。何の効果もないばかりか、依存症に陥り、取り返しのつかないことになります。

・麻薬や覚せい剤の法律上の罰則は？

非常に重いです。たとえば、覚せい剤の所持に対しては10年以下の懲役が科せられます。

法律上のみならず、学則の処分(ほとんどの場合懲戒退学)の対象となります。

●闇バイト

最近のテレビやネットニュースで必ずと言っていいほど取り上げられる「闇バイト」。それにもかかわらず、闇バイトによる事件は後を絶ちません。

闇バイトは SNS やネットの掲示板などで募集されています。10～20代の若者の半数以上が SNS により情報収集しているという統計結果 (NTT ドコモ モバイル社会研究所調査) もあり、人生経験の浅い若者をターゲットにしていることが推測できます。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。SNS やネットでの #高額バイト、#即日即金、#渡すだけ、#現地調査、#ホワイト案件などといった募集、免許証を持った自撮りの送付、知らないアプリでのやり取りを促されたら要注意！それは「バイト」ではなく犯罪です！安易に返信してしまうと、詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪に加担させられ、犯罪者になってしまうので絶対に手を出さないでください。

万が一、「闇バイト」に申し込んでしまった時や、抜け出したいのに抜け出せない場合など、少しでも不安に感じたら、警察相談窓口# 9110、または近くの警察署に相談してください。

●特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を特殊詐欺といいます。

オレオレ詐欺以外にも巧妙な詐欺が多様に存在しますので、被害に遭わないために手口の特徴をしっかりと把握して対策することが大切です。詐欺の犯人は人を騙すための電話を重ねており、「注意する」だけでは対抗できません。対策のポイントは、「犯人と話をしない」「犯人からでんわがかかってこないようにする」の2つです。

また、家族でこのような犯罪が起こっていることを情報共有するとともに、その日その週の予定や出来事を話しておきましょう。面倒だとか、話す必要はないなどと思うかもしれませんが、こうした簡単なことで何百万円といった被害を防ぐことができます。

①オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る (脅し取る) 手口です。

②預貯金詐欺

親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要です」などと言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る (脅し取る) 手口です。

③架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールや SNS で通知したり、パソコンなどでインターネットサイトを閲覧中に「ウイルスに感染しました」と表示させて、ウイルス対策のサポート費用を口実として、金銭等をだまし取る (脅し取る) 手口です。

④還付金詐欺

医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って還付等に必要の手続きを装って、被害者に ATM を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

⑤キャッシュカード詐欺盗（窃盗）

警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言ってキャッシュカードを準備させ、隙を見てポイントカード等とすり替えて盗み取る手口です。

⑥融資保証金詐欺

実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「保証金が必要です」などと言って金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

⑦金融商品詐欺

価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

⑧ギャンブル詐欺

「パチンコ打ち子募集」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録等を申し込んできた人に、登録料や情報料として支払わせて金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

⑨交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

⑩その他の特殊詐欺

上記の類型に該当しない特殊詐欺のことをいいます。

○ SNS 型投資・ロマンス詐欺

SNS を悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が全国的に急増しています。これらの詐欺は非常に巧妙で、1 件当たりの被害額が 1,000 万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。「直接会ったこともないその人、本物ですか？」と疑う気持ちが大切です。

① SNS 型投資詐欺

インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出したり、「必ずもうかる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして SNS 等に誘導し、やりとりを重ねて被害者を信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキングなどの手段により金銭等をだまし取る（脅し取る）詐欺です。

② SNS 型ロマンス詐欺

SNS やマッチングアプリなどを通じて出会った者と、実際に直接会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る（脅し取る）詐欺です。

● 悪質商法

どんどん被害が増えている悪質商法。その手口にはさまざまなものがあります。親切そうな笑顔、巧みな会話にだまされないためには、悪質商法の手口やパターンをあらかじめ知っておくことが大切です。

○ 悪質商法とは??

言葉巧みに消費者を勧誘し、不当に高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをまとめていいます。消費者を誘う方法も、ダイレクトメールやカタログ、チラシ、広告をも

もちろん、路上で声をかけたり、電話で勧誘したり、家や職場に訪ねてきたりと様々です。最近ではインターネットを利用した詐欺まがいの商法まであります。

①マルチ商法

お金を損するばかりか、友人関係まで壊してしまう…。これが、マルチ商法の怖さです。このような商法の誘いに乗ったり、また誘ったりするようなことはやめましょう。

事例：投資用USB

大学の友人と先輩からカフェ等に誘われ、USBメモリを使って稼ぐ投資の話がされた。USBは約50万円と高額であったが、「借金しても3か月で返済できる」等の説明をされ、学生ローンで用途を偽ってお金を借りるようアドバイスを受け、購入してしまった。しかし投資をしても儲かることはなく、投資の資金集めに友人を紹介し、友人が契約を結べばバックマージンが受け取れる仕組みであると説明を受け、友人を紹介してしまった。

⇒友人を引き込むことで被害者から加害者になってしまいます。特に成人している学生は本人の意思だけで契約ができるため、注意が必要です。マルチ商法は20日間クーリング・オフが可能であるため、おかしいと感じたらすぐに国民生活センター等に相談することが重要です。簡単に儲かる話はありません。

②キャッチセールス

路上で「アンケート調査」や「モニター募集」などと声をかけ、事務所や喫茶店などでしつこく契約を勧める商法です。

事例：エステティックサービス

販売目的を隠し、アンケートに協力してと言葉巧みにエステサロンに連れて行かれ、高額な商品やサービスの契約を迫られた。高額であるため断ると、長時間にわたり店員に囲まれた状態でエステや化粧品等が必要であると説得された。契約するまで帰宅できない状況になり、最終的にはその場で契約してしまった。

⇒8日以内であればクーリング・オフができます。ただし、開封済みの化粧品等は解約ができないので注意してください。

③アポイントメント商法

突然知らない人から電話で「あなたが選ばれました！」などとキャッチセールスと同様に販売目的を隠して誘ってきます。恋愛感情などを悪用したデート商法もアポイントメント商法の一つです。最近は出会い系サイト等で近づいてくる販売員が多数います。

事例：旅行券プレゼントキャンペーン

携帯電話に突然電話がかかってきて、「キャンペーン中で、来場者には旅行券をプレゼントしているので、ぜひ来てください。」と言われた。友達のような親しみやすい口調であり、プレゼントにも魅力を感じて足を運んでしまった。世間話から始まったが、高額な教材を購入しないと旅行券はもらえないことが判明した。はじめは断っていたが、長時間にわたる拘束と説得に根負けして最終的に契約してしまった。

⇒訪問販売と同じ扱いであり、書面契約を交わした日から8日以内であればクーリング・オフができます。また、本来の販売目的を隠して事業者の事務所などの不特定多数の一般人が自由に出入りしていない場所に呼び出して契約することは禁止されており、罰則の対象となります。

事例：出会い系サイト

出会い系サイトで知り合った異性と実際に会い、意気投合した。何度かデートを重ね、好意を抱いたころに、宝石の展示会に誘われた。高価な宝石を勧められたが、

とても手の届かない値段であったので断ると、「自分がデザインした宝石だから、どうしても着けてほしい」と言われ、嫌われたくない一心で、契約してしまった。購入後、一切連絡が取れなくなってしまった。

⇒出会ってすぐではなく、何度か会って信頼関係を築いてから恋愛感情を利用して高額な商品を勧めてきます。また、クーリング・オフを防ぐために、クーリング・オフができる期間は今までどおり連絡を取り合うパターンもあります。出会い系サイト等のインターネットで知り合った相手と会う際は十分に気を付けましょう。

④ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法です。

事例：書籍の通信販売

普段からネット販売はよく利用するため、宅配業者から送られてきた荷物を受け取った。開封すると身に覚えのない書籍が入っており、「返品の手続きがない場合には購入したものとみなします」という文書と共に振込用紙が同梱されていた。

⇒業者が一方的に商品を送りつけてきた場合は、仮に受け取ったとしても代金を支払う必要はなく、その時点で契約は成立していません。業者が商品を一方的に送りつけてきた場合、商品の送付があった日から14日間、あるいは消費者が業者に対して引き取りを請求してから7日間が過ぎると、商品を発送した業者は返品を請求できなくなります。つまり14日間を過ぎれば、送り作られた商品は受け取った側が自由に処分できます。面倒でも14日間は保管しておきましょう。ただし、「料金代引き」等で送られてきて、支払ってしまった場合は契約が成立してしまい、返金を求めることが困難になります。身に覚えのない荷物は受け取らないようにしましょう。

⑤資格商法

「近いうちに国家資格になるから今のうちに取得したほうがいい」「この資格があれば、就職に有利になる」などと、就職や進路に対して不安や心配のある学生を対象に勧誘してきます。

事例：資格教材

就職活動中に「通信教育で就職に有利な資格が簡単に取れます」と勧誘された。就職活動に不安があったため、詳しく話を聞いてしまった。高額な教材であったため、断ろうとしたが、「近いうちに国家資格になり、取得が難しくなる資格だ。今なら簡単に取得できる」と説得され最終的には契約してしまった。

⇒簡単に取得できる国家資格はありません。また、国家資格になるケースは稀です。実際には取得できる資格が役に立たなかったり、価格には到底見合わない教材が届きます。解約しようすると、高額な解約料を求められるケースもあります。契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

○クーリング・オフ制度について

クーリング・オフ制度は、一定の期間内であれば、契約を一方的に解除できるという制度です。

訪問販売等は業者から契約書面を受け取った日から8日間のうちであれば、理由なく契約を解除し、返金してもらうことができます。契約を解除するという意思をはがきで書き、内容証明郵便という、相手に届いた日付と内容を証明してくれる配達方式で送るだけで大丈夫です。8日目までに相手にはがきが届いている必要もなく、「期間内にはがきを送った」とい

う事実が残っていれば問題たり、契約書面に明らかな不備がある場合、不実告知等悪質な契約の場合は消費者契約法による取消権により契約を取り消すことができる場合があります。

被害に遭わないための7つポイント

ポイント① 販売員が訪ねてきたら……

「どなたですか？何のご用ですか？」

どこの誰が、何の目的で来たのか確かめましょう。無防備にドアを開けず、ドア越しに断ることも一つの方法です。

ポイント② おいしい話にはのらない……

「ただより高いものはない」

とかく、うますぎる話には裏があります。安易にのらないようにしましょう。

ポイント③ 買う意思がないときは……

「要りません！興味ありません！」

あいまいな返事はせずに、きっぱりと断りましょう。「結構です」「ええ」「はいはい」は、自分はそのつもりがなくても、OKと解釈されます。

訪問販売では、断りきれないでぐずぐずしている優柔不断タイプは、相手につけこまれます。口が下手なら、英語で「NO」と言いましょう。

ポイント④ 買う前に……

「家族に相談してから！」「ちょっと考えさせて！」
家族や友人とよく相談して、本当に必要なものであるかどうか考えましょう。

ポイント⑤ 現金で支払うときは……

「今、手持ちがないので！」「仕送り前だから！」
慎重を期して、代金は全額支払わないようにしましょう。

ポイント⑥ 署名、捺印を求められたら……

「申込書をよく読ませて！業者の連絡先は？商品の価格は？支払方法は？」

簡単にサインしたり、ハンコを押さない。
親の名前を連帯保証人（予定者）として勝手に書くのも事故のもとです。

ポイント⑦ 契約の後は……

「契約書の控えをください！」

取引条件を明らかにした書面を必ず受け取りましょう。

困ったときは、最寄りの消費者センター等へ相談してください。

●マイナンバー制度に便乗した詐欺について

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする不審な電話、メール、手紙、訪問等に関する詐欺が報告されていますので、十分注意し、内容に応じて相談窓口を利用してください。

学生の場合、アルバイトの採用に際しマイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構奨学金の申請時に提出を求められることとなります。

学生が手続きで使う場面は上記の場合に限られますので、取扱いには注意し、安易に友達などに教える事がないようにしてください。

●不審電話について

北里大学関係者を名乗り、学生の実家に下宿先の住所や電話番号を問い合わせる不審電話がかけられている旨、大学に寄せられています。大学では住所の届け出がされている場合は、そのような問い合わせはしていません。

不審電話は、複数の人物により組織的にかけています。今後どのようなことに利用されるかわかりませんので、十分注意してください。

また、このような不審な電話がかかってきた場合は、トラブル防止のため、即答は避け、必ず相手の名前・電話番号を確認し、所属する学部等の事務室へ連絡するようご父母に周知してください。

●インターネットショッピング、インターネットオークション

代金を振り込んでも商品が届かない、ブランド品を買ったら偽物だったという被害がありま

す。信頼のおける取引相手であるかを十分に確認の上、安易にクレジットカードの番号を教えないようにしましょう。

●盗難にあったら

学内でもし盗難にあったら、すぐに事務室へ届け出てください。

(特に) 自転車、更衣室における貴重品・衣類等の盗難が多発しています。

貴重品は必ず身に付ける、体育館の貴重品ロッカーを利用する、自転車にはワイヤー錠などを用意し、カギを二重にかけるなど、十分に気を付けてください。

●20歳未満の飲酒について

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。それは、きちんとした医学的な理由があります。人間の脳や臓器は20歳くらいまではまだ発達途上の状態にあります。その成長段階にアルコールが体内に入ると、

①脳の機能の低下、②肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなる、③性ホルモンに異常が起きるおそれがある、④アルコール依存症になる危険性が高くなります。

●急性アルコール中毒

日頃お酒を飲み慣れていない人が急に一定量以上(個人差があります)を飲むと大変危険です。急性アルコール中毒で死亡する例も出ているので、飲み過ぎ、飲ませ過ぎはしないよう十分注意してください。未成年者の飲酒は法律により禁じられています。また、20歳未満に飲酒をさせた者も法律違反です。

- ・空腹時にいきなり飲むと、酔いがまわりやすい!
- ・一気飲みは絶対にしない、させない!
- ・顔が青ざめてきたら、危険信号!

●防犯について

- ・痴漢やひったくり等の犯罪から身を守るのは、自分自身です。その心構えを忘れずに。
- ・夜道の一人歩きは大変危険です。友人と一緒に帰る、家族に迎えにきてもらうなど夜中に一人で歩くことは避けるように心がけましょう。やむを得ない場合は、遠回りでも人通りの多い道を通り、暗く人通りの少ない道は避けましょう。
- ・万一のことを考えて、防犯ブザーなどの防犯用具を携帯しましょう。
- ・被害にあった場合はすぐに110番通報してください。

●カルトに注意

カルト団体は、犯罪や違法行為や人権問題を引き起こす団体で、多くは宗教団体を名乗っています。こうした団体は大学生をターゲットにすることが多いので、学内をはじめ皆さんのアルバイト先等で活動することが予想されます。以下の点をよく読んで注意してください。

1. 強引な勧誘

友人と知人が、いい話があると誘い出し、ファミリーレストランなどに行くと、その団体のメンバーが来ていて、そこに入ると言うまで帰さない。入らなければ地獄に落ちる、日本が減びるなどと脅す。

2. ダミーサークルの場合

勧誘のためのサークル(多くは大学生の組織)を作り一応活動しています。この中には

子どものためのボランティアや国際交流のボランティアなどがあり、すぐには宗教の話などは出てきません。最近ではスポーツやゴスペルのサークルなどもあります。

3. 自宅に来る場合

自宅に来る場合があります。勧誘だけでなく物売りや募金のためです。募金は、アフリカ難民のためという名目が多い。

4. 街頭やアルバイト先での勧誘

勧誘を受けたが、どのような団体か分からない、友人が怪しい団体に入っているようだ、このような場合も相談してください。

●加害者にならないようにしましょう

- ・放置自転車に乗っていたところ、警察官に職務質問され、そのまま窃盗や横領の罪に問われることがあります。捨ててあると思われる自転車でも乗ってはいけません。また、友人や知人から自転車を譲り受ける場合は、自転車店等で防犯登録の名義を変更しましょう。
- ・駅などで他人とトラブルになり、相手を小突く、胸ぐらを掴む、などの行為で暴行罪や傷害罪に問われることがあります。因縁をつけられたり、トラブルに巻き込まれたりした場合は自分の手で何とかしようとせずに、すぐに周囲の人に助けを求めるとともに、110番通報しましょう。

相談窓口：各学部等事務室、教学センター事務室、学生相談室

上手につかおう (SNS ガイドライン) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

はじめに

大学の活動にコミュニケーションは欠かせません。学生同士、学生と教職員、個人と組織、組織と組織、大学と社会など、様々なコミュニケーションの場面に、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが新しい可能性を生み出し続けています。「事を処してパイオニアたれ」を建学の精神の一つに掲げる北里大学は、高等教育及び研究に、この新しいサービスを積極的に採り入れ、安全に上手に使いたいと考えています。

ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは

ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、人と人との関わり合いをインターネット上で構築するサービスのことです。具体的には facebook、X (旧 Twitter)、Google+、LINE、Instagram、Tik Tok などのように、利用者が情報を投稿したり、その情報に対してコメントやレビューを投稿したりしながら、他の利用者との情報を共有することや緩やかにつながることでできるサービスです。

北里大学ソーシャル・ネットワーキング・サービス・ガイドライン

1. 北里大学の一員であることを自覚し、責任をもって積極的に利用しましょう。
ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおける活動は、あなた個人のイメージではなく、北里大学のイメージで受け取られる可能性があることを十分に自覚しましょう。北里大学に関連した内容について、個人的見解を発信する際には、北里大学の見解ではなく自身の見解であることを明確にしましょう。
2. 社会の一員であることを自覚しましょう。
ソーシャル・ネットワーキング・サービスが公共の場であることを理解し、閲覧者に貢献できる情報を投稿することに心がけましょう。コミュニケーション活動の基本として、一人一人の個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合う姿勢を持ちましょう。
3. 社会に還元しましょう。
ソーシャル・ネットワーキング・サービスに参加することにより、学び得た情報や経験などを広く学内外に還元することで、多くの個人やコミュニティの成長に貢献しましょう。正しい情報を発信する姿勢を持ち、誠実な態度で、モラルのある活動を心がけましょう。
4. 発言内容に責任を持ちましょう。
発言内容に対する責任は、発言者が負います。発信する前に、その内容に虚偽が無いことを確かめましょう。情報を転送する際も同様です。誤った内容を公開してしまった際には、そのことをただちに認め、早急に訂正しましょう。そして、訂正したことを公開しましょう。
5. 法令を守り、権利を尊重しましょう。
日本国の法令を守りましょう。また、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権などを侵害しないように注意しましょう。
特に、次のような情報を発信してはいけません。
 - (1) 誹謗中傷する内容
 - (2) 他人のプライバシーに関する内容
 - (3) 公序良俗に反する内容
 - (4) 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容
 - (5) 研究上の秘密事項
6. 自分自身を守りましょう。
個人情報の公開範囲について十分に検討しましょう。一度ネットワーク上に公開すると完全には削除できないこと、第三者によって保存され将来にわたり人物情報として利用される恐れがあることを認識し、自分自身のプライバシーの保護に留意しましょう。各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規約を知り、個人情報の公開範囲に十分な注意を払いましょう。

マナーについて（相模原キャンパス）

大学生にもなって「マナー」なんて……と思いますか？

これから自立して行く皆さんにとってマナーを守ることは、周囲から信頼を受けることでもあります。

ルールを守り、より充実した学生生活を送りましょう。

自家用車による通学の禁止

本学では、特別に許可された学生を除き、学生生活通則の規定により構内への車両の乗入れ（自家用車による通学）は禁止しています。ところが、一部の不心得な学生が自家用車で通学し、公道、近隣施設の駐車場に違法に駐車するケースがあり、近隣の住民から本学に対して苦情や対策強化の申入れが寄せられています。駐車違反している車両については、所轄警察署の協力を得ながら、その軽減を図っていますが、学生のみなさんの意識・マナー向上、そして規則遵守の協力をお願いします。

バイク通学の自粛について

自動二輪・原動機付自転車などのバイクによる交通事故は、大きな事故となり、死亡事故にも繋がる可能性が高いことから、バイク通学は自粛を求めています。やむを得ずバイク通学を希望する場合は、安全性の高いヘルメット（PSC規格、SG規格、JIS規格、SNELL規格のいずれかを取得したもの）、グローブ、プロテクターを着用し、常に万が一の事故に備えた対応をお願いします。都道府県警察主催の二輪車安全講習を受講することも、安全運転に有効です。

なお、キャンパス内指定駐輪場（大学東門横駐輪場及び西門横駐輪場）への入構は、申請手続きが必要となります。関係書類を提出の上、本学指定のステッカーの交付を受け、入構が許可されますが、指定駐輪場以外の場所（構内）への乗入れは認めていませんので注意してください。

また、未申請バイクの駐輪やステッカー未貼付のバイクは係留し、今後のバイク通学は一切認めない他、未申請のバイクで通学中に事故に遭った場合等、学生教育研究災害傷害保険が適用されませんので、ご注意ください。

入構手続の案内は、5月頃学内掲示にてお知らせします。

バス通学について

【スクールバス】スクールバスは近隣住民のご協力のもと運行しています。

スクールバス（無料）は小田急線相模大野駅～相模原キャンパス間を運行していますので、学生証を提示してご利用ください。なお、本学専用バス15台で運行していますが、バス乗務員不足等の理由により運行便数に限りがあることや、乗車人数が定員を満した時は予定時刻よりも前倒しで発車する等、状況によっては乗車できない場合があります。予め了承いただくとともに、乗車に際し不便等を感じる場合は路線バスをご利用ください。

また、相模大野駅東口からスクールバス乗場までの公道は右側を通行し、道路の真ん中や横に広がって歩くことのないよう周りに配慮した行動を心掛けるとともに、乗車の際は1人

でも多く乗れるようリュック等の手荷物は前に抱えてください。

※遅延証明書の発行

7:45～8:15のバスに乗り、1時限目の開始時刻(9:00)までにL1号館に到着しなかった場合は遅延証明書を交付しますので、降車後、速やかにL1号館1階教学センター事務室学生課にて交付を受けてください。※到着時以外、及び9時台以降のバスに関しては遅延証明書を交付しません。

【路線バス】

路線バスには、大学病院を利用する患者さんやそのご家族の方、様々な方が乗合せており、利用する一部の学生のマナー違反に対する苦情が寄せられます。車内では周囲に気を配り、大きな声での会話や患者の個人情報等に関わる話をしないことや、具合が悪そうな方、ご高齢の方をはじめ、配慮を必要とされる方には、優先席に限らず積極的に席を譲ることを心掛きましょう。

自転車通学について

自転車は気軽に乗れる便利で環境にも優しい乗り物です。しかし、その手軽さゆえに、ほんの一瞬の不注意から命に関わる事故を招き、その交通事故は依然として多発しています。特に4～5月にかけては相模原市の地理に不慣れな新入生が関係する事故が頻発しています。大学周辺は通学時間帯となると多くの自転車が通行し、少しのルール違反でもあなたの身体だけでなく、近隣の方々にとっても大変危険です。交通事故を防ぐため、一人一人が交通ルールやマナーを守り、優しさと思いやりの心を持って運転することが大切です。

■自転車通学をするにあたって

- ・2023年4月1日より、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自身の安全と家族の安心のためにヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車通学をする場合は、自転車マナー講習会の受講及び申請手続きが必要です。関係書類を提出の上、本学指定の入講許可ステッカーの交付を受け、見やすい場所に貼ってください。
- ・未申請の自転車で通学中に事故に遭った場合は、学生教育研究災害傷害保険が適用されません。
- ・自転車は学生専用駐輪場に駐輪してください。違反駐輪やステッカー未貼付の場合は係留します。
- ・構内は事故防止のため、通行可能経路以外の自転車走行は禁止です(大学Webサイト参照)。
- ・構内での自転車盗難が増えていますので、防犯のため二重ロックをお勧めします。

・危険だけでなく法令により罰せられます！

①自転車損害賠償保険への加入

相模原市では、条例により自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。未加入の場合、ステッカーの交付はできません。

②ながらスマホ禁止(2024年11月1日道路交通法改正)

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話や画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。※6月以下の懲役または10万円以下の罰金等

③飲酒運転禁止（2024年11月1日道路交通法改正）

自転車の飲酒運転は酒気帯び運転も含めて犯罪です。飲酒運転をさせた人も罪に問われます。※3年以下の懲役または50万円以下の罰金等

④歩行者への妨害・危険行為禁止

自転車の通行帯に注意。歩道は歩行者が優先です。歩行者が危険を感じれば、それはもう危険運転です。スピードを抑え、歩行者に配慮した運転を徹底しましょう。

⑤信号無視、一時停止無視禁止

信号や一時停止の標識を無視した運転は、交通事故のリスクがとて高く、事故の際には大きな過失があるといわれてしまうことがあるため、絶対にやめましょう。

⑥二人乗り禁止

ブレーキやハンドル操作が利かず大変危険です。

⑦併走禁止

危険なうえ、歩行者や自転車、自動車に対してとても迷惑な行為です。

⑧夜間のライト無灯火禁止

ライトを点灯することで、自分の存在を他に知らせて事故防止に繋がります。

⑨イヤホン、ヘッドホン禁止

聴覚からの情報が遮断され、安全運転義務違反に該当するととても危険な運転です。本学では片耳だけの装着も禁止しています。

⑩傘さし運転禁止

視界が妨げられるとともに、不安定な状態のため大変危険です。止むを得ず雨天時に自転車に乗るときは、カッパなどの雨具を着用しましょう。

⑪保安部品のない自転車での公道走行禁止

公道を走る自転車には、前後ブレーキ、ライト、ベル、後部反射材を備え付けていなければなりません。

万が一交通事故にあったら…

◎被害者になったら…①すぐに警察に届ける。

②軽いケガと思っても必ず医師の診断を受ける。

③相手の住所、氏名、電話番号、車の持ち主の住所、氏名、電話番号、車のナンバー、保険の加入年月日、保険会社名を確認する。

◎加害者になったら…①応急手当をし、救急車を呼ぶ。

②警察に知らせる。

※救急隊員に申し出ても、必ずしも「北里大学病院」へ搬送してもらえとは限りません。緊急を要する時は、まず北里大学病院救命救急センター（☎042-778-8128・9065）に連絡してください。

携帯電話・スマートフォン等

授業や実習あるいは試験の際は当然ですが、図書館内や通学の際の電車やバスの車内におけるスマートフォン等の使用については、マナーモードに切替える・電源を切るなど状況に応じた良識のある行動をとってください。

特に、「ながらスマホ」などの行為は、周囲に迷惑となるほか、思わぬ事故に遭うこともありますので、絶対にしないこと。

構内全面禁煙

本学では、「健康増進法」に基づき、生命科学の総合大学にふさわしいキャンパスの創出を目的として構内及びその周辺は全面禁煙としています。

構外（キャンパス周辺）での喫煙、そして吸い殻のポイ捨ては、近隣住民の多大な迷惑となりますので、マナーを守り北里大学生として自覚ある行動をしてください。

ごみの後始末

ペットボトルや空き缶、菓子等の包装紙は自分でごみ箱に捨てましょう。

また、ジュースなどの飲み残しやカップ麺の容器などはそのままにせず、各自が水気を切ってから捨ててください。一人一人の行動と意識でキャンパス内はきれいになります。構内美化に努めてください。

※特にカップ麺のスープの残りなどは指定の捨て場に流すようにし、手洗い場やトイレに流すことのないように協力ください。

ネットのマナー ※「上手につかおうソーシャル・ネットワーキング・サービス」も参照

X (旧 Twitter)、Instagram、Facebook 等の SNS を利用している人も多いことでしょう。ネットや SNS は便利で情報収集やコミュニケーションに役立ちますが、正しく使わないとトラブルに発展し、罪に問われることや損害賠償を受けることがあります。公共の場であることを理解し、発信内容は常に誰かに見られているものと認識して、相手の気持ちを考えた思いやりのあるコミュニケーションを心掛けましょう。

【トラブルに発展しないためのポイント】

- ・誹謗中傷や差別的な発言は絶対にしない。
- ・他人の著作物を無断で使用しない。
- ・有名人の画像やイラストを無断で掲載しない。
- ・他人のプライバシーを暴露しない。
- ・デマや誤情報を拡散しない。
- ・過激な迷惑行為などの写真や動画を掲載しない。
- ・違法行為の秘密告白をしない。

北里大学について

5

- 北里大学沿革 82
・ 北里大学の組織
- その他のキャンパス 84
- 研修所・実習所 85
- 北里柴三郎先生小伝 86
- 北里柴三郎記念館 88
- 同窓会について 89



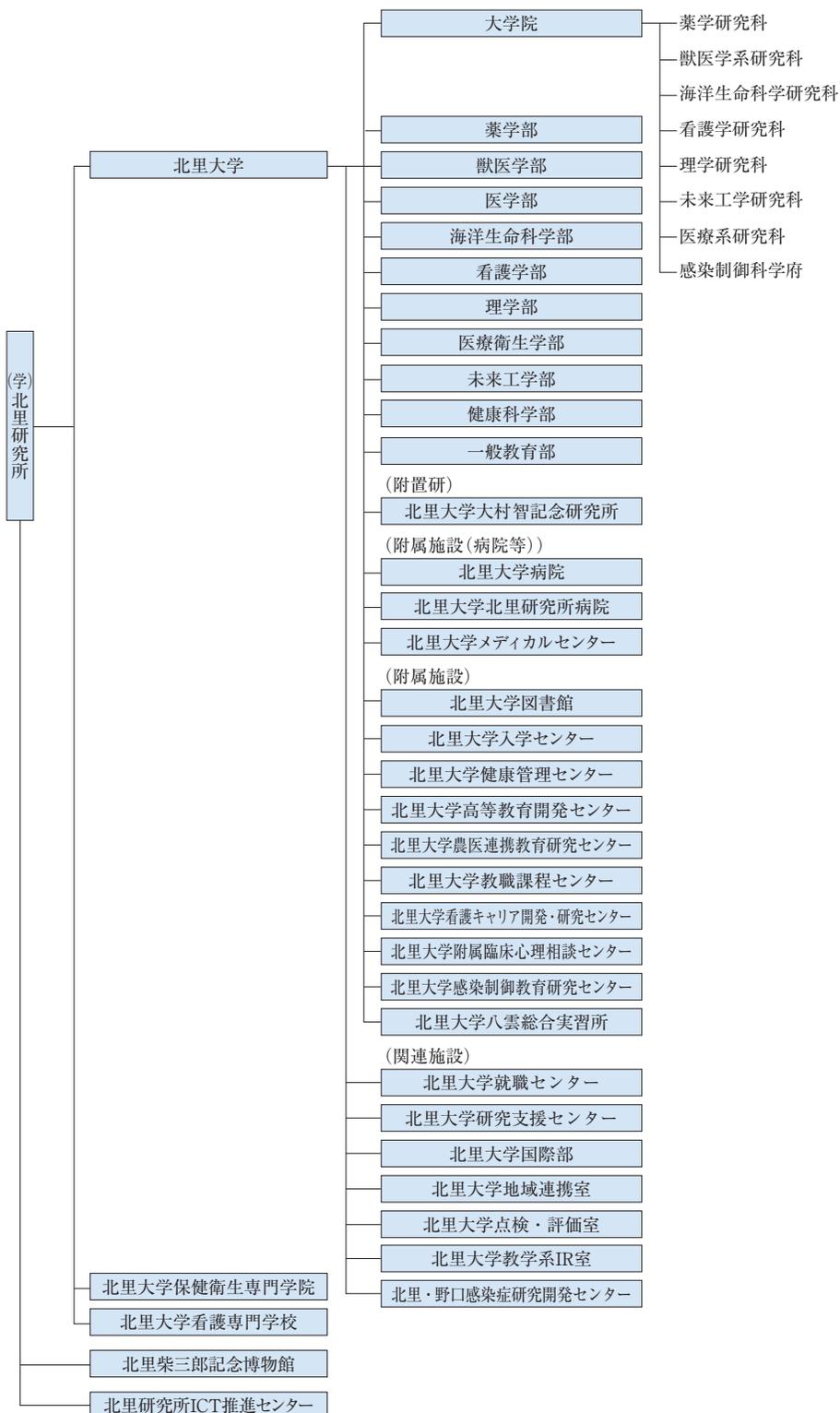
北里大学沿革

北里大学は、世界的な細菌学者であり、我が国の近代医学と衛生行政の発展に多大な貢献を果たした北里柴三郎を学祖と仰ぎ、1962年に北里研究所創立50周年を記念して創設されました。

学校法人北里研究所沿革（概要）

1914(大正3)年	北里柴三郎、現在地に北里研究所設立 (11月5日)	1999(平成11)年	バイオイアトリックセンターを臨床薬理研究所に改称
1918(大正7)年	社団法人北里研究所 認可		北里高等看護学院(白金)を閉校
1954(昭和29)年	北里柴三郎生誕100年記念事業として土筆ヶ岡養生園跡地に附属病院を再建	2001(平成13)年	北里生命科学研究所を開設
1957(昭和32)年	北里衛生科学専門学院(白金)を開設	2002(平成14)年	大学院感染制御科学府を開設 家畜衛生研究所を改組し生物製剤研究所と統合
1961(昭和36)年	家畜衛生研究所を開設	2003(平成15)年	一般教育組織を一般教育部に改組
1962(昭和37)年	創立50周年記念事業として学校法人北里学園を創立、北里大学を設置 衛生学部を開設	2007(平成19)年	獣医学産産学部を獣医学部に改組 大学院基礎生命科学研究所を大学院理学研究科に改称
1964(昭和39)年	薬学部を開設		北里大学感染制御研究機構を開設
1966(昭和41)年	畜産学部を開設	2008(平成20)年	社団法人北里研究所を解散、学校法人北里学園と統合し学校法人北里研究所が発足 水産学部を海洋生命科学部に改称 北里看護専門学校を北里大学看護専門学校(北本)に改称
1967(昭和42)年	大学院衛生学研究科を開設 北里学園衛生科学専門学院(十和田)を開設	2009(平成21)年	基礎研究所を改組し北里生命科学研究所と統合
1968(昭和43)年	大学院薬学研究科を開設 教養部を開設	2010(平成22)年	臨床試験事業本部を開設
1969(昭和44)年	北里高等看護学院(白金)を開設	2011(平成23)年	大学院獣医学産産学研究科を大学院獣医学系研究科に改称 第一三共株式会社との合弁会社「北里第一三共ワクチン株式会社」を設立(生物製剤研究所を合弁会社へ移行) 海洋生命科学部の教育・研究の拠点を三陸から相模原に移転
1970(昭和45)年	医学部を開設 大学院畜産学研究科を開設	2012(平成24)年	北里大学創立50周年 大学院水産学研究科を大学院海洋生命科学研究所に改称
1971(昭和46)年	北里大学病院を開設	2013(平成25)年	北里研究所メディカルセンター病院を北里大学メディカルセンターに改称 臨床薬理研究所及び臨床試験事業本部を廃止し、臨床研究機構を開設
1972(昭和47)年	東洋医学総合研究所を開設 水産学部を開設 北里相模原高等看護学院(相模原)を開設	2014(平成26)年	北里研究所創立100周年 海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センターを開設
1976(昭和51)年	大学院医学研究科を開設 大学院水産学研究科を開設	2016(平成28)年	大村 智特別栄誉教授の2015年ノーベル生理学・医学賞受賞 及び文化勲章受章記念祝賀会を開催 北里大学感染制御研究機構釜石研究所を廃止
1978(昭和53)年	畜産学部及び大学院畜産学研究科を獣医学産産学部、大学院獣医学産産学研究科に改称	2017(平成29)年	北里第一三共ワクチン株式会社に係る第一三共株式会社との合弁事業化契約を解約
1980(昭和55)年	北里本館建物を博物館明治村に移築保存	2018(平成30)年	臨床研究機構を廃止
1982(昭和57)年	北里保健衛生学院(新潟)を開設 北里相模原高等看護学院を北里看護専門学校(相模原)に改称	2020(令和2)年	北里大学東病院を北里大学病院へ移転・統合 北里生命科学研究所を大村智記念研究所に改称
1983(昭和58)年	北里保健衛生学院を北里保健衛生専門学院(新潟)に改称	2023(令和5)年	未来工学部を開設 東洋医学総合研究所を改組し、診療部門(漢方・鍼灸)を北里研究所病院に組入れ、教育・研究部門を薬学部の附属研究所として統合 北里大学感染制御研究機構(関連施設)を北里大学感染制御教育研究センター(附属施設)に改組
1986(昭和61)年	看護学部を開設 北里大学東病院を開設 東洋医学総合研究所が日本初のWHO伝統医学協力センターに指定	2024(令和6)年	大学院未来工学研究科を開設 健康科学部を開設
1987(昭和62)年	バイオイアトリックセンターを開設		
1988(昭和63)年	北里看護専門学校(相模原)を閉校		
1989(平成元)年	創立75周年記念事業として北里研究所メディカルセンター病院を閉校 北里学園衛生科学専門学院(十和田)を閉校		
1990(平成2)年	大学院看護学研究科を開設		
1991(平成3)年	生物機能研究所を開設		
1993(平成5)年	生物製剤研究所(旧技術部)と家畜衛生研究所を埼玉県北本市に移転 研究部を基礎研究所に改称		
1994(平成6)年	衛生学部を改組し理学部及び医療衛生学部を開設 北里看護専門学校(北本)を開設 北里保健衛生専門学院を北里大学保健衛生専門学院(新潟)に改称		
1995(平成7)年	教養部を一般教育総合センターに改組		
1996(平成8)年	北里衛生科学専門学院(白金)を閉校		
1998(平成10)年	大学院基礎生命科学研究所及び大学院医療系研究科を開設 一般教育総合センターを一般教育組織に改組		

北里大学の組織



その他のキャンパス

白金キャンパス（薬学部）

●住所 〒108-8641 東京都港区白金5-9-1

●交通

- ・【渋谷駅】東口下車 都バス「田87」系統 田町駅行15分
北里研究所前下車
- ・【広尾駅（東京メトロ日比谷線）】
天現寺橋方面（出口1、2番）下車 徒歩10分
- ・【恵比寿駅（JR・東京メトロ日比谷線）】
東口下車 徒歩15分または都バス「田87」系統
田町駅行7分 北里研究所前下車
- ・【田町駅（JR）、三田駅（都営地下鉄浅草線・三田線）】
三田口下車 都バス「田87」系統 渋谷駅行15分 北里研究所前下車
- ・【白金高輪駅（東京メトロ南北線・三田線）】恵比寿方面（出口3番）下車 徒歩10分



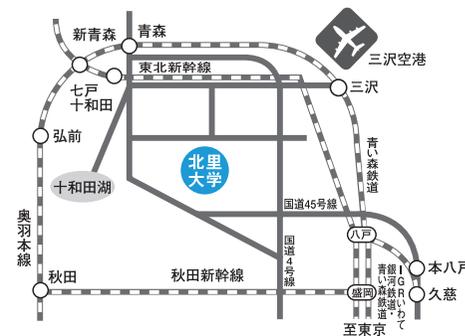
十和田キャンパス（獣医学部）

●住所

〒034-8628 青森県十和田市東二十三番町 35-1
十和田市中心部から学校まで徒歩30分

●交通

- ・空路
羽田空港→三沢空港（1時間20分*）
*時期により異なります。
三沢空港（バスまたはタクシー）
→三沢駅（バスまたはタクシー）→北里大学獣医学部
- ・鉄道
東北新幹線 東京駅→八戸駅（約3時間）または七戸十和田駅（約3時間20分）
八戸駅（青い森鉄道）→三沢駅（バスまたはタクシー）→北里大学獣医学部
七戸十和田駅（バスまたはタクシー）→北里大学獣医学部



新潟キャンパス（健康科学部）

●住所

〒949-7241 新潟県南魚沼市黒土新田 500 番

●交通

- JR上越線 「浦佐駅」東口から無料通学バスで7分
- ※上越新幹線 東京→浦佐駅（約1時間30分）



白金キャンパス



十和田キャンパス



新潟キャンパス

研修所・実習所

附属厚生施設

本学には、正課や課外活動の場として、北海道二海郡八雲町（八雲総合実習所）、岩手県大船渡市三陸町（海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター）に宿泊施設があります。この施設は団体・個人のいずれでも利用でき、ゼミナールや課外活動また旅行など多方面に活用されています。

八雲総合実習所

- ・利用資格…本学学生、併設校学生、教職員、同窓会会員、
本学学生及び併設校学生の父母、本学の教育研究活動に従事する者
- ・利用料金（消費税込み）※ただし実習で利用する学生及び教職員の利用料金は、原則として素泊まりとし、食事代は別途設定する。

利用者区分	1泊2食付	素泊まり	食事料金	
本学学生	3,100円	1,500円	朝食	500円
教職員・同窓会会員・父母	4,100円	2,500円	昼食	550円
その他	5,100円	3,500円	夕食	1,100円

※詳しい情報は北里大学HPから閲覧できます。

- ・申込方法…10日前までに利用申込書に必要事項を記入し、利用料金を添えて申し込む。
- ・受付窓口…各学部事務室学生課
- ・利用変更取消…利用開始日の5日前まで。申し出が遅れた場合は、利用料金は返還しません。
- ・利用許可期限…原則として4泊5日を限度とする。

施設の概要

◎八雲総合実習所（北海道二海郡八雲町上八雲 751 ☎0137-63-4362）

北海道函館より電車で約1時間の八雲町に獣医畜産学部創立10周年記念事業の一つとして企画・設置された総面積約360ha・約300頭の放牧牛等を持つ広大な大学附属牧場がある。ここでは、飼料の生産から家畜の飼養管理に至る広範な実習と研究が行われている。この牧場の中に地上3階建て収容人数80名の宿泊施設があります。

施設のある八雲町は、北海道の湘南と言われる内浦湾に面し、近くには大沼国定公園等があり、北海道旅行の拠点として利用できる。

三陸キャンパス

海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター

- ・利用資格…本学学生、教職員及び関係者（本学の卒業生等を含む）、本学と連携し海洋生命科学分野の研究、教育並びに地域産業の振興等に取組む機関に所属する者、その他
※宿泊は一般も可。
- ・利用料金（消費税込み）

利用者区分	1泊2食付	素泊まり	食事料金	
本学学生※ ¹	3,100円	1,500円	朝食	500円
本学教職員、本学卒業生※ ¹	4,100円	2,500円	昼食	550円
その他	5,100円	3,500円	夕食	1,100円

※¹ その家族2親等迄

- ・申込方法…10日前までに利用申込書に必要事項を記入し、利用料金を添えて（又は指定口座への振込により）申し込む。
 - ・受付窓口…三陸臨海教育研究センター
- ※三陸臨海教育研究センターには研究施設、講義室、実験室があります。
詳しい情報は北里大学HPで確認してください。

施設の概要

◎三陸臨海教育研究センター（岩手県大船渡市三陸町越喜来鳥頭 160-4 ☎0192-44-2121）

本センターの設置目的は、三陸海域の生態系・海洋環境および海洋生物の生産・有効利用に関する総合的、かつ学際的な研究を推進し、学部・研究科の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その教育研究成果をもって地域の発展及び国際学術交流の振興に寄与することです。

北里柴三郎先生小伝



研究中の北里柴三郎先生（明治43年）

（北里柴三郎記念博物館所蔵）

北里先生は1853年1月29日（旧暦嘉永5年12月20日）、肥後国阿蘇郡小国郷北里村（現熊本県阿蘇郡小国町北里）で生まれた。明治4（1871）年、古城医学所兼病院（現、熊本大学医学部）にて、オランダ人軍医マンスフェルトに師事しオランダ医学を勉強。明治7（1874）年上京、東京医学校（のちの東京大学医学部）に入学し、明治16（1883）年に東京大学医学部を卒業された。同年内務省衛生局に勤務、明治18（1885）年に内務省から派遣されてドイツ留学し、ローベルト・コッホ博士に師事、細菌学の研究を始められた。コッホ博士は世界的な医学者・細菌学者であって、当時すでに結核菌やコレラ菌の発見者であり、のちにツベルクリンを創製し、王立伝染病研究所及びコッホ研究所の所長を歴任し、結核の研究によってノーベル生理学・医学賞（1905年）を受賞することになる。

北里先生はコッホ博士のもとで研究を進めるうち、明治22（1889）年、破傷風菌の純粹培養に成功、翌年破傷風免疫体（抗毒素）を発見して、血清療法の基礎をきざされた。血清療法の創始は近代医学史の上で画期的な業績であり、その結果、破傷風、ジフテリア等で苦しむ人々が救われた。北里先生の共同研究者であったベーリングが、この業績によって第1回ノーベル生理学・医学賞（1901年）を受賞したことを見ても、その重要性を理解することができよう。

明治25（1892）年にドイツより帰国された北里先生は、福澤諭吉、森村市左衛門からの援助によって私立伝染病研究所と結核専門病院を設立した。明治32（1899）年、研究所を内務省に寄付し、国立伝染病研究所の所長として予防治療法の研究開発と公衆衛生の普及に携わった。当時先生から指導を受けた研究者として、北島多一、志賀潔、秦佐八郎、野口英世等の名

前が挙げられる。明治 27 (1894) 年、香港にペストが発生した時、現地に派遣されペスト菌を発見された。

これより以前、明治 24 (1891) 年に先生は医学博士の学位を受けられ、明治 39 (1906) 年には帝国学士院会員となり、その業績が顕彰された。さらに大正 2 (1913) 年には日本結核予防協会を設立、理事長として国民の保健衛生のために尽力された。

大正 3 (1914) 年 10 月、国立伝染病研究所は行政改革の名目で内務省から文部省に移管され、その後に東京帝国大学の附置研究所となった。北里先生は大学の附属機関になれば、研究によって得られた知識を実地に応用して伝染病の予防と撲滅に当るという実践面が二義的なものとなることを憂慮し辞職した。伝染病研究所の殆どの所員も辞職し、退官の許可された 11 月 5 日に私立北里研究所を設立し、国立伝染病研究所で行っていた事業としての、講習会やワクチンや治療血清の研究を続けた。

慶應義塾創立記念事業の一環として、大正 5 (1916) 年、慶應義塾大学部に医学科が設置されることとなり、北里先生は医学科長 (のちの医学部長) に就任し、大正 9 (1920) 年付属病院長となり、昭和 3 (1928) 年まで在任された。その間、大正 7 (1918) 年には大日本私立衛生会会頭、大正 12 (1923) 年に日本医師会設立に当って初代会長となり、大正 14 (1925) 年には第 6 回極東熱帯医学会会頭として活躍された。

北里先生は大正 6 (1917) 年に貴族院議員に勅撰され、大正 13 (1924) 年には男爵の爵位を与えられたが、これらは皆多年にわたる学問研究と公衆衛生の向上など実践面での功績によるものである。

昭和 6 (1931) 年 6 月 13 日、北里先生は東京麻布の自邸で脳溢血のため 78 歳で急逝された。墓所は東京の青山墓地にある。



復元・修復した生家の一部



生家の内部

北里柴三郎記念館

北里柴三郎博士の学統を受け継ぐ本研究所では、創立 25 周年、50 周年記念事業の一環として、北里博士の御生家等の整備事業を実施してまいりましたが、昭和 62 年、平成 26 年「北里柴三郎記念館」として建物の修復事業が完了いたしました。

この記念館は、博士が生前建てた北里文庫、貴賓館のあった敷地に生家を移築整備したものです。生誕 170 周年にあたる 2023 年 9 月に新たにデジタルコンテンツを備えた「ドンネル館」が敷地を拡大して建築されました。これにより旧来の施設（文庫、貴賓館、生家）も新たに AR システムにより詳しい説明がなされ、最新技術と大正ノスタルジーが融合した、新しい記念館となり、2024 年 7 月 3 日に発行の新千円札の肖像画に採用された、「北里柴三郎の偉業とひととなり」を知ることが出来ます。

利用案内

●開館 9:30～16:30（最終入場 16:00）

●休館日 年中無休

（但し、1/29～1/3 を除く）

●入館料 一般・大学生 600 円（500 円）

高校生 450 円（400 円）

小中学生 350 円（300 円）

小学生未満無料

※（ ）内は 20 人以上の団体料金

※小中高生ファミリー割引は、家族で来館の小中高生 50 円割引



交通

福岡方面から

●天神バスセンターから西鉄バス杖立行でゆうステーション 2 時間 40 分下車。ゆうステーション～記念館までタクシー約 7 分。

●JR 博多駅から日田駅 1 時間 30 分下車。日田駅より「杖立温泉」行バスで 50 分杖立下車。ゆうステーション行に乗り換え、ゆうステーション 20 分下車。ゆうステーション～記念館までタクシー約 7 分。

（注）小国町内のバスは本数が少ないので御注意ください。タクシー利用もできます。

杖立温泉～記念館 20 分



ドンネル館



記念館入り口



貴賓館、お手植えの杉

熊本県阿蘇郡小国町北里 3199 ☎ 0967-46-5466

北里柴三郎記念館（管理：一般財団法人学びやの里 ☎ 0967-46-5560）

北里大学同窓会について

北里大学は、1962年の開学から60年以上の年月を経ました。当初は衛生学部2学科（化学科、衛生技術学科）のみでしたが、その後、理学部及び医療衛生学部へ改組され現在は9つの学部と大学院、2つの併設校、3つの附属病院、大村智記念研究所を擁する生命科学の総合大学に発展しています。

北里大学同窓会は、第1回の卒業生により1966年に設立され、卒業生（A会員）、A会員以外の北里大学大学院修了者（B会員）、学部学生（準会員）で組織され会員は7万名を超えています。また、各学部へ学部同窓会を置いているほか、北は北海道から南は沖縄県まで全国に28支部を置いています。

北里大学同窓会は、会員相互の親睦を図り、北里大学の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行っています。

1. 会員相互の交流及び親睦
2. 会報の発行
3. 会員名簿の管理
4. 講演会及び講習会の開催
5. その他必要と認められる事業

具体的な内容としては、次の各事業が挙げられます。

- ・ 新入生への記念品贈呈。
- ・ 支部長会、理事会、定期総会などの開催により会員からの意見を幅広く聞き事業に反映。
- ・ 会報の発行、Webサイトへの記事掲載により、会員への情報提供や企画への参加を提案。
- ・ 国内外の同窓生の活動を支援するため、選考により特別奨励賞、研究奨励賞を表彰。北里大学に対し、北里国際貢献賞の候補者を推薦。
- ・ 同窓会公開講演会を開催し、地域住民や同窓生に健康、医療をはじめとする先端科学を紹介。
- ・ 学部学生（準会員）の課外活動を支援するため、選考により課外活動奨励賞を表彰。
- ・ 就職ガイダンスの開催。
- ・ 卒業生への記念品贈呈。

北里大学同窓会は、2026年度に設立60周年を迎えます。この間、様々な世代の同窓生との交流を育んで参りました。我々同窓生は、北里大学の建学の精神である「開拓」「報恩」「叡智と実践」「不撓不屈」の精神を忘れることなく日々着実に歩んで参ります。

新たに北里大学の一員となられた皆さんのこれからの学生生活が有意義で充実したものであることを祈念いたします。



【2024年度定期総会】

2024年5月19日（京王プラザホテル）

諸規則

● 北里大学学生表彰規程	92
● 北里大学学生表彰規程細則	93
● 北里大学給付奨学金規程	94
● 北里大学貸与奨学金規程	97
● 北里大学学費の納入及び学費の取扱いに関する規程	102
● 北里大学学生生活通則	106
● 北里大学学生の諸活動に関する規程	107
● 北里大学学生における懲戒処分に関する公表基準	109
● 北里大学学生の懲戒処分に係る標準ガイドライン	111
● 北里大学における個人情報の保護に関する基本規程	112
● 北里大学北里会会則	116
● 北里大学北里会体育会会則	119
● 北里大学北里会文化会会則	125
● 北里大学部室使用管理規程	129
● 北里大学一般教育部北里会会則	130
● 北里大学P P A 共済制度に関する規則	131
● 北里大学P P A 共済制度災害給付細則	132
● 北里大学P P A 弔慰金給付規則	133
● 北里大学P P A 給付奨学金規程	133
● 北里大学P P A 貸与奨学金規程	136
● 北里大学諸機関及び併設校等所在地	139

北里大学学生表彰規程

2019年10月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1号の規定に基づき、北里大学各学部、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校に在籍する学生の学業を奨励するため、学業成績及び人物が優秀な者を表彰することを目的とする。

(賞の名称及び受賞者)

第2条 授与する賞は、北里賞、北島賞及びオスカーフェルゼンフェルド賞（以下「各賞」という。）とし、各賞の受賞者は次のとおりとする。

- (1) 北里賞は、学祖北里柴三郎博士の偉業にちなみ、北里大学各学部及び北里大学保健衛生専門学院並びに北里大学看護専門学校の最高学年に在籍する学生の中から、学業成績及び人物が優秀な者を卒業に際し表彰する。
- (2) 北島賞は、学祖の高弟である北島多一博士の偉業にちなみ、北里大学各学部の最高学年を除く各学年の在籍学生の中から、学業成績及び人物が優秀な者を表彰する。
- (3) オスカーフェルゼンフェルド賞は、米国熱帯病の権威者で北里研究所の名誉所員であるオスカーフェルゼンフェルド博士からの寄附を基金として定められた奨学制度で、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校の最高学年を除く各学年の在籍学生の中から、学業成績及び人物が優秀な者を表彰する。

2 前項各号のほか、特に表彰するに足る学生があったときは、これを表彰することがある。

(受賞者数)

第3条 各賞における各（学）科及び専攻単位の受賞者数は、入学定員60人に対して1人を基準とする。

(選考基準)

第4条 各賞の選考基準は、北里大学各学部、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校において別に定める。ただし、北島賞及びオスカーフェルゼンフェルド賞選考に係る学業成績は、当該年度の成績であることを原則とする。

(受賞者の決定)

第5条 各賞の受賞候補者は、学業成績及び人物調査の資料に基づき、北里大学各学部にあつては学科及び専攻ごとに教授会、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校にあつては科ごとに教師会で選考する。受賞者は北里大学にあつては学長、北里大学保健衛生専門学院にあつては学院長、北里大学看護専門学校にあつては学校長がこれを決定する。

2 第2条第2項の受賞者については、別に定める。

(通知)

第6条 受賞者が決定したときは、これを本人及び父母に通知する。

(表彰)

第7条 表彰は、原則として毎年次のとおり行う。

- (1) 北里賞は、学位記授与式及び卒業証書授与式当日に受賞者に賞状及び記念品を授与する。
- (2) 北島賞は、各学部のオリエンテーション時等に受賞者に賞状及び奨学金を授与する。
- (3) オスカーフェルゼンフェルド賞は、入学式当日に受賞者に賞状及び奨学金を授与する。

2 第2条第2項の受賞者の表彰については、別に定める。

(受賞の取消し)

第8条 受賞者が、受賞した年度内に退学、休学等によりその年度の学業が継続できないとき、又は学則に著しく反する行為があったときは、受賞を取消すことがある。

(事務局)

第9条 この規程に関する事務は、教学センター事務室が担当する。

(細則)

第10条 この規程の運用に関し必要な事項は、細則に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は平成7年4月1日から施行する。

2 第3条各号に定める受賞者数は、平成7年度から適用する。

附 則

この規程は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (北学総第2019-07694号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

北里大学学生表彰規程細則

昭和42年4月1日制定
昭和54年2月9日改正
昭和59年2月24日改正
平成7年2月17日改正
平成20年4月1日改正
平成28年11月1日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第10条の定めに基づき、規程の運用について必要事項を定めるものとする。

(受賞者の制限)

第2条 規程第2条に定める受賞者に関し、留年者及び編入学者並びに学士入学者は、北里賞の受賞対象者から除外する。

(入学定員)

第3条 規程第3条に定める入学定員は、期間付定員増を行っている学科については期間付定員を含み、入学定員とは別に募集定員を定めている学科については募集定員に読み替えるものとする。

(選考)

第4条 規程第5条に定める受賞者の選考は、毎年1回学年度末に行う。

(奨学金)

第5条 規程第7条第1項第2号及び第3号の奨学金は、10万円とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附則

この細則は、昭和59年2月24日から施行する。

附則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

北里大学給付奨学金規程

平成21年3月13日制定
平成23年2月18日改正
平成24年3月16日改正
平成25年12月20日改正
平成26年5月23日改正
平成27年2月20日改正
平成29年2月17日改正
2019年11月15日改正
2022年2月18日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が、主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を給付し、もって学業を継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう北里大学及び併設校に在籍する学生とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 北里大学学生
 - (2) 北里大学大学院学生
 - (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
 - (4) 北里大学看護専門学校学生
- 2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含まない。
- 3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）及び北里大学PPA給付奨学生は、出願することができないものとする。

(家計急変及び経済的理由)

第3条 家計急変とは、日本学生支援機構（以下「機構」という。）が規定する貸与奨学金の緊急・応急採用に申請できる事由が発生し、生計維持者の収入が著しく減少、又は支出が著しく増大した場合を指す。

- 2 「収入が著しく減少」とは、前年の収入から2割以上減額となった場合を指し、次の各号のとおりとする。
 - (1) 父母又は父母に代わって家計を支えている者の収入が、機構の規定する「年収・所得の上限基準の目安（第一種を基準とする）」以下の収入であること。
 - (2) 父母ともに収入がある場合、又は父母の他に家計を支えている者がいる場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額が機構の規定する基準額以下であること。
- 3 「支出が著しく増大」とは、やむを得ない病気、災害により支出が大幅に増えた場合とする。
- 4 第2項及び第3項に該当しない場合は、経済的理由として取扱う。
なお、国の高等教育修学支援制度を受けている者の取扱いは、第5条及び第8条による。

(給付奨学金申請の資格)

第4条 給付奨学金を受けようとする者は、第3条の規定に該当し、かつ次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 北里大学及び併設校に在籍する2年次生以上の者。ただし、1年制の専攻科については当該1年次

生を対象とする。

- (2) 第3条の規定により学費の支弁が困難と認められる者
- (3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みのある者
- (4) 学部及び併設校の学生にあっては、学業成績が以下の基準を満たさなければならない。
 - ア) 家計急変の学生にあっては、各学科及び各専攻単位の成績上位4分の3以内の者。
 - イ) 第3条第4項に規定する経済的理由による申請の学生にあっては、各学科及び各専攻単位の成績上位3分の1以内の者。
- (5) 大学院学生にあっては、当該研究科が出願の必要性を認めた者。
- (6) 日本学生支援機構貸与奨学金又は他機関の貸与奨学金を受けている者。ただし、家計急変による申請者の場合、各種貸与奨学金の貸与状況は申請中も可とする。

(給付奨学金の額及び給付人数)

第5条 給付額は、原則として1人当たり年額学費2分の1相当額とする。なお、給付額は事情により低減できるものとする。

- 2 出願対象となる特待生、及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者への給付額は、減免前の正規の年額学費を基準とする。ただし、当該年度1か年以内に受けられる北里大学給付奨学金、北里大学PPA給付奨学金、北里大学貸与奨学金及び学費等減免支援の合計額は、当該年度に納付する年額学費を超えてはならない。
- 3 奨学金の年間資金総額は3,000万円以内とする。
- 4 給付人数は、年間25人程度とする。

(奨学金の給付期間)

第6条 給付期間は、原則として出願年度1か年以内とする。ただし、選考を経て、次年度以降も再給付を受けることができるものとする。

(申請の手続)

第7条 給付奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に規定する書類を理事長宛て提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 北里大学給付奨学生願書(様式第1号)
 - (2) 北里大学給付奨学生推薦書(様式第2号)
 - (3) 北里大学給付奨学生面接審査報告書(様式第3号)
 - (4) 家庭の所得を証明する書類(家計急変者は急変前と急変後の書類)
- 2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。
 - (1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの
 - (2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの
 - (3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの
 - (4) その他本法人が必要と認めたもの

(選考)

第8条 給付奨学生の選考は、家計急変事由の発生より1か年以内の家計急変者を優先し、機構が実施する奨学金制度に準拠して行う。

なお、選考は、原則として毎年度1回とする。

また、選考日以降に緊急を要する事態が発生し、当該年度の資金に余裕があるときは、臨時に選考を行うことができる。

- 2 出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者の選考については、別記1のとおり別途家計算定額の算出方法を定める。
- 3 出願者に対し、当該学部等学生指導委員会は面接を実施し、推薦する。
- 4 給付奨学生の選考には、成績を考慮する。
- 5 給付奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 6 委員会規程は、別に定める。

(採用)

第9条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者について、北里大学学部長会(以下「学部長会」という。)の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者について、採用を決定する。

- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長に提出しなければならない。

(給付奨学金の交付)

第10条 給付奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

なお、交付時に学費未納の奨学生は、交付日から14日以内に学費納入手続を取らなくてはならない

(給付奨学生の採用取消し及び給付奨学金の返還)

第11条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合は、その採用を取消し、委員会及び学部長会の議を経て理事長がその返還を認めるときは、給付奨学金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 退学又は除籍となったとき。
- (4) 成績不良により進級できなかったとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (6) 本人から採用辞退の申出があったとき。
- (7) その他委員会が奨学生として不適格と認めるとき。

2 やむを得ない事由により前項各号の一に該当する場合、及び休学による学費減免に伴う差額分の返還については、当該事由等を考慮し、都度委員会において、返還の要否について協議するものとする。

(事務局)

第12条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第28-09800号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第2019-09483号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第2021-12986号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別記1 (第8条関係)

北里大学及び併設校の学費全額免除以外の特別待遇奨学生(特待生)及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

(授業料控除額) = 授業料※ - 授業料※ × (学費免除額 / 1年間の学費総額)

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料

北里大学貸与奨学金規程

昭和62年 6月12日制定
平成 6年11月11日改正
平成 7年 5月19日改正
平成 8年 3月15日改正
平成11年 6月18日改正
平成15年 3月14日改正
平成18年 2月17日改正
平成18年10月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成21年 3月13日改正
平成22年 3月19日改正
平成24年 3月16日改正
平成24年12月21日改正
平成27年 2月20日改正
平成29年 2月17日改正
2019年11月15日改正
2022年 2月18日改正
2023年 2月17日改正
2024年 2月16日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金（以下「基金」という。）規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が、主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を貸与し、もって学業を継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう北里大学及び併設校に在籍する学生とは、次の各号の者とする。

- (1) 北里大学学生
 - (2) 北里大学大学院学生
 - (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
 - (4) 北里大学看護専門学校学生
- 2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び日本学生支援機構（以下「機構」という。）が規定する「奨学金の申込資格」のない外国人留学生を含まない。
- 3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の学費全額免除の特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）、留年生、卒業延期者、休学中の学生は、出願できないものとする。ただし、1回目の留年時に限り出願できるものとする。

(奨学金の種類及び人数)

第3条 奨学金の種類及び人数は、次の各号に定める2種類とする。

- (1) A種奨学金は、原則2年次生以上とするが、2回目募集及び臨時募集のみ1年次生も対象とする。ただし、1年制の専攻科においては、1回目募集から対象とする。大学院学生は学年を問わず対象とする。採用人数は年間35人程度とする。
- (2) B種奨学金は、最高学年生を対象とし、年間若干人とする。ただし、1年制の専攻科を除く

(奨学金の額及び貸与の限度額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に定める額を貸与する。ただし、貸与金額は、事情により低減する場合がある。

- (1) A種奨学金は、学費年額の2分の1とする。
 - (2) B種奨学金は、学費年額とする。
- 2 前項各号に定める奨学金の貸与について、出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者への貸与額は、減免前の正規の年額学費を基準とする。ただし、当該年度1か年以内に受けられる北里大学給付奨学金、北里大学PPA給付奨学金、北里大学貸与奨学金及び学費等減免支援の合計額は、当該年度に納付する年額学費を超えてはならない。
- 3 第1項各号に定める奨学金の資金は、原則として基金運用利息及び本奨学金返還金をもって充当する

ものとし、家計急変の状況に応じて、資金総額 5,000 万円の範囲内で弾力的に運用できることとする。

4 第 2 条に規定する学生が、本学在籍期間中に貸与を受けることができる奨学金の限度額は別表 3 のとおりとする。

(奨学金の貸与期間)

第 5 条 貸与期間は、原則として出願年度 1 か年以内とする。ただし、選考を経て、別表 3 の限度額の範囲で次年度以降も再貸与を受けることができる。

(貸与の手続)

第 6 条 奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に定める書類を理事長宛提出し、選考を受けなければならない。ただし、機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準を超えないこととする。その目安は、4 人世帯の場合、年収 1,191 万円程度（給与所得）若しくは 783 万円程度（給与所得以外）とする（「機構」2019 年度家計基準（第二種・私立・自宅外）による）。

- (1) 北里大学貸与奨学生願書（様式第 1 号）
- (2) 北里大学貸与奨学生推薦書（様式第 2 号）
- (3) 家庭の所得を証明する書類

2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。

- (1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの
- (2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの
- (3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの
- (4) その他本人が必要と認めたもの

(選考)

第 7 条 奨学生の選考は、機構が実施する奨学金制度に準拠し、原則として毎年度 2 回とする。ただし、出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者の家計算定額の算出方法については、別記 1 のとおりとする。

- 2 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会規程は、別に定める。

(奨学生の採用)

第 8 条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者につき、北里大学学部長会（以下「学部長会」という。）の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者の採用を決定する。
- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長宛提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 9 条 A 種及び B 種奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

なお、交付時に学費未納の奨学生は、交付日から 14 日以内に学費納入手続を取らなくてはならない。

(採用取消し及び採用取消しに伴う返還)

第 10 条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長が採用を取消すことがある。

- (1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 退学したとき、又は除籍されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (5) 本人から採用辞退の申し出があったとき。
- (6) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。

2 前項各号の規定のうち、第 3 号及び第 5 号については、原則として委員会等の議を経ず、即時採用を取消することができる。

なお、採用取消しとなった奨学生の奨学金の返還については、第 12 条第 3 項による。

- 3 休学による返還については、休学事由等を考慮し、都度委員会においてその要否を決定する。

(返還に係る手続き及び連帯保証人)

- 第11条 奨学金の貸与が終了した奨学生は、所定の北里大学貸与奨学金借用証書（以下「借用証書」という。）、及び印鑑登録証明書並びにその他本法人が提出を求める書類を理事長宛提出しなければならない。
- 借用証書に署名、押印する連帯保証人2人は、奨学生とそれぞれ生計を別にする収入がある者とし、1人は父母又はこれに準ずる者、1人は奨学生の返還開始時に満60歳未満の4親等以内の親族とする。なお、押印は登録印とし、併せて連帯保証人各々の印鑑登録証明書を提出しなければならない。
 - 前項に定める条件を満たす連帯保証人を選任できない場合は、それ以外の連帯保証人を立てることとし、当該保証人の「返還保証書」のほか、収入等に関する証明書類を提出しなければならない。
 - 連帯保証人は、奨学金の返還について奨学生と同等の責任を負い、奨学生が奨学金の返還をしないときは、その返還残高を代わって返還しなければならない。連帯保証人に「分別の利益」「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」はない。
 - 連帯保証人が立てられない、若しくは指定された期日までに借用証書を提出しないときは、卒業見込み日又は修了見込み日の月末までに、奨学金の全額を一括返還しなければならない。
 - 借用証書に記入した住所から転居した場合は、転居日から30日以内に本法人まで転居を届出なければならない。届出なく、返還に係る通知を受け取ることができないことを理由に返還をしない場合は、第12条第9項による。

(返還)

- 第12条 奨学金の返還は、奨学生が卒業した日又は修了した日から起算して6か月を経た後、貸与された奨学金の全額を月賦又は年賦により各回均等で最長15年以内に返還することを原則とする。返還期間は、別表2のとおり貸与額に応じて年数を定める。ただし、一括して返還することを妨げない。
- 本学学部で奨学生であった者が、卒業後引き続き本学大学院へ進学した場合、進学届（様式第4号）の提出をもって、前項に定める返還開始の時期を、大学院を修了した日から起算して6か月経過後とする。
 - 他学大学院へ進学した場合は、進学届のほか、当該大学院の在学証明書を提出することで、本学大学院進学者と同様の扱いとする。
 - 第10条第1項各号に定める採用取消しとなった者で、退学若しくは除籍、又は採用辞退の場合は、理事長へ奨学金の返還請求を上申し、その決裁日から30日以内に貸与された奨学金の全額を一括返還しなければならない。ただし、他学部等へ転籍した場合を除く。
 - 採用取消しとなった者で、家庭の経済的理由により30日以内に奨学金の返還が困難な場合は、その事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願（様式第5号）を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。
 - 前項により、返還猶予が承認されたときは、承認日から30日以内に、第11条に基づいて所定の借用証書及び印鑑登録証明書を理事長宛て提出しなければならない。
 - 奨学金の貸付けは、無利息とする。
 - 奨学金の返還の債務充当順位は、貸与が複数年にわたりなされたときは、先に貸与された奨学金に充当することとする。
 - 奨学金の返還が、返還予定日から3か月を超えて延滞し、かつ3か月以上入金途絶えたときは、当該奨学生の奨学金返還に係るすべての業務を、本法人が契約する法律事務所に委託し、以降の返還に係る対応は当該法律事務所が請け負うものとする。

(返還の免除)

- 第13条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって未返還の奨学金全額若しくはその一部を免除することがある。
- 死亡したとき。
 - 精神若しくは身体の障害により返還が著しく困難になったとき。ただし、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合のみ申請することができる。
 - 前項に規定する返還免除の手続きは、相続人又は連帯保証人が所定の返還免除願に戸籍抄本若しくは診断書等、本法人が必要と認めた書類を添えて、理事長宛提出しなければならない。
 - 返還免除の願い出があったときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。その結果は奨学生であった者又は連帯保証人若しくは相続人に通知する。
 - 第1項第1号に該当したときに限り、原則として、理事長の承認を得て即時未返還の奨学金全額を免除する。

(返還の猶予)

- 第14条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。
- 疾患等により返還が著しく困難になったとき。

- (2) 離職等により収入がなく、返還が著しく困難になったとき。
- (3) その他経済的事情により、理事長が認めたとき。
- 2 前項により奨学金返還の猶予を受けようとする者は、年度ごとに医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願（様式第5号）を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。
- 3 返還猶予の承認を得た場合は、返還猶予期間を含めた返還年限は最長20年とする。

(事務局)

第15条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附則

この規程は、昭和62年6月12日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年5月19日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第11条第2項に定める別表は、平成18年度貸与奨学生から適用する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条（奨学金の額）の規定にかかわらず、奨学金の資金総額は、平成22年度から平成24年度までの間5,000万円とする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（北学総第28-0980号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（北学総第2019-09493号）

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 延滞金徴収の条文を削除し、未収金回収業務は法律事務所に移管する。

附則（北学総第2021-12988号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附則（北学総第2022-13833号）

(施行期日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附則（北学総第2023-14893号）

(施行期日)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別記1 (第7条関係)

北里大学及び併設校の学費全額免除以外の特別待遇奨学生(特待生)及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

$$(\text{授業料控除額}) = \text{授業料}^* - \text{授業料}^{**} \times (\text{学費免除額} / \text{1年間の学費総額})$$

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料

別表2 (第12条関係)

貸与奨学金返還年数表

貸与総額	返還年数
～ 600,000円	5年
601,000円～ 900,000円	6年
901,000円～ 1,200,000円	7年
1,201,000円～ 1,500,000円	8年
1,501,000円～ 1,800,000円	9年
1,801,000円～ 2,400,000円	10年
2,401,000円～ 3,000,000円	11年
3,001,000円～ 3,600,000円	12年
3,601,000円～ 4,200,000円	13年
4,201,000円～ 4,800,000円	14年
4,801,000円以上	15年

別表3 北里大学貸与奨学金の貸与上限額 (2024年度入学生例)

学部	学科	学年	学費年額	学費合計 (入学金 含む)	学費 1/2	貸与額							貸与の 上限額	
						1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	留年 1回		
薬学部	薬学科	1	1,950,000	12,600,000	975,000	975,000								8,150,000
		2~6	2,050,000		1,025,000		1,025,000	1,025,000	1,025,000	1,025,000	2,050,000	1,025,000		
	生命創薬科学科	1~4	1,670,000	7,080,000	835,000	835,000	835,000	835,000	1,670,000			835,000	5,010,000	
獣医学部	獣医学科	1	2,030,000	12,980,000	1,015,000	1,015,000								8,470,000
		2~6	2,130,000		1,065,000		1,065,000	1,065,000	1,065,000	1,065,000	2,130,000	1,065,000		
	動物資源科学科 生物環境科学科	1	1,100,000	5,250,000	550,000	550,000								3,800,000
		2~4	1,300,000		650,000		650,000	650,000	1,300,000			650,000		
医学部 留年3年次の 場合		1	7,500,000	38,900,000	3,750,000	3,750,000								24,750,000
		2~3	6,400,000		3,200,000		3,200,000	3,200,000				3,200,000		
		4~6	5,700,000		2,850,000				2,850,000	2,850,000	5,700,000			
海洋生命科学部		1	1,100,000	5,750,000	550,000	550,000								4,175,000
		2~4	1,450,000		725,000		725,000	725,000	1,450,000			725,000		
看護学部		1	1,500,000	7,000,000	750,000	750,000								5,000,000
		2~4	1,700,000		850,000		850,000	850,000	1,700,000			850,000		
理学部	物理学科	1	1,462,500	6,200,000	731,250	731,250								4,512,500
		2~4	1,512,500		756,250		756,250	756,250	1,512,500			756,250		
	生物科学科	1	1,512,500	6,550,000	756,250	756,250								4,787,500
		2~4	1,612,500		806,250		806,250	806,250	1,612,500			806,250		
医療衛生学部		1	1,500,000	7,050,000	750,000	750,000								5,125,000
		2~4	1,750,000		875,000		875,000	875,000	1,750,000			875,000		
未来工学部		1	1,400,000	6,450,000	700,000	700,000								4,700,000
		2~4	1,600,000		800,000		800,000	800,000	1,600,000			800,000		
健康科学部		1~4	1,500,000	6,300,000	750,000	750,000	750,000	1,500,000				750,000	4,500,000	

(参考)

【返還例】

単位：円

貸与総額	600,000	900,000	1,200,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000
返還年数	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
返還回数	60回	72回	84回	96回	108回	120回	132回
返還年額	120,000	150,000	171,400	187,500	200,000	240,000	272,700
返還月額	10,000	12,500	14,300	15,600	16,700	20,000	22,700

貸与総額	3,600,000	4,200,000	4,800,000	5,400,000
返還年数	12年	13年	14年	15年
返還回数	144回	156回	168回	180回
返還年額	300,000	323,000	342,800	360,000
返還月額	25,000	26,900	28,500	30,000

(注1) 返還額は、100円未満切捨て

(注2) 返還総額に端数が出る場合は、初回に調整する。

(注3) 返還例は、おおよその返還額を目安として便宜上掲載したものであり、端数調整の関係で実際の返還年額及び返還月額とは、異なる場合もある。

(注4) (第14条関係) 返還猶予の承認を得た場合は、返還猶予期間を含めた返還年限は最長20年とする。

北里大学学費の納入及び学費の取扱いに関する規程

昭和57年2月26日制定
昭和60年2月22日改正
昭和63年4月1日改正
平成12年4月21日改正
平成14年7月19日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成23年4月1日改正
2018年2月16日改正
2018年11月16日改正
2019年1月18日改正
2020年7月17日改正
2021年2月19日改正
2021年12月17日改正
2022年2月18日改正
2023年1月20日改正
2024年1月19日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学学則第43条から第45条まで及び北里大学大学院学則第54条から第56条までの規定に基づき、学費の納入及び学費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(学費の定義)

第2条 この規程において「学費」とは、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費をいう。

(納入方法)

第3条 学費は、年額を一括して前期に納入（以下「全納」という。）し、又は年額の2分の1ずつを前期及び後期の2回に分けて納入（以下「分納」という。）するものとする。

2 学費のうち入学金は、全納とする。

3 学費のうち授業料、施設設備費及び教育充実費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。

4 北里会費（委託徴収）は、全納とする。

(入学試験合格者への適用)

第4条 入学試験合格者は、学費のうち入学金を入学手続時に全納する。学費のうち授業料、施設設備費

及び教育充実費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。ただし、医学部学士入学者（9月入学）は全納のみとする。

- 2 諸会費等は、入学手続時に全納する。
- 3 入学試験合格者とは、学校推薦型選抜試験合格者、総合型選抜試験合格者、一般選抜試験合格者、特別選抜試験合格者及び編入学試験合格者をいう。
- 4 入学試験合格者で、入学手続を終了した者（入学予定者）が入学辞退を願い出たときは、所定の期日までに辞退手続を完了すれば、入学金以外の納付金を返還する。ただし、学校推薦型選抜試験・総合型選抜試験合格者は、本大学の専願者として取り扱うので、入学の辞退がやむを得ない理由（病気、怪我等で就学が困難になった場合）と本大学が認めた場合に限り、入学金以外の納付金を返還する。
- 5 本大学の学生で、新たに入学試験を受け、本大学の他の学部又は同一学部内の他の学科若しくは他の専攻に合格した者が願い出たときは、既納の入学金相当額を新たに入学する学部、学科、専攻の入学金から減額するものとし、差額に不足がある場合はそれを徴収する。
- 6 大学院の入学試験合格者で、本大学を卒業した者（見込み者を含む）又は本大学院を修了した者（見込み者を含む）は、入学金を免除する。

(納入期日)

第5条 学費は、毎年前期は4月1日から4月30日までに、後期は10月1日から10月31日までに所定の額を納入するものとする。

(延納)

第6条 所定の期日までに学費を納入できない者が学費の延納を願い出たときは、2ヵ月以内の延納を認めることができる。

- 2 延納を希望する者は、前期は4月30日までに、後期は10月31日までに学費延納願を学部事務室又は研究科事務室に提出しなければならない。

(滞納処分)

第7条 前条の手続なく学費を滞納したときは、次の各号の資格を停止する。

- (1) 授業の出席及び定期試験等を受験すること。
- (2) 通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること。
- (3) 本学各図書館図書の貸出しを受けること。
- 2 学費納入の督促を受けた者が、指定した期日までに学費を納入しないときは、大学学則第41条又は大学院学則第50条の規定により除籍する。
- 3 学費未納期間の、単位の認定は行わないこととする。

(返還)

第8条 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。

2 「別に定める場合」とは、次の各号をいう。

- (1) 入学試験合格者で第4条第4項に該当するとき。
- (2) 学費を全納した者が学年の初め又は途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (3) 前期分の学費を納入した者が学年の初めで休学し、学費減免の対象となったとき。
- (4) 後期分の学費を納入した者が学年の途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (5) 死亡除籍となったとき。死亡時期が9月30日以前の場合は、当該年度学費を全額返還する。
また死亡時期が10月1日以降の場合は、当該年度後期学費を返還する。
- (6) 学費の過払いがあり、返還する必要があると認められたとき。

(休学期間中の学費)

第9条 休学を認められた者で次の各号の一に該当するものは、休学期間に応じ、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除し、在籍料を徴収する。在籍料納入額は別表1のとおりとする。

(1) 1年間休学

学年の初めから継続して1年間休学を許可された者（前年度の3月31日までに休学を願い出て4月1日から休学を認められた者及び5月31日までに休学を願い出て4月1日にさかのぼって休学を認められた者）

(2) 前期休学

学年の初めから休学を許可され、後期授業開始日に復学する者（前年度の3月31日までに休学を願い出て4月1日から休学を認められた者及び5月31日までに休学を願い出て4月1日にさかのぼって休学を認められた者）

(3) 後期を含む6ヵ月以上1年未満休学

学年の途中で休学を許可された者で、休学期間が6ヵ月以上1年未満の者（休学期間6ヵ月には10

月1日から3月31日までが該当する。ここでは10月31日までに休学を願い出、6ヵ月又は年度内のそれ以上の期間、休学を認められた者)

- 2 休学を認められた者で各号の一に該当する者は、既納の学費の中から相当額を返還する。
 - (1) 学費を全納した者が前項第1号から第3号に該当するとき
 - (2) 前期分の学費を納入した者が前項第2号に該当するとき
 - (3) 後期分の学費を納入した者が前項第3号に該当するとき
- 3 大学院学生が大学院学則第47条第2項により、年度内に復学したときは、減額し、又は返還した相当額を改めて徴収する。

(退学時の学費)

第10条 退学を認められた者で次の各号の一に該当するものは、退学の時期及び学費の全納又は分納の態様に応じ、5割を限度として授業料、施設設備費及び教育充実費の納入を免除し、又は既納の学費の中から相当額を返還する。

(1) 学費全納者

ア 9月30日までの退学者(10月31日までに退学を願い出て9月30日にさかのぼって退学を認められた者を含む。)には、授業料、施設設備費及び教育充実費の年額の5割を返還する。なお、1年間の休学を認められていた者が退学する場合、休学期間中の在籍料についても、後期分に相当する5割を返還する。

イ 10月1日以降の退学者には、学費を返還しない。

(2) 学費分納者

ア 9月30日までの退学者(10月31日までに退学を願い出て9月30日にさかのぼって退学を認められた者を含む。)には、後期分の授業料、施設設備費及び教育充実費の納入を免除する。

イ 後期分の学費を納入した者がアに該当するときは、後期分の学費を返還する。

2 学費分納者が11月1日以降に退学を願い出たときは、後期分の学費を徴収する。後期分の学費を納入しないときは、除籍とする。

3 前期分の学費を未納の者が退学を願い出たときは、前期分の学費を徴収する。学費を納入しないときは、次による。

(1) 4月30日までに退学を願い出たときは、前年度の3月31日にさかのぼって退学を認める。

(2) 5月1日以降に退学を願い出たときは、除籍とする。

4 退学者及び除籍者には、既納の諸会費等のうち同窓会会費を返還する。

(卒業延期時の学費)

第11条 卒業延期者は、前期分の学費を4月30日までに納入するものとする。

2 9月30日までに卒業を認定されなかった者は、留年とし、後期分の学費を10月31日までに納入するものとする。

(再入学時の学費)

第12条 退学者で再入学を認められた者の学費は、次のとおりとする。

(1) 入学金は、免除する。

(2) 授業料、施設設備費及び教育充実費は、再入学した学年の学費を適用する。

2 除籍者で再入学を認められた者の学費については、別に定める。

(転学部時の学費)

第13条 転学部を認められた者の授業料及び施設設備費等は、転入先の学部の学科及び学年の学費を適用する。

(論文審査料の取扱い)

第14条 博士の学位の授与を受けようとする者で、北里大学大学院博士課程を経ないものが学位論文を提出してその審査を受けようとする場合の論文審査料の納入及び減免については、北里大学学位規程及び北里大学大学院研究科の内規の定めるところによる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、北里大学学部長会又は北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会で決定する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 北里会会費の納入については、学費に準じて取り扱う。
附 則
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 この規程の施行に伴い、休学期間中の授業料免除の取扱い（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 昭和60年4月1日施行の附則から第1項を削除する。
- 5 科目等履修生の登録料、履修料及び教職課程履修料、学芸員養成課程履修料その他の特別課程・コース履修料は、別に定める場合を除き、この規程に従って取り扱う。
附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学者及び在学者から適用する。
附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成13年4月1日施行の附則から第6項を削除する。
附 則（北学総第29-10853号）
この規程は、2018年4月1日から施行する。
附 則（北学総第2018-08708号）
この規程は、2018年11月16日から施行する。
附 則（北学総第2018-10836号）
この規程は、2019年4月1日から施行する。
附 則（北学総第2020-04354号）
(施行期日)
この規程は、2020年8月1日から施行する。
附 則（北学総第2020-11574号）
(施行期日)
この規程は、2021年4月1日から施行する。
附 則（北学総第2021-10214号、北学総第2021-12877号）
(施行期日)
この規程は、2022年4月1日から施行する。
附 則（北学総第2022-13528号）
(施行期日)
この規程は、2023年4月1日から施行する。
附 則（北学総第2023-13431号）
(施行期日)
この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1 休学期間中の在籍料納入額

【薬学部、獣医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部、未来工学部、健康科学部】

< 1年次（休学期間：1年間） >

学費の5割相当額

< 1年次（休学期間：前期のみ、又は後期を含む6ヵ月以上1年未満） >

前期分又は後期分学費の5割相当額

< 2年次以降（休学期間：1年間） >

120,000円

< 2年次以降（休学期間：前期のみ、又は後期を含む6ヵ月以上1年未満） >

60,000円

【医学部】

<1年次（休学期間：1年間）>

学費の5割相当額

<1年次（休学期間：前期のみ、又は後期を含む6ヵ月以上1年未満）>

前期分又は後期分学費の5割相当額

<2年次以降（休学期間：1年間）>

900,000円

<2年次以降（休学期間：前期のみ、又は後期を含む6ヵ月以上1年未満）>

450,000円

【医療衛生学部】

<全学年（休学期間：1年間）>

120,000円

<全学年（休学期間：前期のみ、又は後期を含む6ヵ月以上1年未満）>

60,000円

【大学院】

<休学期間：1年間>

学費の5割相当額

<休学期間：2ヵ月以上1年未満>

前期分又は後期分学費の5割相当額

※薬学部、獣医学部、医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部、未来工学部及び健康科学部における学部1年次の休学について、休学理由が「病気又は正課課外活動中の事故」の場合は、2年次以降と同様の取り扱いとする。

北里大学学生生活通則

昭和50年9月26日制定
昭和58年7月21日改正
昭和60年11月28日改正
平成4年1月31日改正
平成7年3月16日改正
平成18年3月17日改正
平成28年11月1日改正

(学籍原簿及び誓約書)

第1条 本学に入学者は、所定の学籍原簿及び誓約書に本人及び保証人が署名し、及び捺印し、入学手続き時に提出しなければならない。

(学籍登録)

第2条 学生は、毎学年初めに所定の期日までに学籍登録を行わなければならない。

(学生証)

第3条 学生証は、常に携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。

- (1) 本学教職員の請求があった場合
 - (2) 各種証明書又は旅客運賃割引証の交付を受ける場合
 - (3) 試験を受ける場合
 - (4) 通学定期乗車券若しくは学生割引乗車券を購入するとき、又はそれを利用する際に係員から請求があった場合
- 2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに所属する学部及び研究科等事務室（以下「学部等事務室」という。）に届けなければならない。
- 4 学生は、次の事項に該当するときは、直ちに学生証を所属する学部等事務室に返還しなければならない。
- (1) 卒業、退学、除籍等により学籍を失ったとき。

- (2) 学生証の有効期限が過ぎたとき。
- (3) 新たな学生証の交付を受けたとき。

(身上変更)

第4条 学生は、改姓その他身上変更及び住所等に変更があったときは、速やかに学部等事務室に届け出なければならない。

2 保証人を変更したとき及び保証人の住所等に変更があったときは、速やかに学部等事務室に届け出なければならない。

(健康診断)

第5条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）により毎年本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 本学が実施する健康診断を受けない場合は、健康診断証明書の交付を行わない。

(欠席届)

第6条 学生は、連続して7日以上欠席するとき、又は忌引欠席のときは、欠席届を所属する学部等事務室に提出しなければならない。

2 前項の欠席の理由が疾病によるときは、医師の診断書を添付するものとする。

(秩序保持)

第7条 本学学生として常に品位を保つことを心掛け、次の行為は厳に慎まなければならない。これに反したときは、学則により懲戒されることは勿論、損害が発生した場合、賠償の責を免れない。

- (1) 授業及び研究の妨害をすること。
- (2) 暴力行為をすること。
- (3) 本学の施設、設備等に対する汚損、破壊又は占拠をすること。
- (4) 学内において、無許可の集会、掲示、印刷物の配布等をすること。
- (5) 学内に危険物、薬品等を不法に持ち込み、又は持ち出すこと。
- (6) 営利を目的として学内施設を利用すること。
- (7) 定められた時間外に学内にとどまること。
- (8) 許可を得ないで学内に車両を乗り入れること。
- (9) その他本学の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼす行為

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この通則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この通則は、昭和58年7月21日から施行する。

附 則

この通則は、昭和60年11月28日から施行する。

附 則

この通則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

北里大学学生の諸活動に関する規程

昭和50年9月26日制定
平成7年3月16日改正
平成10年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成28年11月1日改正

目次

- 第1章 団体の結成（第1条—第4条）
- 第2章 集会等（第5条—第8条）
- 第3章 学内掲示等（第9条—第14条）
- 第4章 団体旅行（第15条）
- 第5章 施設及び器具の使用（第16条）
- 第6章 懲戒（第17条）
- 第7章 規程の改廃（18条）
- 附則

第1章 団体の結成

（結成の許可）

第1条 学生が学内活動を行う団体を結成しようとするときは、責任者（教員）を定め、所定の団体結成願を提出し、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合には、学長の許可を得なければならない。

2 1年次生にあって、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

（加盟）

第2条 結成を認められた団体が学外団体に加盟しようとするときは、前条の規定に準じて扱う。

（更新）

第3条 結成を認められた団体は、毎年4月末日までに団体結成更新願いを提出しなければならない。この手続を怠った団体は、解散したものとす。

（結成に係るその他事項）

第4条 前3条の規定にかかわらず、北里会所属団体の団体結成については、各会会則の定めるところによる。

第2章 集会等

（集会等の許可）

第5条 学生及び結成を認められた団体が学内において集会等を行うときは、所定の届出を行い当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得なければならない。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあって、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

（届出の期限）

第6条 前条に規定する届出は、原則として集会等の7日以前に完了し、許可を得なければならない。ただし、北里会所属団体の定例行事については、前項の規定を免れ、各学期初めに一括して届け出ることができる。

（学外における集会等）

第7条 学外において、本大学名を表示して集会等の行為を行う場合は、学内の集会等の規定に準じた許可を必要とする。

（印刷物の配布等）

第8条 印刷物の配布、拡声器の使用、署名運動、行進、募金、物品販売及び世論調査については、集会等の規定に準じて扱う。

第3章 学内掲示等

（掲示の許可）

第9条 学生及び団体は、あらかじめ学生係を経由し、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得て、学内の所定の場所に掲示物を掲示することができる。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあって、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

(承認印)

第10条 掲示物には、責任者氏名、団体名及び日付を必要とし、承認印がなければならない。

(掲示の期間)

第11条 掲示期間は、7日とし、期間終了後、直ちに掲示責任者の責任において撤去するものとする。

(大きさ)

第12条 掲示物の大きさは、原則として模造紙2分の1以内とする。

(プラカード等)

第13条 プラカード等については、学内掲示等の規定に準じて扱う。

(免除)

第14条 第10条から第13条までの規定にかかわらず、北里会の学内掲示等については、各会長の許可によってその一部を免除することができる。

第4章 団体旅行

第15条 学生が本大学名を表示し、団体旅行を行おうとするときは、責任者(教員)を定め、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得なければならない。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあって、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

第5章 施設及び器具の使用

第16条 授業に使用する以外の目的で、学内の施設、設備又は器具等を使用しようとするときは、所定の手続によって、管理者の承認を得ることとする。

第6章 懲戒

第17条 学生及び団体が学内諸規則及び団体諸規則その他願届出事項に反する行為があったときは、その行為の承認を取り消し、懲戒を加えることがある。

第7章 規程の改廃

第18条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年11月1日から施行する。

北里大学学生における懲戒処分に関する公表基準

平成26年2月21日制定

平成26年11月21日改正

(総則)

第1条 この基準は、北里大学学生(併設校学生を含む。)の懲戒処分の公表が適正に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基準は、北里大学における懲戒処分事案を公表することにより、本校の管理運営の透明性を確保するとともに、学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

(公表する対象)

第3条 学則上の懲戒処分は原則としてすべて公表する。

ただし、公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高い等の理由により、公表が適当でないと学長が認めた場合にあってはこの限りではない。

2 懲戒処分に係る標準ガイドラインは別に定める。

(公表する内容)

第4条 個々の懲戒処分について、学部、学科、学年、学籍番号、処分年月日、処分の種類、処分の理由等の被処分者の属性に関する情報を公表する。

2 ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として併せて氏名も公表する。

(ア) 学則に定める懲戒のうち、懲戒退学となった事案

(イ) 刑事事件となっている事案

(ウ) 本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案

(公表の時期)

第5条 懲戒処分後、原則として速やかに公表する。

(公表の方法)

第6条 原則として、当該学部内の公示より公表する。

2 「懲戒退学」の事案については、学校法人北里研究所ホームページへの掲載及び必要に応じて報道機関等への資料配付を行う。事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて広報担当理事等による記者会見を行う場合がある。

3 学長が必要と判断した事案については、その他の方法を加え公表する。

4 公示については原則として48時間以上、ホームページへの掲載期間は1か月とする。

(主管部署)

第7条 この基準の主管部署は、教学センター事務室とする。

(規程の改廃)

第8条 この基準の改廃は、北里大学学部長会、北里研究所理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

1 この基準は、平成26年9月1日から施行する。

北里大学学生の懲戒処分に係る標準ガイドライン

平成30年4月1日制定
2019年4月1日改正

	事 由	懲戒処分				
		退学	※停学	謹慎	けん責	受験停止
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火などの凶悪な犯罪	○	○			
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪	○	○	○		
	薬物犯罪	○	○			
	痴漢、のぞき、盗撮行為	○	○	○		
	コンピュータ、SNSの不正使用等による悪質な行為 コンピュータ、SNSの不正使用による不適切な行為	○	○		○	
飲酒行為	飲酒を強要し死に至らしめる行為	○	○	○		
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を与える行為	○	○	○		
	満20歳未満の学生と知りながら飲酒を勧める行為		○	○	○	
	満20歳未満の学生の飲酒行為		○	○	○	
交通事故	飲酒運転					
	酒酔い	○	○			
	人身事故	○				
	酒気帯び	○	○	○	○	
	人身事故	○	○			
	措置義務違反	○	○	○	○	
	飲酒運転車両への同乗等		○	○	○	
	飲酒運転以外での人身事故					
	死亡又は重篤な傷害	○	○	○		
	措置義務違反		○	○	○	
	傷害		○	○		
	措置義務違反		○	○	○	
飲酒運転以外の交通法規違反						
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		○	○	○		
物損・措置義務違反			○	○		
ハラスメント	法人の「人権侵害事案に係る懲戒処分基準ガイドライン」に準じる	○	○	○	○	
試験	カンニング等の不正行為		○			○
その他	本大学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為	○	○	○	○	○

※原則として停学は無期停学とするが、状況を勘案し有期停学とすることができる。

1. 個別の事案の内容によっては、下記事項を勘案し、処分の加重、軽減を行うことがある。

(1) 本ガイドラインに掲げる処分より加重することがある場合

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為の学内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ③ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ④ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- ⑤ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

(2) 本ガイドラインに掲げる処分より軽減することがある場合

- ① 学生が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- ③ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

2. 本ガイドラインに掲げられていない非違行為は、本ガイドラインを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

例) 満20歳未満の学生の喫煙などの非違行為

北里大学における個人情報の保護に関する基本規程

平成17年 3月18日制定

平成20年 4月 1日改正

平成26年11月21日改正

平成29年 4月 1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条—第8条）
- 第3章 個人情報の管理（第9条・第10条）
- 第4章 個人情報の開示及び訂正等（第11条）
- 第5章 苦情の処理及び相談（第12条）
- 第6章 個人情報保護委員会（第13条—第18条）
- 第7章 教育・研修等（第19条—第20条）
- 第8章 雑則（第21条—第23条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年文部科学省告示第161号）に基づき、北里大学（以下「本学」という。）における個人情報に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 現在及び過去の学生及びこれに準ずる者、学生等の保護者及び保証人並びに本学への入学志願者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の業務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することができるように体系的に構成したもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 教職員が職務上作成し、又は取得した情報であって教職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。なお、当該保有個人データは、第4章の対象となる。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（大学及び学長の責務）

第3条 本学は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利利益の侵害防止に関して必要な措置を講じるものとする。

2 北里大学学長（以下「学長」という。）は、関係法令及び本規程の趣旨ののっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及び実施するとともに、個人データの管理について、これを統括する。

（教職員の責務）

第4条 個人情報を取り扱う教職員は、法令及び本規程を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人データの正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

- 2 個人情報を取り扱う教職員は、業務上、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、教職員がその職を退いた場合であっても、同様とする。

（個人情報保護管理者）

第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 前項に規定する管理者の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 学長（統括管理責任者）
 - (2) 各学部等にあつては、研究科長、学部長、学部長、一般教育部長、附置研究所長、附属施設長（病院長及び学部附属施設長を除く。）、大学の下に置かれる各施設（センター）長（以上、管理責任者）及び各学部等事務長（副管理責任者）
 - (3) 法人本部にあつては、事務本部長（管理責任者）及び各部署長（副管理責任者）
- 3 管理責任者及び副管理責任者は、統括管理責任者を補佐し、その所管する部門の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。
- 4 管理責任者及び副管理責任者は、本規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、教職員がこれを適正に取り扱うよう指導し、及び監督するとともに、所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 5 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理責任者間の協議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の取扱い

（個人情報の収集制限）

第6条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、目的の達成に必要な限度において収集しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる個人情報は、収集してはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事項
- 3 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 北里大学同窓会、学部同窓会、北里大学 PPA、学部父母（兄）会その他本学の関連会社（以下「関連第三者」という。）から本人に関する情報の提供を受けたとき。
 - (3) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 第13条に定める北里大学個人情報保護委員会が正当な理由があると認めたとき。

（個人情報の利用制限）

第7条 収集した個人情報は、収集した目的以外に利用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難なとき。
- (4) 管理者が調査又は統計をとる必要があると認めたとき。
- (5) 北里大学個人情報保護委員会が正当な理由があると認めたとき。

（第三者提供の制限）

第8条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 法令に基づくとき。
 - (2) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難なとき。
 - (3) 北里大学個人情報保護委員会が正当な理由があると認めたとき。
- 2 関連第三者に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を提供することができる。
 - 3 その他の第三者への情報提供に関しては、当該管理責任者の了承を得て、利用目的の達成に必要な範囲内において提供することができる。

第3章 個人情報の管理

（個人情報の適正管理）

第9条 管理者は、個人情報の安全管理及び正確性を確保するために、次に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の改ざん、漏えい、紛失又は毀損を防止すること。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託における取扱い)

- 第10条 管理者は、個人情報の処理を伴う業務の全部又は一部を学外の業者等（以下「受託者」という。）に委託しようとするときは、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提供するものとし、委託する個人情報の安全管理が図られる受託者に必要、適切な監督を行わなければならない。
- 2 管理者は、受託者と委託契約及び覚書を締結するに当たり、個人情報の改ざん、漏えい、紛失又は毀損の防止、再委託する場合の再委託の範囲、再委託先の監督及び事故時の責任分担等に関する事項を当該契約書等に明記しなければならない。
 - 3 受託者は、個人情報の取扱いについては、契約条項を遵守し、業務遂行において個人情報の保護に努めなければならない。
 - 4 受託者は、業務上知り得た個人情報を業務以外の目的で契約に定める者以外に漏らしてはならない。また、個人データベース等を不正に利用してはならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求と訂正等)

- 第11条 本人は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を管理する管理者に対して開示請求することができる。
- 2 管理者は、本人から当該本人の個人情報の開示を求められた場合は、遅滞なく当該個人情報を開示しなければならない。
 - 3 管理者は、本人から当該個人情報の内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求されたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。
 - 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。この場合、管理者は、当該本人にその理由を文書により通知しなければならない。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 大学の業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) その他北里大学個人情報保護委員会が定めたとき。

第5章 苦情の処理及び相談

- 第12条 管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項に規定する窓口は、原則として、各学部等事務室及び法人本部各部署とする。
 - 3 苦情の処理及び相談のうち、その案件内容によって特に必要と認められる場合は、北里大学個人情報保護委員会に審議を要請するものとする。

第6章 個人情報保護委員会

(委員会)

- 第13条 学校法人北里研究所理事会（以下「理事会」という。）の下に、本学の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、北里大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

- 第14条 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
 - (2) 各部門（病院を含む。以下同じ。）から個人情報の保護の取扱いに関して付議された事項
 - (3) 第5条第5項による管理者間で協議が調わなかった場合の取扱いに関する事項
 - (4) その他個人情報の保護に関する重要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて理事会に審議結果を報告し、又は付議するものとする。

(委員会の構成)

- 第15条 委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 学長
 - (2) 副学長

- (3) 北里大学学生指導委員会委員長
 - (4) 総務担当常任理事
 - (5) 事務本部長
 - (6) 教学センター、総務部、人事部の各部署長
 - (7) その他、理事長が指名する者
- 2 委員長は、学長とする。
 - 3 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第16条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第17条 委員会の事務局は、学事企画部及び総務部が担当する。

(各学部等委員会)

第18条 各学部等にそれぞれ個人情報保護委員会（以下「各学部等委員会」という。）を置く。

第7章 教育・研修等

(教育及び研修)

第19条 学長及び管理者は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため、教職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第20条 個人情報の保護の取扱いに関する運用が確実に行われるよう、監査室が監査を行うものとする。

第8章 雑則

(法等の取扱い)

第21条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護の取扱いに関する事項については、法及びその他関係法令により取り扱うものとする。

(内規等の制定)

第22条 各部門は、当該部門の個人情報の保護に関し、適切に対応するため、原則として、この規程に準じて内規等を定めるものとする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て、学校法人北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（北学総第28-11825号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

北里大学北里会会則

昭和50年4月1日制定
昭和54年2月9日改正
昭和55年5月1日改正
昭和57年5月1日改正
昭和58年6月24日改正
昭和61年4月1日改正
昭和63年4月1日改正
昭和63年9月1日改正
平成元年4月1日改正
平成6年3月11日改正
平成7年2月23日改正
平成9年3月28日改正
平成10年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成20年7月1日改正
平成23年5月13日改正
平成29年7月7日改正
2018年12月7日改正
2023年2月3日改正
2023年11月10日改正
2025年1月10日改正

目次

- 第1章 総則 (第1条-第3条)
- 第2章 組織 (第4条-第6条)
- 第3章 運営 (第7条-第9条)
- 第4章 会計 (第10条-第13条)
- 第5章 賞罰 (第14条・第15条)
- 第6章 補則 (第16条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学北里会と称す。

(本会の目的)

第2条 本会は、課外活動を通じ、協力と連帯の精神を学び、人間性を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 (北里大学学生)
- (2) 特別会員 (北里大学教職員)

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、次の各号に規定する各会からなる。

- (1) 学部北里会及び一般教育部北里会 (以下「各北里会」という。)(学部北里会は、それぞれの学部に所属する2年次生以上を正会員とする。ただし、健康科学部北里会は、該当学部に所属する全学生を正会員として構成する。一般教育部北里会は、健康科学部を除く各学部の1年次生を正会員として構成する。)
- ア 薬学部北里会
 - イ 獣医学部北里会

- ウ 医学部北里会
- エ 海洋生命科学部北里会
- オ 看護学部北里会
- カ 理学部北里会
- キ 医療衛生学部北里会
- ク 未来工学部北里会
- ケ 健康科学部北里会
- コ 一般教育部北里会

- (2) 体育会及び文化会（体育会及び文化会の構成員は、前号アからク及びコ（ただし、イのうち十和田キャンパスで修学する2年次生以上を除く。）の正会員の中で、体育会及び文化会の所属団体に加入登録した者とする。）
- 2 各北里会及び体育会並びに文化会（以下「各会」という。）の会則は、各会が別に定める。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 北里会会長
 - (2) 各会会長
 - (3) 各会所属団体部長
- 2 役員及び部長は、特別会員が当たる。
- 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に交替があった場合の後任役員の任期については、前任者の残任期間とする。なお、第1項第3号に規定する部長の任期等については、各会規程の定めるところによる。
- 4 役員及び部長は、任期終了後でも、後任が選任されるまでの期間、その職務を行う。

(役員を選任及び任命)

第6条 北里会会長は、学長とする。

- 2 各会会長は、各会会則等の定めるところにより候補者を選出し、北里会会長がこれを任命する。
- 3 各会所属団体部長は、各会会則等に基づき、学生から推薦された特別会員とする。なお、その委嘱に当たっては、次の各号による。
 - (1) 各北里会所属団体の部長は、各北里会会長が委嘱する。
 - (2) 体育会及び文化会所属団体の部長は、北里会会長が委嘱する。

第3章 運営

(運営)

第7条 本会に次の機関を置き、運営に当たる。

- (1) 北里会連絡会議
- (2) 北里会運営会議

(北里会連絡会議)

第8条 各会の連絡調整及び各種検討事項等協議のため、北里会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。その任は、北里大学学生指導委員会が担う。

- 2 連絡会議は、各会から要請があった場合、及び必要に応じて北里大学学生指導委員長（以下「学生指導委員長」という。）が招集する。
- 3 構成員は、原則として、北里大学学生指導委員会委員とし、必要に応じて主将等学生を構成員として参加させることができる。
- 4 協議事項は、各種検討事項及び連絡調整の他、第9条第3項各号に掲げるものとし、協議後は、運営会議宛付議しなければならない。

(北里会運営会議)

第9条 各会に共通する事項を審議するため、北里会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議の招集は北里会会長が行う。構成員は、原則として、各会会長及び学生指導委員長とする。ただし、必要がある場合は、当該関係者を加えることができる。
- 3 運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 中央会費に関する事項
 - (2) 表彰及び各会の懲戒に関する事項
 - (3) 全学的な課外活動に関する事項
 - (4) 北里会会則の改正に関する事項

(5) その他本会の目的達成に関する事項

4 運営会議の審議事項は、北里会会長が学部長会に付議し、学部長会の了承をもって決定する。

第4章 会計

(会費)

第10条 正会員の納付する北里会会費は、次の各号に規定する会費により構成される。

なお、北里会会費は年額4,000円とし、授業料とともに納入する。ただし、特別会員は会費を納入しないものとする。なお、北里会会費の内訳は、第2項及び第3項による。

(1) 各北里会会費

(2) 中央会費

2 前項第1号に規定する各北里会会費は、正会員の所属する各北里会の活動費に充て、会費額は1,000円とする。

3 同条第1項第2号に規定する中央会費は、年額3,000円とし、全学的な課外活動、体育会及び文化会の活動費に充てる。ただし、薬学部北里会のうち2年次生以上、獣医学部北里会のうち十和田キャンパスで修学する2年次生以上及び健康科学部北里会（全学生）に所属する正会員の納入する中央会費は、それぞれの北里会の活動費に充てる。

(予算及び決算)

第11条 各会の予算は、次の各号による。

(1) 各北里会の予算は、各学部へ所属する正会員から納入された北里会会費及びその他の収入による。

(2) 体育会及び文化会の予算は、正会員から納入された中央会費及びその他の収入による。

2 予算及び決算については、各会の定める会則により各会が独自に行う。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計監査)

第13条 各北里会は、各学部が規定する会則により会計監査を行い、各会の会員に公示する。

2 体育会及び文化会については、同会が規定する会則により会計監査を行い、北里会の会員に公示する。

第5章 賞罰

(賞罰)

第14条 本会において他の模範となる学生又は団体は、北里大学学生表彰規程第2条第2項に基づきこれを表彰することがある。

(1) 表彰は、課外活動において、特に顕著な貢献及び功績のあった学生又は団体に対して行う。

(2) 表彰は、受賞者又は団体に対して賞状及び記念品を授与する。

(3) 受賞者は、各会会長それぞれの推薦に基づき、運営会議の議を経て北里会会長が決定する。

2 その他北里会会長は前項の他、必要に応じ学生又は団体を表彰することができる。

3 本会所属団体に不都合な行為があった場合は、これを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、公認団体からの降格又は本会からの除名処分とする。懲戒処分の手続きについては、次の各号によるものとし、処分及び処分解除等詳細については別に定める。

(1) 各会において、懲戒に該当する案件が発生した場合は、各会に関連する委員会等（賞罰委員会、教授会等）にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申しなければならない。

(2) 北里会会長は、当該処分案について運営会議及び学部長会に付議し、処分を決定する。

(3) 処分解除についても、第1号及び第2号に準じ決定するものとする。

(各会会則)

第15条 各会にあって他の模範となる学生又は団体は、それぞれ各会会長がこれを表彰することがある。

これに関する規定は、別に定める各会会則による。

第6章 補則

(改廃)

第16条 本会則を改正する場合は、連絡会議（学生指導委員会）及び運営会議の議を経て、学部長会において決定する。

附 則

- 1 この会則は、昭和 58 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 第 10 条第 3 項の中央会費年額は、昭和 59 年度新入生から適用する。

附 則

この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（北学総第 29-04009 号）

- 1 この会則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条（会費）の規定にかかわらず、薬学部は、2 年次生以上が全学の体育会及び文化会に所属・活動していることを考慮し、応分の活動費相当を中央会費として負担する。

附 則（北学総第 2018-09504 号）

この会則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（北学総第 2022-13046 号）

この会則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（北学総第 2023-13354 号）

この会則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（北学総第 2024-14795 号）

この会則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

北里大学北里会体育会会則

昭和 50 年 5 月 1 日制定
昭和 52 年 5 月 20 日改正
昭和 57 年 5 月 1 日改正
昭和 63 年 4 月 1 日改正
平成 6 年 3 月 11 日改正
平成 9 年 3 月 14 日改正
平成 13 年 6 月 8 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
2019 年 4 月 1 日改正
2019 年 12 月 11 日改正
2023 年 2 月 27 日改正
2024 年 2 月 19 日改正
2025 年 2 月 27 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 組織及び運営（第 6 条・第 7 条）

- 第3章 体育会運営会議（第8条—第12条）
- 第4章 学生委員会（第13条—第17条）
- 第5章 総会（第18条—第22条）
- 第6章 主将会（第23条・第24条）
- 第7章 部長会（第25条）
- 第8章 賞罰委員会（第26条）
- 第9章 会計監査委員会（第27条—第30条）
- 第10章 所属団体（第31条—第34条）
- 第11章 賞罰（第35条・第36条）
- 第12章 会計（第37条—第39条）
- 第13章 補則（第40条）

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学北里会体育会と称する。

(本会の目的)

第2条 本会は、本学の課外活動の目的達成のため、スポーツにいそむることにより、各団体相互の連帯性強化を図り、学生団体としての本旨を全うするとともに、各会員の品性を陶冶し、体育会の発展及び向上に寄与し、協同することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、北里大学北里会会則（以下「本則」という。）第4条第1項第1号に規定する正会員（イ（十和田キャンパスで修学する2年次生以上）及びケを除く。）で、本会所属団体に加入登録した者をもって構成する。

(課外活動)

第4条 本会所属団体は、本則第4条第1項第1号に規定する各北里会の体育系団体と交流し、全学的課外活動を行うことができる。

2 本会所属団体が主催する課外活動に各北里会の体育系団体が合同で参加する場合は、各北里会会長の承認を必要とする。

3 本会所属団体が各北里会の体育系団体が主催する課外活動に合同で参加する場合は、本会会長の承認を必要とする。

(学外対抗競技)

第5条 本会所属団体以外の団体が、学外対抗競技において北里大学（全学）を代表する場合は、本則に規定する北里会連絡会議の議を経て北里会会長の許可を得るものとする。

第2章 組織及び運営

(組織及び運営)

第6条 本会に、本則第5条により、会長を置く。

2 会長は、本会部長会からの推薦に基づき、北里会会長が任命する。

なお、会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

4 会長は、本会所属団体の部長の中から、副会長若干人及び会計監査委員1人を指名する。ただし、副会長は、会計監査委員を兼務することはできない。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(機関)

第7条 本会に次の各号に規定する組織を置き、その運営に当たる。

- (1) 体育会運営会議
- (2) 学生委員会
- (3) 総会
- (4) 主将会
- (5) 部長会

- (6) 賞罰委員会
- (7) 会計監査委員会

第3章 体育会運営会議

(構成)

第8条 体育会運営会議（以下「運営会議」という。）は、会長及び副会長並びに第14条に規定する学生委員会委員の代表5人をもって構成する。

(審議事項)

第9条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 第14条に規定する学生委員会委員の選出に関する事項
- (2) 会計監査委員会を構成する学生委員の選出に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 団体存続に関する事項
- (5) 会長が諮問した重要事項
- (6) その他本会の目的達成に関する事項

(運営会議)

第10条 運営会議は、定例会の他、次の各号により開催することができる。

- (1) 会長、副会長又は学生委員会から要請があった場合
- (2) 会計監査委員会から要請があった場合

2 運営会議は、会長が招集し、議長となる。

(議決)

第11条 運営会議の定足数は、構成員の3分の2以上とし、議決は、出席構成員の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状は認めない。

(任期)

第12条 運営会議構成員は、任期終了後でも、後任の新構成員が選出されるまでの期間、その業務を担当する。

第4章 学生委員会

(設置)

第13条 本会を円滑に運営するために、学生からなる学生委員会を置く。学生委員会は、随時開催することができる。

(構成)

第14条 学生委員会は、次の各号に規定する委員（総計15人以内）をもって構成する。

- (1) 委員長1人
- (2) 副委員長2人以内
- (3) 総務、財務、企画及び広報 若干人
- (4) 委員 若干人

(業務)

第15条 学生委員会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の開催及び議題に関する事項
- (2) 主将会の開催及び議題に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 団体存続に関する事項
- (5) 本会会則の改正に関する事項
- (6) その他本会に関する重要事項

(任期)

第16条 学生委員会委員の任期は1年とする。ただし、任期終了後でも、後任の学生委員が選出されるまでの期間、その業務を担当する。

2 第14条の学生委員会委員は、前任の学生委員からの推薦により総会及び運営会議の議を経て、会長が任命する。

(各委員の業務)

第17条 学生委員会委員の業務については、別に定める。

第5章 総会

(総会)

第18条 総会は、本会所属学生の最高議決機関であり、本会所属団体の学生代表者各2人及び第14条の学生委員会委員をもって構成する。

(開催)

第19条 総会は、次の各号により開催することができる。

- (1) 年2回の定例会
 - (2) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合
 - (3) 会長及び学生委員長が必要と認めた場合
 - (4) 会計監査委員会から要請があった場合
- 2 総会は、学生委員長が招集し、議長となる。

(公示等)

第20条 総会の招集に当たり学生委員長は、1週間前までに開催日時、場所、議題その他必要な事項を会長の承認を得て公示するとともに、所属団体に招集通知を出さなければならない。

(審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 第14条の学生委員会委員の選出
 - (2) 会計監査委員会学生委員の選出
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 団体存続に関する事項
 - (5) 本会会則の改正に関する事項
 - (6) その他本会に関する重要事項
- 2 学生委員長は、総会終了後、1週間以内に議事録を会長へ提出し、承認を得て、議決事項を公示しなければならない。

(議決)

第22条 総会は、本会所属団体の3分の2以上の出席を必要とし、議決は、出席団体の過半数を必要とする。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

- 2 投票権は、各所属団体1票とする。
- 3 総会に正当な事由により出席できない団体は、開催3日前までに、その旨学生委員長に届け出なければならない。ただし、委任状は認めない。

第6章 主将会

(構成)

第23条 主将会は、本会所属団体の連絡調整機関であり、本会所属団体それぞれの学生代表者（主将）及び第14条の学生委員会委員をもって構成する。

(開催)

第24条 主将会は、次の各号により開催することができる。

- (1) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合
 - (2) 会計監査委員会から要請があった場合
 - (3) 学生委員長が必要と認めた場合
- 2 主将会は、学生委員長が招集し、議長となる。
- 3 学生委員長は、主将会を開催した場合、議事録をもって会長へ報告する。

第7章 部長会

第25条 会長は、必要により、部長会を開くことができる。

- 2 部長会は、本会所属団体の部長をもって構成する。
- 3 部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長の推薦に関する事項
- (2) その他本会の活動に関する連絡調整

第8章 賞罰委員会

第26条 賞罰委員会は、会長、副会長又は学生委員長から要請があった場合に開催することができる。

- 2 賞罰委員会は、会長、副会長及び学生委員長並びに会長が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 賞罰委員会は、次の事項を審議し、所定の手続を経て執行する。
 - (1) 本会所属団体又は学生の表彰に関する事項
 - (2) 本会所属団体の懲戒に関する事項

第9章 会計監査委員会

(構成)

第27条 会計監査委員会は、本会の収支を監査する。

- 2 会計監査委員会は、本会所属団体の部長の中から、会長が指名した部長1人と、総会で選出された学生委員2人の計3人で構成する。

(兼務禁止)

第28条 会計監査委員は、運営会議構成員を兼務することはできない。

(監査)

第29条 会計監査委員会は、次のとおり監査を行う。

- (1) 毎年1回の定例監査
- (2) 会計監査委員会が必要と認めた場合は、随時監査を行うことができる。

(監査結果の公示)

第30条 会計監査委員会は、監査結果を会長及び総会に報告し、承認を得て、本則に規定する正会員及び特別会員に公示しなければならない。

第10章 所属団体

(構成)

第31条 本会所属団体は、部員数15人以上、かつ複数の学部学生で構成しなければならない。なお、既存の本会所属団体がこの条件を欠き、かつ改善の意欲が見られない場合、会長は、総会及び運営会議の議を経て、当該団体へのクラブ援助金の減額及び準公認団体への降格措置に伴う援助金の廃止、又は解散を命ずることができる。

- 2 本会所属団体の部長は、本則第6条第3項により学生から推薦された教職員となる。部長の任期は、2年とし、重任を妨げない。
- 3 本会所属団体の学生代表は、主将とする。

(結成)

第32条 本則第4条第1項第1号に規定する正会員（イ（十和田キャンパスで修学する2年次生以上）及びケを除く。）が、本会に所属する団体を結成する場合は、所定の団体結成願を学生委員会に提出し、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は、承認に際し、団体結成に関する学内規程により北里会会長の許可を必要とする。
- 3 会長が結成を承認した団体は、準公認団体として活動が認められる。
- 4 準公認団体の活動は、公認団体に準じて取扱うが、クラブ援助金の支給を受けることができない。
- 5 準公認団体は、許可日から原則として満1年を経過した年度の次年度に、公認団体への昇格を申請することができる。
- 6 準公認団体から公認団体への昇格は、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

(変更及び解散)

第33条 本会所属団体が届出記載事項の変更、又は団体を解散する場合は、総会及び運営会議の議を経て、会長の承認を得なければならない。

(更新)

第34条 本会所属団体は、毎年4月末日までに、団体結成更新願の手続を第31条及び第32条に準じて行

わなければならない。ただし、第31条に規定する条件に満たない場合は、運営会議で審議する。

2 団体結成更新の手続を怠った場合は、団体存続の意志なきものと認め、団体を解散したものとして処理する。

第11章 賞罰

(表彰)

第35条 本会所属団体又は学生で、他の模範となる行為があった場合は、賞罰委員会の議を経て会長がこれを表彰することがある。表彰は、受賞者に対し賞状及び副賞を授与する。

(懲戒)

第36条 本会所属団体に不都合な行為があった場合は、賞罰委員会及び北里会運営会議の議を経て、北里会会長がこれを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、準公認団体への降格及び除名の処分とする。

2 懲戒に関する事案を賞罰委員会に付議する場合には、事前に北里会会長の承認を得た後、当該委員会にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申しなければならない。処分決定等詳細及び処分解除に係る取扱いとは本則による。

第12章 会計

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、本則第12条に基づいて毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第38条 本会の経費は、北里会中央会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第39条 本会の予算の立案は、学生委員会でを行い、総会及び運営会議の議を経て会長が決定する。

2 予算は、前年度の会計報告が会計監査委員会の監査終了後でなければ、執行できない。

第13章 補則

第40条 本会則の改正については、会長が副会長及び学生委員会委員からなる会則改正委員会を組織して審議し、総会及び運営会議の議を経て改正する。

附 則

本会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第2019-09529号)

本会則は、2020年1月1日から施行する。

【2019年度第2回北里会体育会運営会議承認 (2019.12.11 開催)】

附 則 (北学総第2022-14199号)

本会則は、2023年4月1日から施行する。

【2022年度第2回北里会体育会運営会議承認 (2023.2.27 開催)】

附 則 (北学総第2023-15021号)

本会則は、2024年4月1日から施行する。

【2023年度第2回北里会体育会運営会議承認（2024.2.19開催）】

附 則（北学総第 2024-17499号）

この会則は、2025年4月1日から施行する。

【2024年度第2回北里会体育会運営会議承認（2025.2.27開催）】

北里大学北里会文化会会則

昭和50年5月1日制定
昭和52年5月20日改正
昭和58年4月1日改正
平成2年4月1日改正
平成6年3月11日改正
平成9年3月11日改正
平成14年12月20日改正
平成19年4月1日改正
平成24年4月1日改正
2019年4月1日改正
2023年2月24日改正
2024年2月21日改正
2025年2月18日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 組織及び運営（第5条・第6条）
 - 第3章 文化会運営会議（第7条）
 - 第4章 学生委員会（第8条—第13条）
 - 第5章 地区連絡協議会（第14条）
 - 第6章 総会（第15条—第19条）
 - 第7章 部長会（第20条）
 - 第8章 会計監査委員会（第21条—第24条）
 - 第9章 所属団体（第25条—第27条）
 - 第10章 賞罰（第28条）
 - 第11章 会計（第29条—第31条）
 - 第12章 補則（第32条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学北里会文化会と称する。

(本会の目的)

第2条 本会は、北里大学北里会会則（以下「本則」という。）第2条の精神により会員が所属学部の違いを超えて友情を高め、文化の創造を通じ、より充実した大学生活を実現することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本則第4条第1項第1号に規定する正会員（イ（十和田キャンパスで修学する2年次生以上の学生）及びケを除く。）で、本会所属団体に加入登録した者とする。

(課外活動)

第4条 本会所属団体は、各北里会文化系団体と交流し、全学的課外活動を行うことができる。

2 本会所属団体が主催する課外活動に各北里会の文化系団体が合同する場合は、各北里会会長の承認を必要とする。

3 本会所属団体が他の北里会文化系団体の主催する課外活動に合同する場合は、会長の承認を必要とする。

第2章 組織及び運営

(組織及び運営)

第5条 本会に、本則第5条第1項第2号により会長を置く。

- 2 会長の任期は2年とし、選出に当たっては部長会で推薦し、北里会会長が任命する。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。
- 4 会長は、本会所属団体の部長の中から、副会長若干名及び会計監査委員1人を指名する。ただし、副会長は、会計監査委員を兼務することはできない。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部長は、会長、副会長を補佐し、当該団体の運営指導に当たる。

(機関)

第6条 本会に、次の機関を置き、運営に当たる。

- (1) 文化会運営会議
- (2) 学生委員会
- (3) 地区連絡協議会
- (4) 総会
- (5) 部長会
- (6) 会計監査委員会

第3章 文化会運営会議

第7条 本会に、文化会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、会長、副会長及びこれと同数の第9条に規定する学生委員会委員の代表をもって構成し、会長、副会長、学生委員会又は会計監査委員会のいずれかから要請があった場合に開催することができる。運営会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 運営会議は、予算の立案及び決算並びに団体の存続等本会の運営に関する全般的事項を審議し、所定の手続を経て執行する。
- 4 運営会議の定足数は、構成委員の3分の2以上とし、議決は、出席構成委員の過半数の同意を必要とする。

第4章 学生委員会

(設置)

第8条 本会を円滑に運営するために、学生からなる学生委員会を置く。

- 2 学生委員会細則は、別に定める。

(構成)

第9条 学生委員会は、次の委員（総計10人以内）をもって構成する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人以内
- (3) 総務及び財務 若干名
- (4) 委員 若干名

(委員の任命)

第10条 前条の学生委員会委員は、総会及び運営会議の議を経て会長が任命する。

(業務)

第11条 学生委員会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の開催に関する事項
- (2) 総会の議題に関する事項
- (3) 予算の立案及び決算に関する事項
- (4) 会長が諮問した事項
- (5) 諸会議事録の作成及び会長への提出
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(委員の任期)

第12条 学生委員会委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(任期満了後の取扱い)

第13条 学生委員会委員は、任期満了後も新学生委員会委員が選出されるまで業務を担当する。

第5章 地区連絡協議会

第14条 本会の連絡調整を円滑にするため地区連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、白金及び相模原それぞれの地区の学生委員会委員及び本会所属団体の代表者をもって構成する。

3 協議会は、必要に応じて開催し、それぞれの地区の学生委員会委員が招集する。

第6章 総会

(総会)

第15条 総会は、本会所属学生による最高議決機関であり、学生委員会委員及び本会所属各団体の代表者2人をもって構成する。

(開催)

第16条 総会は、次の場合学生委員会委員長が開催する。なお、会長が必要と認めた場合、会長及び副会長は、総会に出席することができる。

- (1) 毎学期の定例会
- (2) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合
- (3) 会計監査委員会学生委員から要請があった場合
- (4) 学生委員会委員長が必要と認めた場合
- (5) 会長が必要と認めた場合

2 総会の議長は、総会において選出する。

(公示等)

第17条 総会の招集に当たり、学生委員会委員長は、1週間前までに開催日時、場所、議題その他必要な事項を会長の承認を得て、公示するとともに本会所属団体に招集通知を出すものとする。

(審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 第9条の学生委員会委員の選出
- (2) 会計監査委員会学生委員の選出
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 本会に加入を希望する団体に関する事項
- (5) 全学的行事への参加及び委員選出に関する事項
- (6) 本会会則の改正に関する事項
- (7) その他本会に関する重要事項

2 学生委員会委員長は、総会終了後1週間以内に議事録を会長へ提出し、承認を得て、議決事項を公示しなければならない。

(議決)

第19条 総会の定足数は、本会所属団体の3分の2以上とする。

2 投票権は、本会所属団体1票とし、出席団体の過半数をもって議決する。

3 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 やむを得ない事由により、総会に出席できない団体は、開催3日前までにその旨学生委員会委員長に届け出なければならない。ただし、委任状は、認めない。

5 学生委員会委員のリコールは、第16条第1項第2号によって開催された総会において重要決議事項として出席団体の3分の2以上をもって議決する。

第7章 部長会

第20条 会長は、必要により部長会を開くことができる。

2 部長会は、本会所属団体の部長をもって構成する。

- 3 部長会は、本会の運営について検討し、課外活動の指導方針及び会長の推薦について審議する。
- 4 会長は、部長会の内容を運営会議に報告する。

第8章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第21条 会計監査委員会は、本会の収支を監査する機関で、会長が指名した部長1人及び総会で選出された学生委員2人の計3人で構成する。

(兼務禁止)

第22条 会計監査委員は、運営会議構成員を兼務することはできない。

(監査)

第23条 会計監査委員会は、年度末監査及び会計監査委員会が必要と認めた場合監査を行う。

(監査結果の公示)

第24条 会計監査委員会は、監査結果を総会及び会長に報告し、それぞれの承認を得て北里会会員に公示しなければならない。

第9章 所属団体

(所属団体)

第25条 本会所属団体は、部員数15人以上で複数学部から構成されなければならない。ただし、既存の本会所属団体がこの条件を欠き、かつ改善の意欲が見られない事情が生じた場合、会長は、総会及び運営会議の議を経て、公認団体の準公認団体への降格並びに準公認団体の解散を命ずることができる。

- 2 本会所属団体の部長は、本則第5条第1項第3号及び第6条第3項第2号により学生から推薦された教職員となる。
- 3 本会所属団体の学生代表は、学生責任者とする。

(結成)

第26条 本則第4条第1項第1号に規定する正会員（イ（十和田キャンパスで修学する2年次生以上の学生）及びケを除く。）が本会に所属する団体を結成しようとするときは、所定の団体結成願を学生委員会に提出し、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は、承認に際し、団体結成に関する学内規程による北里会会長の許可を必要とする。
- 3 会長が結成を承認した団体は、準公認団体として活動が認められる。
- 4 準公認団体の活動は、公認団体に準じて取扱うが、クラブ援助金の支給を受けることができない。
- 5 準公認団体は、許可日から原則として満1年を経過した年度の次年度に、公認団体への昇格を申請することができる。
- 6 準公認団体から公認団体への昇格は、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

(変更、解散及び更新)

第27条 本会所属団体が届出記載事項の変更、又は団体を解散しようとする場合は、所定の手続を経て、会長の承認を得なければならない。

- 2 本会所属団体は、毎年4月末日までに、団体結成更新願の手続を前2条に準じて行わなければならない。
- 3 団体結成更新願の手続を怠った場合は、団体存続の意思なきものと認め、団体を解散したものとして処理する。

第10章 賞罰

第28条 本会所属団体又は会員で本会発展に顕著な功績があった場合、表彰することがある。ただし、本会に所属していない学部学生であっても、本会発展に特に顕著な功績があった場合、表彰することがある。

- 2 本会所属団体又は会員に不都合な行為があった場合は、これを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、準公認団体への降格及び除名の処分とする。
- 3 表彰に関しては、総会及び運営会議で審議し、決定する。
- 4 懲戒に関する事案を運営会議に付議する場合には、会長は、事前に北里会会長の承認を得た後、運営会議にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛申しなければならない。処分決定等詳細及び処分解除に係る取扱いには本則による。

第11章 会計

(会計)

第29条 本会の会計年度は、本則第12条に基づいて毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第30条 本会の経費は、北里大学北里会中央会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第31条 本会の予算の立案は、学生委員会でを行い、総会及び運営会議の議を経て会長が決定する。

2 予算は、前年度の会計報告について会計監査委員会が行う監査終了後でなければ執行できない。

第12章 補則

第32条 本会則を改正する場合は、会長が、副会長及びこれと同数の第9条の学生委員会委員からなる会則改正委員会を組織して審議し、所定の手続を経て改正する。

附 則

本会則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和52年5月20日から施行する。

附 則

本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第 2022-14099号）

本会則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（北学総第 2023-15224号）

本会則は、2024年4月1日から施行する。

附 則（北学総第 2024-16877号）

本会則は、2025年4月1日から施行する。

北里大学部室使用管理規程

(趣旨)

第1条 本学が北里会部室として貸与する施設の利用は、本規程による。

(使用許可)

第2条 部室使用許可を求める団体は、毎年4月末日までに所定の部室使用願を所属会会長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第3条 部室使用団体は、部室の使用に関し、次の事項を禁止する。

(1) 部室使用願に記載した目的以外の用途に使用すること。

- (2) 部室使用許可を無断で譲渡又は貸与すること。
- (3) 部室内の諸施設を無断で改廃又は新設すること。
- (4) 部室内で宿泊すること。
- (5) 部室内で飲酒すること。
- (6) 火気を使用すること。ただし、特別の事情があるときは、所属会会長の承認を経て総務部の許可を受けること。

(遵守事項)

第4条 部室使用団体は、部室の使用に関し、次の事項を守ることとする。

- (1) 部室使用時間は、午前8時から午後9時までとし、時間外及び休日の使用は、所属会会長の承認を得ること。
- (2) 退室に際しては、戸締まり及び消灯の確認を行うこと。
- (3) 掲示その他これに類するものは、所定の場所に行うこと。
- (4) 部室内に多額の金銭又は貴重品等を保管しないこと。
- (5) 整理整頓に心がけること。

(事故等発生時)

第5条 事故、盗難、破損等が発生した場合は、速やかに届け出ること。

(使用許可の取消し)

第6条 部室使用団体が本規程に違反した場合は、使用許可を取り消すことがある。

附 則

本規程は、昭和50年10月1日から施行する。

北里大学一般教育部北里会会則

昭和50年4月1日制定
平成20年4月1日改正
平成24年6月13日改正
平成27年3月23日改正
平成28年5月18日改正
2019年4月1日改正

(名称)

第1条 本会を北里大学一般教育部北里会と称する。

(目的)

第2条 本会は、課外活動を通じ、会員の親睦を図り、協力と連帯の精神を学び、人間性を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員で構成する。

- (1) 正会員 各学部1年次生
- (2) 特別会員 一般教育部教職員

(会長)

第4条 本会に会長を置く。会長は一般教育部長とする。

(運営委員会)

第5条 本会を円滑に運営するため、一般教育部北里会運営委員会（以下運営委員会という。）を置く。

- 2 運営委員会委員長は、学生指導委員会委員長が務める。
- 3 運営委員会の委員は、委員長が指名する。委員の構成は次のようにする。
特別会員の教員 5名、事務職員 1名、正会員 4名以上
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、正会員である委員の任期は1年とする。
- 5 運営委員会は次の事項を審議する。
(1) 課外活動（懇和会、団体活動、親睦会、講演会・講習会等）の運営等に関する事項

- (2) 団体の結成・廃止に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 表彰に関する事項
- (5) 会長の諮問した事項
- (6) 会則の改正に関する事項
- (7) その他、一般教育部北里会の運営に関する事項

(賞罰)

第6条 本会正会員を表彰及び懲戒することがある。

2 表彰に関する規程は別に定める。

3 本会所属団体に不都合な行為があった場合は、これを懲戒することがある。懲戒処分の手続きについては、次によるものとする。

- (1) 懲戒に該当する案件が発生した場合は、学生指導委員会等にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申を行う。
- (2) 北里会会長は、当該処分案について運営会議及び学部長会に付議し処分を決定する。
- (3) 処分解除についても、第1号及び第2号に準じ決定するものとする。

(会計)

第7条 正会員は北里大学北里会会則に基づき、会費として年額1,000円を授業料とともに納入する。

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 本会の会計監査を行うために監査委員2名を置く。監査委員は、本会会員のうちから運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。会計報告は、会員に公示する。

(事務)

第8条 本会の事務は教学センター事務室が行う。

(会則の改正)

第9条 本会則の改正は、運営委員会の議を経て、会長が決定する。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。

北里大学 P P A 共済制度に関する規則

第1条 この制度は北里大学 P P A 会則第2条、第3条の目的に則り、学生の福利厚生を図るため、大学管理下における学生の正課教育外活動中の災害に関して必要な相互扶助を行い、もって大学教育の円滑な実施ならびに振興に資し、福利増進を図ることを目的とする。

第2条 この制度は北里大学 P P A 正会員をもって会員とする。

第3条 この制度に関する業務は北里大学 P P A 共済担当委員会が行う。

第4条 この制度は第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 北里大学の学生の課外活動中における不慮の事故ならびに学内における正課教育外活動中の不慮の事故による負傷・疾病・死亡に対する見舞金に関すること。
- (2) その他

第5条 この制度に要する予算は P P A 予算によってまかなう。

第6条 給付に関する細則は別に定める。

第7条 この規則は平成6年5月29日より施行する。

北里大学 P P A 共済制度災害給付細則

- 第1条 北里大学の学生（以下、学生という）の負傷・疾病・廃疾・死亡のうち次に掲げる条件を備えている災害に対して給付する。
- 第2条 その負傷・疾病・廃疾・死亡が大学管理下の課外活動中ならびに学内の正課教育外活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるものであること。
- 2 課外活動中とは次の各号をいう。
- (1) 学生の所属する団体ならびに活動が大学の所定の届出がなされ、許可を受けたものであること。
 - (2) 団体の活動のためおよび団体の活動を終え団体所定の場所・時間に集合し、責任者の指示に従って待機している間。
- 3 正課教育外活動中とは、講義、実験・実習または実技による授業を受けている間以外をいい、次の各号に掲げる間は含まない。
- (1) 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究に従事している間。
 - (2) 全学または学部単位で全員参加を建前とする入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
- 第3条 前2条の事由にかかわらず、次の各号に起因して生じた事故については給付しない。
- (1) 学生の故意または重大な過失
 - (2) 学生の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (3) 学生の脳疾患、疾病または心神喪失
 - (4) 地震、噴火または津波
 - (5) 4号の事由に伴って生じた事故
- 第4条 学生が第2条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡したときは、死亡見舞金100万円を給付する。
- 第5条 学生が第2条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に廃疾状態（身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態）になった場合3万円から100万円の範囲で別表に定める廃疾見舞金を給付する。
- 2 廃疾状態になった後、その原因となった事故により、事故の日から180日以内に死亡した場合には廃疾見舞金は給付しない。
- 3 1項にいう別表の各号に掲げていない廃疾状態については、その程度に応じ、かつ別表の各号の区分に準じ廃疾見舞金を給付する。
- 4 同一事故により2種以上の廃疾状態になった場合、その各々に対し適用し、100万円を限度としてその合計額を給付する。
- 5 学生が事故の日から180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき廃疾状態の程度を決定して廃疾見舞金を給付する。
- 第6条 学生が第2条の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を要したときは、平常の生活に従事することができる程度になおった日までの治療期間に対し、次の各号に規定する金額を限度として、健康保険給付との差額の自己負担分を医療見舞金として給付する。
- (1) 医療機関に入院した治療日数に対しては、その入院実日数1日につき3,000円
 - (2) 医療機関に入院しない治療日数に対しては、その治療実日数1日につき2,000円
- 2 前項の医療見舞金の給付は、同項第1号の治療実日数については180日、同項第2号の治療実日数については90日をもって限度とする。ただし、いかなる場合においても事故の日から1年間をもって限度とする。
- 3 学生が医療見舞金の給付を受けられる治療期間中にさらに重ねて医師の治療を要すべき傷害を被った場合には、重複して医療見舞金は給付しない。
- 4 第12条による診断書に対しては、その費用を給付する。
- 第7条 一事故に基づく傷害について、廃疾見舞金と医療見舞金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を給付する。
- 2 死亡見舞金を給付する場合において、すでに給付した廃疾見舞金または医療見舞金がある場合は、給付額からすでに給付した金額を差し引いて、その残額を給付する。
- 第8条 学生が第2条の傷害を被ったときすでに存在していた廃疾状態もしくは疾病の影響により、または第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により第2条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを給付する。
- 第9条 学生が転学・退学・学部もしくは学科等を変更したとき、会員は、遅滞なく書面をもって P P A 会長に通知しなければならない。
- 2 転学・退学・卒業以前に給付の事由が発生し、その後転学等の学籍異動をしたときは給付を受けることができる。
- 第10条 給付の受取人は会員とする。

第11条 学生が第2条の傷害を被ったとき、その原因となった事故の日から30日以内に事故発生の状況および傷害の程度をPPA事務局に所定の事故報告書をもって通知しなければならない。

第12条 会員が見舞金の給付をうけようとするときは、見舞金請求書に次の書類を添えてPPA会長に提出しなければならない。

(1) 死亡見舞金請求の場合は、死亡診断書

(2) 廃疾見舞金請求の場合は、廃疾の程度を証明する医師の診断書

(3) 医療見舞金請求の場合は、傷害の程度を証明する診断書（ただし、医師の治療を受けた場合にその治療費が10万円以下かつ後遺症がない場合に、治療状況申告書をもって医師の診断書に代えることができる）、入院したときは入院日数等を記載した病院または診療所の証明書類

(4) 病院または診療所発行のその治療に要した領収書

(5) その他、PPA共済担当委員会が要求する書類（北里会からの事故報告書）

第13条 見舞金の給付は、前条の書類を受領した日から30日以内に請求内容が適正であるかどうか審査し行う。審査が必要があれば請求者・学生の所属長その他の関係者から必要な資料・報告の提出あるいは説明を求め調査することがある。

ただし30日以内に審査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく見舞金を給付する。

2 前項の見舞金の給付は、あらかじめPPA会長が承認した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとする。

3 前項の見舞金の給付は、原則的に会員の指定する金融機関口座への振込とする。

附 則

第14条 この細則は平成25年6月2日より施行する。

北里大学PPA弔慰金給付規則

第1条 北里大学PPA〔以下本会という〕は本会正会員又は北里大学学生〔以下学生という〕が死亡したとき、弔慰金を給付する。

第2条 正会員又は学生は給付理由の発生に際し申請書をPPAに提出する。

第3条 本制度の運営は共済担当委員会〔以下委員会という〕が担当し、申請書の受理後委員会は速やかに弔慰金を給付する。

第4条 弔慰金の給付額は正会員、学生の死亡についていずれも30,000円とする。

第5条 この規則は平成15年5月25日より適用する。

附則 1. 北里大学PPA共済制度災害給付細則第4条による死亡見舞金の給付を受ける学生は適用しない。

附則 2. 本規則の執行はPPA共済事業会計により行う。

北里大学PPA給付奨学金規程

平成23年5月29日制定

平成24年5月27日制定

平成26年7月12日改正

平成27年5月22日改正

平成29年5月28日改正

2021年1月15日改正

2022年2月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学に在籍する学生が主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を給付し、もって学業を継続させることを目的とした北里大学PPA給付奨学金（以下「本奨学金」という。）の取扱いに関する事項を定める。

(定義)

第2条 家計急変とは、日本学生支援機構（以下「機構」という。）が規定する貸与奨学金の緊急・応急採用に申請できる事由が発生し、生計維持者の収入が著しく減少、又は支出が著しく増大した場合いう。

- 2 「収入が著しく減少」とは、前年の収入から2割以上減額となった場合をいい、次の各号のとおりとする。
- (1) 父母又は父母に代わって家計を支えている者の収入が、機構の規定する「年収・所得の上限基準の目安（第一種を基準とする。）」以下の収入であること。
 - (2) 父母ともに収入がある場合、又は父母の他に家計を支えている者がいる場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額が機構の規定する基準額以下であること。
- 3 「支出が著しく増大」とは、やむを得ない病気、災害により支出が大幅に増えた場合をいう。
- 4 第2項及び第3項に該当しない場合は、経済的理由として取扱う他、国の高等教育修学支援制度を受けている者の取扱いは、第4条及び第7条による。

(奨学生の資格)

第2条の2 本奨学金に申請可能な学生は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 北里大学 PPA 正会員の子
 - (2) 北里大学に在籍する2年次生以上の者
 - (3) 家計急変又は経済的理由により学費の支弁が困難と認められる者
 - (4) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で将来成業の見込みのある者
 - (5) 学業成績が各学科及び各専攻単位の上位3分の1以内の者。ただし、家計急変の場合は、成績上位4分の3以内の者とする。
 - (6) 日本学生支援機構貸与奨学金又は他機関の貸与奨学金を受けている者。ただし、家計急変による申請者の場合、各種貸与奨学金の貸与状況は申請中も可とする。
- 2 前項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）は、申請することができない。

(資金)

第3条 本奨学金の資金は、北里大学 PPA からの寄付金をもってこれに充てる。

(奨学金の額及び給付人数)

第4条 奨学金の給付額は、原則として1人当たり年額学費2分の1相当額とする。なお、給付額は、事情により低減することができる。

2 申請対象となる特待生、及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者への給付額は、減免前の正規の年額学費を基準とする。ただし、当該年度1か年以内に受けられる北里大学給付奨学金、北里大学 PPA 給付奨学金、北里大学貸与奨学金及び学費等減免支援の合計額は、当該年度に納付する年額学費を超えてはならない。

3 奨学金の年間資金総額は、600万円以内とする。

4 給付者数は、年間6人程度とする。

(奨学金の給付期間)

第5条 給付期間は、原則として出願年度1か年以内とする。ただし、選考を経て、次年度以降も再給付を受けることができるものとする。

(申請の手続)

第6条 本奨学金を受けようとする者は、北里大学 PPA 正会員と連署の上、次の各号に定める書類を理事長宛に提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 北里大学 PPA 給付奨学生願書（様式第1号）
- (2) 北里大学 PPA 給付奨学生推薦書（様式第2号）
- (3) 北里大学 PPA 給付奨学生面接審査報告書（様式第3号）
- (4) 家庭の所得を証明する書類（家計急変者は急変前と急変後の書類）

2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類を提出しなければならない。

- (1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの
- (2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの
- (3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの
- (4) その他本人が必要と認めたもの

(選考)

第7条 給付奨学生の選考は、家計急変事由の発生から1か年以内の家計急変者を優先し、機構が実施する奨学金制度に準拠して、原則として毎年度1回、北里大学奨学生選考時に併せて行う。

2 選考日以降に学生の主たる生計維持者に緊急を要する事態が発生した場合において、当該年度の資金に余裕があるときは、選考を行うことができる。

3 申請対象となる特待生の選考については、別記1のとおり別途家計算定額の算出方法を定める。

4 申請者に対し、当該学部等学生指導委員会は面接を実施し、推薦する。

5 給付奨学生の選考には、成績を考慮する。

6 給付奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

7 委員会に関する規程は、別に定める。

(採用)

第8条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

2 学長は、前項の奨学生候補者について、北里大学学部長会（以下「学部長会」という。）の議を経て理事長に採用を上申する。

3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者について、採用を決定する。

4 給付奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長に提出しなければならない。

(給付奨学金の交付)

第9条 給付奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

2 交付時に学費未納の奨学生は、交付日から14日以内に学費納入手続きを取らなければならない。

(給付奨学生の採用取消し及び給付奨学金の返還)

第10条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合は、その採用を取消し、委員会及び学部長会の議を経て理事長がその返還を認めたときは、給付奨学金の全額又は一部を返還しなければならない。

(1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

(3) 退学したとき又は除籍されたとき。

(4) 成績不良により進級できなかったとき。

(5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

(6) 本人から採用辞退の申出があったとき。

(7) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。

2 やむを得ない事由により前項各号の一に該当することとなった場合、及び休学による学費減免に伴う差額分の返還については、当該事由等を考慮し、都度委員会において、返還の要否について協議するものとする。

第11条 削除

(事務局)

第12条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、北里大学奨学生選考委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成23年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。

附 則（北学総第2020-10080号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2021-12987号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別記1（第7条関係）

北里大学の学費全額免除以外の特別待遇奨学生（特待生）及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

(授業料控除額) = 授業料※ - 授業料※ × (学費免除額 / 1年間の学費総額)

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料

北里大学 P P A 貸与奨学金規程

平成16年9月17日改正
平成18年10月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年7月1日改正
平成24年5月27日改正
平成29年5月28日改正
2021年1月15日改正
2022年2月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学に在籍する学生が主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を貸与し、もって学業を継続させることを目的とした北里大学 P P A 貸与奨学金(以下「本奨学金」という。)の取扱いに関する事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本奨学金に申請可能な学生は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 北里大学 P P A 正会員の子

(2) 家計急変又は経済的理由により学費の支弁が困難と認められる者

(3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で将来成業の見込みのある者

2 前項各号に定める学生であっても、原則として北里大学貸与奨学金、北里大学給付奨学金との重複貸与は認めない。

3 第1項各号に定める学生であっても、留年生、卒業延期者、休学中の学生は、出願できない。ただし、1回目の留年生に限り出願できるものとする。

(資金)

第3条 本奨学金の資金は、北里大学 P P A からの寄付金をもってこれに充てる。

(奨学金の額及び貸与の限度額)

第4条 奨学金の額は、1人当たり年額60万円とする。

2 奨学金の年間資金総額は、480万円以内とする。

3 第2条に規定する学生が、本学在籍期間中に貸与を受けることができる奨学金の限度額は4年制課程で3,000,000円、6年制課程で4,200,000円とする。

(奨学金の貸与期間)

第5条 貸与期間は、原則として出願年度1か年以内、1回限りとする。ただし、次年度以降も引き続き家計状況が改善されない場合は、選考を経て前条第3項の限度額の範囲内で、再貸与を受けることができる。

(貸与の手続)

第6条 本奨学金を受けようとする者は、北里大学 P P A 正会員と連署の上、次の各号に定める書類を理事長宛に提出し、選考を受けなければならない。ただし、日本学生支援機構(以下「機構」という。)が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準を超えないこととする。その目安は、4人世帯の場合、年収1,191万円程度(給与所得)又は783万円程度(給与所得以外)とする(「機構」2019年度家計基準(第二種・私立・自宅外)による)。

(1) 北里大学 P P A 貸与奨学生願書(様式第1号)

(2) 北里大学 P P A 貸与奨学生推薦書(様式第2号)

(3) 家庭の所得を証明する書類

2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出しなければならない。

(1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの

(2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの

(3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの

(4) その他本法人が必要と認めたもの

(貸与人数)

第7条 貸与人数は、年間8人以内とする。

(選考)

第8条 奨学生の選考は、機構が実施する奨学金制度に準拠し、選考は、原則として毎年度2回、北里大学貸与奨学生選考時に併せて行う。ただし、選考日以降の家計急変等、緊急を要する事態の発生時は、資金に余裕がある場合に限り、選考を行うことができる。

2 特別待遇奨学生及び国の高等教育修学支援新制度により減免等を受けている者の家計算定額の算出方法については、別記1のとおりとする。

3 奨学生の選考は、北里大学奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

4 委員会規程は、別に定める。

（奨学生の採用）

第9条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

2 学長は、前項の奨学生候補者について、北里大学学部長会（以下「学部長会」という。）の議を経て理事長に採用を上申する。

3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者の採用を決定する。

4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長宛に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第10条 奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

（採用取消し及び採用取消しに伴う返還）

第11条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長が採用を取消すことがある。

(1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

(3) 退学したとき、又は除籍されたとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

(5) 本人から採用辞退の申し出があったとき。

(6) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。

2 前項各号の規定のうち、第3号及び第5号については、原則として委員会等の議を経ず、即時採用を取消すことができる。

3 採用取消しとなった奨学生の奨学金の返還については、第12条の2第4項による。

（返還に係る手続き及び連帯保証人）

第12条 奨学金の貸与が終了した奨学生は、所定の北里大学 PPA 貸与奨学金借用証書（以下「借用証書」という。）及び印鑑登録証明書並びにその他本法人が提出を求める書類を理事長宛に提出しなければならない。

2 借用証書に署名、押印する連帯保証人2人は、奨学生とそれぞれ生計を別にする収入がある者とし、1人は父母又はこれに準ずる者、1人は奨学生の返還開始時に満60歳未満の4親等以内の親族とする。押印は登録印とし、併せて連帯保証人各々の印鑑登録証明書を提出しなければならない。

3 前項に定める条件を満たす連帯保証人を選任できない場合は、それ以外の連帯保証人を選任することとし、当該保証人の「返還保証書」のほか、収入等に関する証明書類を提出しなければならない。

4 連帯保証人は、奨学金の返還について奨学生と同等の責任を負い、奨学生が奨学金の返還をしないときは、その返還残高を代わって返還しなければならない。

5 連帯保証人は「分別の利益」「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」を行使できない。

6 連帯保証人を選任できない、若しくは指定された期限までに借用証書を提出しないときは、卒業見込み日又は修了見込み日の月末までに、奨学金の全額を一括返還しなければならない。

7 借用証書に記入した住所から転居した場合は、転居日から30日以内に本法人まで転居を届け出なければならない。届出なく、返還に係る通知を受け取ることができないことを理由に返還をしない場合は、第12条の2第8項による。

（返還方法）

第12条の2 奨学金の返還は、奨学生が卒業した日から起算して6か月を経た後、貸与された奨学金の全額を年賦により各回均等で最長10年以内に返還しなければならない。ただし、一括して返還することを妨げない。

2 奨学生であった者が、卒業後引き続き本学大学院へ進学した場合、進学届（様式第4号）の提出をもって、前項に定める返還開始の時期を、大学院を修了した日から起算して6か月経た後とする。

3 他大学大学院へ進学した場合は、進学届のほか、当該大学院の在学証明書を提出することで、本学大学院進学者と同様の扱いとする。

4 第11条第1項各号に定める、採用取消しとなった者で、退学若しくは除籍、又は採用辞退の場合は、その日裁日から30日以内に貸与された奨学金の全額を一括返還しなければならない。ただし、他学部等へ転籍した場合を除く。

5 家庭の経済的理由により30日以内に奨学金の返還が困難な場合は、その事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願（様式第5号）を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

6 返還猶予が承認されたときは、承認日から30日以内に、第12条に基づいて所定の借用証書及び印鑑登録証明書を理事長宛に提出しなければならない。

7 奨学金の貸付けは、無利息とする。

8 奨学金の返還が、返還予定日から3か月を超えて延滞し、かつ3か月以上入金が途絶えたときは、当該奨学生の奨学金返還に係るすべての業務を、本法人が契約する法律事務所に委託し、以降の返還に係る対応は当該法律事務所が請け負うものとする。

(異動の届出)

第13条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当する事由を生じた場合は、直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の死亡
- (2) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要事項の変更等

(返還の免除)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって未返還の奨学金全額若しくはその一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神若しくは身体の障害により返還が著しく困難になったとき。ただし、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合のみとする。
- 2 前項に規定する返還免除の手続きは、相続人又は連帯保証人が、所定の返還免除願に戸籍抄本若しくは診断書等、本法人が必要と認めた書類を添えて、理事長宛に提出しなければならない。
- 3 返還免除の願い出があったときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。その結果は奨学生であった者又は連帯保証人若しくは相続人に通知する。
- 4 第1項第1号に該当したときに限り、原則として、理事長の承認を得て即時未返還の奨学金全額を免除する。

(返還の猶予)

第15条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 疾患等により返還が著しく困難になったとき。
- (2) 離職等により収入がなく、返還が著しく困難になったとき。
- (3) その他経済的事情により、理事長が認めたとき。
- 2 前項により奨学金返還の猶予を受けようとする者は、年度ごとに医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願（様式第5号）を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。
- 3 返還猶予の承認を得た場合は、返還猶予期間を含めた返還年限は最長15年とする。

(事務局)

第16条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

(その他)

第18条 この規程に定めのない事項については、北里大学貸与奨学金規程その他諸規程を検討の上、その準用については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。

附 則（北学総第2020-10082号）

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 延滞金徴収の条文を削除し、未収金回収業務は法律事務所に移管する。

附 則（北学総第2021-12990号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別記1（第8条関係）

北里大学の学費全額免除以外の特別待遇奨学生（特待生）及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が、本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。
(授業料控除額) = 授業料※ - 授業料※ × (学費免除額 / 1年間の学費総額)

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料

北里大学諸機関及び併設校等所在地

北里大学(法人本部)	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
薬学部・大学院薬学研究科	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
獣医学部・大学院獣医学系研究科	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
	〒252-0329	神奈川県相模原市南区北里2-1-1	電話042-778-8111(代)
医学部	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
海洋生命科学部・ 大学院海洋生命科学研究所	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
看護学部・大学院看護学研究科	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
理学部・大学院理学研究科	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医療衛生学部	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
未来工学部・大学院未来工学研究科	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
健康科学部	〒949-7241	新潟県南魚沼市黒土新田500	電話025-779-4511(代)
一般教育部	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
大学院医療系研究科	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
大学院感染制御科学府	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
附置研究所			
北里大学大村智記念研究所	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
附属施設			
北里大学図書館			
白金分館	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
十和田分館	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
医療系図書分館	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
理学部分館	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
教養図書分館	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
新潟分館	〒949-7241	新潟県南魚沼市黒土新田500	電話025-779-4511(代)
北里大学入学センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学健康管理センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学八雲総合実習所	〒049-3121	北海道二海郡八雲町上八雲751	電話0137-63-4362(代)
北里大学高等教育開発センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学農医連携教育研究センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学教職課程センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学看護キャリア開発・研究センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学附属臨床心理相談センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学感染制御教育研究センター	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
附属施設(大学病院等)			
北里大学病院	〒252-0375	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学北里研究所病院	〒108-8642	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
北里大学メディカルセンター	〒364-8501	埼玉県北本市荒井6-100	電話048-593-1212(代)
関連施設			
北里大学就職センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学研究支援センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学国際部	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学地域連携室	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里大学点検・評価室	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)

北里大学教学系IR室	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
北里・野口感染症研究開発センター		University of Ghana Legon, Accra, Ghana.	
学部附属施設			
薬学部附属薬用植物園	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
薬学部附属医薬研究施設	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
薬学部附属 臨床薬学研究・教育センター	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
薬学部附属環境管理センター	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
薬学部附属東洋医学総合研究所	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
獣医学部附属動物病院	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
獣医学部附属小動物実験施設	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
獣医学部附属フィールドサイエンスセンター			
十和田農場	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
八雲牧場	〒049-3121	北海道二世郡八雲町上八雲751	電話0137-63-4362(代)
獣医学部附属獣医臨床試験センター	〒034-8628	青森県十和田市東二十三番町35-1	電話0176-23-4371(代)
医学部附属 遺伝子高次機能解析センター	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医学部附属 バイオイメージング研究センター	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医学部附属 医学教育研究開発センター	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医学部附属臨床研究センター	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医学部附属 新世紀医療開発センター	〒252-0374	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
海洋生命科学部附属 三陸臨海教育研究センター	〒022-0101	岩手県大船渡市三陸町 越喜来字烏頭160-4	電話0192-44-2121(代)
理学部附属 疾患プロテオミクス・センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
医療衛生学部附属 再生医療・細胞デザイン研究施設	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)
併設校			
北里大学保健衛生専門学院	〒949-7241	新潟県南魚沼市黒土新田500	電話025-779-4511(代)
北里大学看護専門学校	〒364-0026	埼玉県北本市荒井6-102	電話048-593-6800(代)
その他			
北里柴三郎記念博物館	〒108-8641	東京都港区白金5-9-1	電話03-3444-6161(代)
北里研究所ICT推進センター	〒252-0373	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	電話042-778-8111(代)

学生便覧（キャンパスガイド）2025

2025年4月1日発行

発行者 北里大学教学センター事務室
編集者

〒252-0373 神奈川県相模原市南区北里1丁目15番1号
電話 042 (778) 8111 (代表)
042 (778) 8084 (一般教育課)
042 (778) 9323 (学生課)

北里大学学生歌

(Maestoso 威容をもって)
力強く荘重に (♩=104)

長木大三 作詞
柏木俊夫 作曲

まなびのち - はな おと おく ひ - かり か が よ - い か
わ ぼう の む - れ な おぐ と わ ち - ち から づ つ よ く - し は
ぜ - さ そ う と も よ す た ま - ん こ の み - ち を あ
え - に の う と と も よ う た わ - ん こ の み - き を あ
あ え い ち も - て る ゆ か - ん か な め ま な び の そ の は
あ あ ふ れ く - る わ か - き ゆ な め ま な び の そ の は
ま じ か に て - で ん と う の は な さ き ほ こ る と も よ - つ ど わ ん こ
の お か - に - あ あ か が や け - る わ が が く ふ

北里大学学生歌
作詞 長木大三
作曲 柏木俊夫

学びの道は 尚遠く
光耀い 薫風さそう
友よ進まん この道を
あ、英知もて 行かん哉

若人のむれ 香しく
力をつくし 栄光担う
友よ謳わん このときを
あ、あふれ来る 若き夢

学びの園は 円かにて
伝統の華 咲き誇る
友よ集わん この丘に
あ、耀やける わが学府

北里大学校歌

生命の北辰

黛まどか 作詞
千住 明 作曲

Introduction

♩ = 86 3

こ ん じょ う(お) つ く す て
ま っ な き び っ や げ に り は う

7
ん ぎ う に ひ と つ ほ し を さ が す ご と と し ろ
げ ゆ き し を ふ ま き せ ば の つ に わ た た を える いか が つ に の ひ の かり し げ ち ら

13
か ね の ち に ひ た す ら に が く そ が も と め し い の
け い か た ち ん を い た だ つ き の み そ こ に ひ も つ し な め い 一 し で く ゆ い の
な み か つ っ つ る ひ わ た だ つ き の の て の が み こ そ に ひ に ひ も つ し な め い 一 し で く ゆ い の

19
し え ん り ち あ そ ん の ね い の 一 よ を き ず 一 く た め
え ち は ち し あ ん の め ぜ え て る う 一 ひ ん に き に と わ じ こ 一 め かし た ん け え め と て に

25
い か ず ち の の ご と の つ ぬ い て を ひ ら き し ぎ た み ち 一 を
せ え め さ ち の く ま と の つ じ ゅ し ら つ た が が し ぎ た た さ と と 一 は
あ ま た の ほ べ し て し ゅ し た ら な あ き さ き た さ と と 一 は

31
あ ゆ む わ ん れ と ら ぞ こ の り あ か
ほ っ が お や く と ほ せ く く

Interlude 3

38
しん D.S.

39
しん い の ち の ほ く しん

Coda 3

北里大学校歌

生命の北辰

作詞 黛まどか
作曲 千住 明

紺青^{こんせい}尽^つくす天穹^{てんきゅう}に ひとつの星を探^{たづ}ねごと
白金^{しろがね}の地にひたすらに 学祖^{がくそ}が追^お求めし医^いの真理^{まこと}
安寧^{あんねい}の世^よを築^たぐため
雷^{かみなり}のごと 貫^ついて
拓^{ひら}きし道^{みち}を 歩^あむ我^{われ}らぞ

この学^{がく}び舎^やに励^むみしを 風雪^{ふうせつ}に堪^たえいつの口^{くち}か
月柱冠^{げつちゅうかん}を戴^かきて 未^み来^{らい}にいつないでゆく叡^{えい}智^ち
その絶^{ぜつ}續^{ぞく}を極^{ごく}めんと
切^き磋^そ琢^{たく}磨^まの 実^{じつ}字^じを
世^よに捧^たげるを 報^{ほう}恩^{おん}とせり

暁^{あけぼの}告^つげる産^う声^{こゑ}は 牧^{まき}場^ばを渡^{わた}る風^{かぜ}に乘^のり
白^{しろ}波^{なみ}立^たつるわだつみの 底^{そこ}にひしめく 命^{いのち}美^みし
雨^{あめ}に照^ある日に 虹^{にじ}か
天^{あま}地^{つち}締^しめて 掃^はるきなし
ああ北^{きた}里^りは 輝^あく北^{きた}辰^{ちん}

朝^{あさ}な夕^{ゆふ}なに とこしえに
あまたの星^{ほし}を従^{したが}えて
ああ北^{きた}里^りは 生命^{いのち}の北^{きた}辰^{ちん} 生命^{いのち}の北^{きた}辰^{ちん}

▼ 困ったときは…

● 学業についての相談

授業、試験、成績、進級等について	▶▶▶	• 教学センター事務室一般教育課または所属学部事務室へ。 • 各学部の学修要項を熟読のこと
授業や試験を欠席したとき	▶▶▶	• p.16を参照 または、各学部の学修要項を参照のこと
ASC（一般教育部学習サポートセンター）の利用について	▶▶▶	• p.30を参照 高校時代に履修していない科目がある、高校までの勉強で解らないところがある、大学の授業についていけないかどうか不安なとき

● 学生生活全般について相談

学籍異動・学費に関する相談 休学・退学・復学等を考えているとき	▶▶▶	• p.16、p.94～を参照
証明書、学割証の発行について	▶▶▶	• p.18を参照
奨学金に関する相談	▶▶▶	• p.19～、p.94～、p.133～を参照
アルバイトについて	▶▶▶	• p.23を参照
拾得物・紛失物について	▶▶▶	• 教学センター事務室または所属学部事務室へ（受取時は学生証必要） 原則3ヶ月以上経過した所有者不明の物品は処分。総合体育館の拾得物は衛生上の観点から保管期間1ヶ月後処分。

● 心身の健康についての相談

• 体調がすぐれないとき • 悩みやストレスを感じているとき	▶▶▶	• p.46～51を参照
-----------------------------------	-----	--------------

● 事件・事故に遭ったとき

所属学部事務室の学生課へ	▶▶▶	• 下記各学部学生課連絡先を参照
事件・事故に遭わないために	▶▶▶	• p.67～79を参照

まずは、北里大学のホームページをご覧ください。<https://www.kitasato-u.ac.jp/>

Campus Guide 2025

北里大学

〒252-0373 神奈川県相模原市南区北里 1-15-1

TEL 042-778-8111 (代)

TEL 042-778-8084 (一般教育課)

TEL 042-778-9323 (学生課)

各学部学生課 連絡先

教学センター学生課	TEL 042-778-9323・9748
教学センター事務室一般教育課 (1P・1V学生)	TEL 042-778-9461・7804
薬学部事務室 (白金キャンパス)	TEL 03-5791-6485
獣医学部事務室 (十和田キャンパス)	TEL 0176-24-9401・9421
医学部事務室	TEL 042-778-9041・9306
海洋生命科学部事務室学生課	TEL 042-778-7918
看護学部事務室学生係	TEL 042-778-9281・9040
理学部事務室学生係	TEL 042-778-9255・8545
医療衛生学部事務室学生係	TEL 042-778-9604・9250
未来工学部事務室	TEL 042-778-9869